

附則

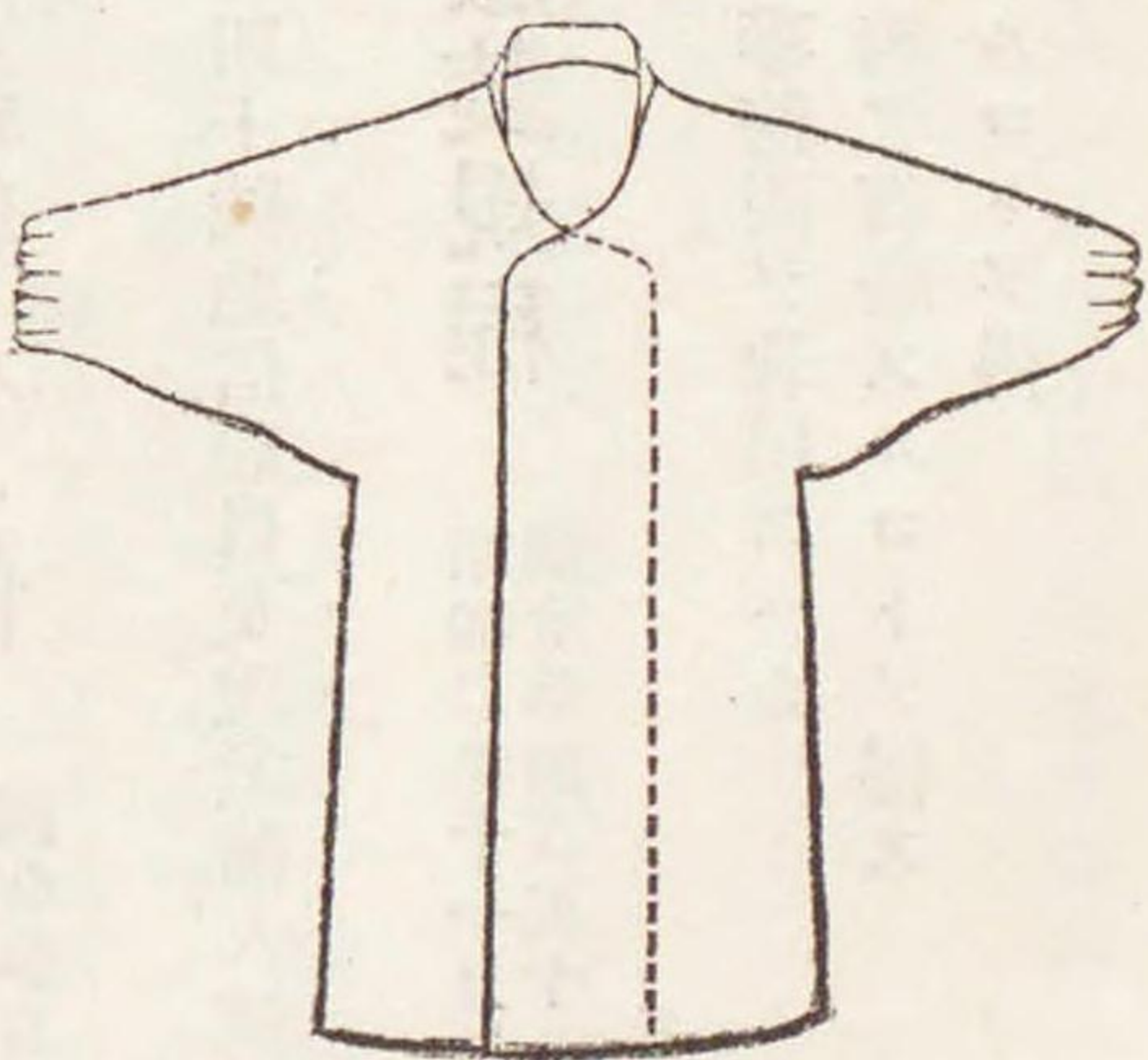
本令ハ昭和二年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

雛形

男子用



女子用



- 一、袖口ハ護謨又ハ紐ヲ挿入スルコト
- 二、袖付ハ袂付和服ノ上ニ着用シ得ルヲ標準トスルコト
- 三、丈ハ膝下ニ至ルヲ標準トス
- 四、女子用ノ襟ハ吾妻コートノ襟形ニ依ル
- 五、地質ハ適宜トシ色合ハ黒色トス

〔樺通〕

〔樺通〕

第七類 統計及報告

● 通信統計報告規程

大正二年五月 訓令第八十九號

改正 大正九年八月訓令第三〇號、一一年八月第一二五號、一三年六月第五三號

各郵便局

通信統計報告規程左ノ通相定メ大正二年五月分ヨリ之ヲ施行ス

通信統計報告規程

- 第一條 郵便局長ハ本規定ニ依リ別表各號ノ報告書ヲ其ノ様式及調査期ニ依リ調製シ發送期限迄ニ樺太廳内務部遞信課ニ提出スヘシ
- 第二條 本規程ニ依ル報告事項中數量ノ増減其ノ他ニ關シ特ニ説明ヲ要スルモノアルトキハ當該報告表ノ備考欄ニ其ノ要領ヲ記載スヘシ
- 第三條 本規程ニ依ル報告事項ハ總テ本邦數字ヲ以テ明瞭ニ記載シ合計欄ニハ朱書スヘシ
- 第四條 報告表中或部分ニ於テ報告スヘキ事實ナキトキハ其ノ部分ニ斜線ヲ畫スヘシ
- 第五條 報告表中一表ヲ通シテ報告スヘキ事實ナキトキハ其ノ旨報告スヘシ
- 第六條 報告用紙ハ交附品トス但シ第九號乃至第十一號ノ報告用紙ハ此ノ限ニアラス
- 第七條 本規程ニ依ル報告表ニハ文書番號ヲ記載シ送付書ノ添附ヲ省略スヘシ

附則

第一編庶務 第七類 統計及報告





印 附 日 出 提

表告報額金及金料便郵料有受引

部 之 便 郵 常 通 殊 特												
金 取 郵 集			金 引 代		金 表 價		內 容 證 明 料	別 配 達 料	料 引 代		料 表 價	
額 立 便 金	證 書 普 通	證 書 振 替 貯 金	額 換 金	表 價 記 格	書 留	物 品			通 貨	表 價 記 格	書 留	物 品

部 之 便 郵 包 小												
金 引 代		金 表 價		別 配 達 料	引 換 代		表 價 格		小 包 書		小 包 普	
額 換 金	表 價 記 格	物 品	通 貨		額 換 金	表 價 記 格	物 品	通 貨	區 外	區 內	區 外	區 內

普ノ包小ルタシナト記表格價ハニ欄ノ料包小通普  
 シヘス算合モヲ料包小通  
 ス準ニ得心入記表號一第他ノ其  
 一、心得入  
 二、

印 附 日 出 提

表告報數出呼及話通

種 別	市 內				市 外			
	呼 出 件 數	呼 入 件 數	發 信 件 數	通 話 時 數	呼 出 件 數	呼 入 件 數	發 信 件 數	通 話 時 數
加入者相互間呼數								
非加入者發								
信通話度數								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								
信通話度數								
加入者發								
非加入者發								

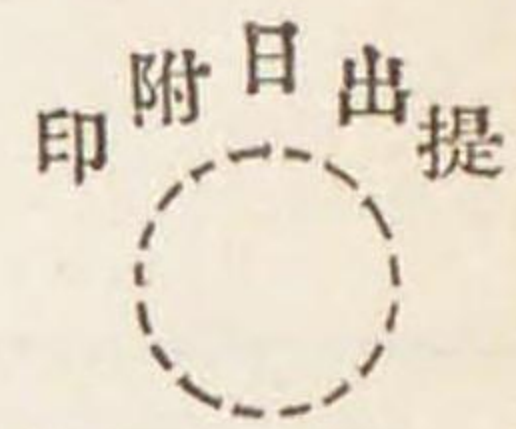




第一編 庶務 第七類 統計及報告

第八號 印紙切手賣捌所及郵便函數報告表

大正 年度末現在



合計	市外	市内	市内外ノ別		種別
			收入	賣捌所	
			收入	賣捌所	郵便切手
					柱
					郵便
					掛
					函
					私
					設備數
					貸與數
					函

注意 毎年度末現在ヲ調査シ四月十日限リ提出スベシ

第九號

電線託送電報通數報告表

大正 年度中

備考	總計	著信通數	發信通數	電話加入者	同上以上ノ者	合計

第十號

局收入額報告表

大正 年度

〔權通〕

種別	切手類			郵便收入	電信收入	電話收入	備考
	郵便切手類賣捌枚數	同上價格	同上代金				

第十一號

局歳入歳出金取扱高報告表

歳入	歳出

第一編 庶務 第七類 統計及報告

種目	金額	科目							金額
		現業費	遞信費	奏任俸給	判任俸給	事務費	郵便費	電信電話費	
切手類收入									
約束郵便料									
託送電報料									
後納電報料									
外國電報料									
電話使用料									
電話料									
計									
印紙收入									
合計									

記入心得

- 一、歳入ハ總テ調定額ヲ記入スヘシ
- 二、本欄以下ノ歳入ハ備考欄ニ記入スヘシ

〔樺通〕

〔樺通〕

●統計報告表記載方注意ニ關スル件

大正十五年二月二十八日  
遞監第八四三號

郵便局一般

各種統計月表中左記事故類多ク屢々注意ヲ促スモ改善ノ跡ナキハ甚夕遺憾ニ付爾今嚴重注意シ斯種事故ノ絶滅ヲ期セラレ度

記

- 一、各表提出遅延
- 一、取扱數ニ激變アルモ備考欄説明洩
- 一、各表ニ文書番號記入洩竝送付書使用
- 一、各表控ヲトラサル爲不着等ノ場合再發方照會スルモ再發不能
- 一、提出日附印及數字ノ不明瞭
- 一、規定外用紙ニテ報告
- 一、電報通數料金報告表發着中繼料金共一句若クハ二句分記入
- 一、通常郵便物數報告表ニ集金郵便記入洩
- 一、同表代金引換ヲ再掲欄ノミ記入
- 一、同表十二月及一月分ニ年賀狀記入洩
- 一、小包郵便物數報告表ヲ發着地別小包郵便物數報告表ト比較スルニ引受配達總數、價格表記及代金



引換等不符合

- 一、十月分有料通常郵便引受物數種類別報告表總計ト同月分月表有料欄總計ト不符合
- 一、同表葉書欄小計ニ書狀及無封書狀混入
- 一、同表新聞雜誌欄ニ書籍類ヲ誤記
- 一、五月分引受有料郵便料金及金額報告表中區内區外トアルヲ同一郵便區市内其他ト思ハス島内外ト誤認
- 一、各表ヲ書留トシテ提出スル向不尠
- 一、電報總計表ニ信數記入洩
- 一、同表再掲欄記入洩
- 一、通話及呼出數報告表ニ市外無料記入洩
- 一、同表中度數及時數ノ轉倒
- 一、各報告表物數ト局備付ノ關係帳簿ト對照スルニ不符合

外國發着通常郵便物數ノ件

大正十五年七月二十日  
遞庶第一三九號

改正 大正一五年一月遞庶第一三九號

八月分以降右毎月分ヲ調査シ翌月五日限り提出相成度

(權通)

(權通)

追而様式ハ左記ニ據リ取扱數ナキ場合ト雖モ其旨報告ノコト

記

外國通常郵便物數報告(何月分)

何郵便局

備考	配達	種別					合計
		引受	書	狀	郵便葉書	印刷物	
						業務用書類	
						其他	
						合	

通常郵便物數報告表記入方ノ件

大正十五年十一月二十四日  
遞庶第三七一號

郵便局一般

右十二月及一月分ニハ年賀郵便ヲモ合算掲記スヘキモノナルニ不拘之ヲ洩ス向不尠ニ付充分注意相成度

通信統計表作製上ノ注意ニ關スル件

昭和二年十二月二十二日  
遞庶第七〇二號内務部長

郵便局長一般

統計ハ事業ノ指針ニシテ管ニ國勢文化及事業發達變遷ノ跡ヲ表ハスモノナルノミナラス百般ノ計劃施設ハ一トシテ基礎ヲ之ニ不據ハナシ故ニ其ノ調査ニ當リテハ嶄新ナル材料ヲ勉メテ正確敏速且鮮明ニ記入提出スヘキニ不拘近來各局員中動モスレハ統計事務ヲ輕視シ單ニ數字ヲ列記スレハ足ルモノナリトシテ提出遲延シ調査杜撰ニ流レ一見シテ容易ニ發見シ得ル事故モ訂正セス徒ニ尨大ナル數字ヲ記入シ甚敷ニ至リテハ通常郵便等何等據ルヘキ事實ヲ調査セス虛數ヲ計上シ毫モ省サル向アルヤニモ被認候處如斯ハ獨リ統計ノ趣旨ニ反スル不而已事業運行上齟齬ヲ生シ遂ニハ憂フヘキ結果ヲモ招來スルニ可至ニ付爾今嚴重注意セラレ度

追而今後事務監査等ノ際統計材料蒐集及調製提出ニ當リ貴官及局員ニ誠意ナシト認ムルトキハ相當處分セラルヤモ難計ニ付深ク意ヲ此處ニ致シ入念迅速正確以テ統計本來ノ使命ヲ全フセラレ度

### ●局務改善ニ關スル報告方ノ件

昭和二年十一月二十日  
遞監第二九九六號

特定局長一般

各局ニ於テ事務ノ刷新改善ニ關シテハ從來ト雖モ夫々考究シ居ラルコトト思料セラレ候處事業上有益ナル考案施設事項ハ是ヲ部内一般ニ紹介スルハ一面事業ノ統一、改善ノ一端トモ相成效果可有之ト被認候ニ付テハ事務整理、能率增進消費節約從事員ノ待遇等其ノ他新規考案改良セラレタル事項ハ大小ヲ問ハス大體左記事項ヲ毎年七月十一月三月ノ三回ニ分テ翌月十五日迄報告相成度  
追而處理上必要有之候ニ付報告事項無キ向ニ於テモ期日迄ニ其ノ旨報告相成度

〔樺通〕

記

〔樺通〕

- 一、實施月日
- 一、施設改良事項ノ大要
- 一、實施後ノ結果
- 一、圖面様式添付ノモノハ二通添付ノコト

## 第八類 雜件

### ●火災警備ニ關スル件

〔樺通〕

大正十一年十一月二十四日  
遞監第三四一二號

郵便局長

火氣取締ニ就テハ平素深甚ナル注意ヲ拂ヒ居ルコトト信スルモ本島内ノ火災ハ寒氣強ク火氣ノ取扱頻繁ナル冬期中ニ最も多ク巨萬ノ財貨ヲ一朝ニシテ灰燼ニ歸セシメタル實例不尠候處郵便局舎ノ災害ハ通信機關ヲ杜絶セシムルノミナラス貴重ナル郵便物ニモ被害ヲ與フルコト有之候ニ就テハ此際局員以下ニ對シ左記各項ヲ注意セシメ火災ノ豫防ト之レカ警備方遺憾ナキヲ期セラレ度

記

- 一、火防警備ニ就テハ豫メ局員ノ任務ヲ定メ置キ非常ノ際遺憾ナキヲ期スルコト
- 二、非常時ニ於ケル避難場所ハ電信電話機ノ取付ト公衆ノ利便トヲ考慮シ平時ニ於テ豫メ方面ヲ異ニスルニケテ所ヲ選定シ局員以下ニ周知セシメ置クコト
- 三、重要書類物品及必要ナル消耗品二日分ハ常ニ適當ナル容器ニ藏置シ之ニ「非常持退」ナル赤記票ヲ付シ非常時ニ際シ速ニ持出シ得ル様手配シ置クコト
- 四、火氣ヲ使用スル場所ニハ必ス用水桶ヲ備ヘ常ニ満水セシメ置クコト
- 五、消火器具ハ可成水桶附近ニ備付常ニ人目ニ觸ルル所ニ備置クコト
- 六、火鉢及煖爐ノ周圍ニハ必ス燃焼物ヲ接近セシメサルコト

- 七、煖爐煙突掃除ハ必ス適當ナル日割ヲ定メ常ニ掃除ヲ怠ラサルコト
- 八、石油貯藏所及ランプ置場ハ特ニ危險ナキ場所ヲ選ヒランプノ掃除ハ必ス日中ニ於テ爲スコト
- 九、ランプノ油壺ハ成可金屬製ノモノヲ使用スルコト
- 十、退廳又ハ臥床ノ際ハ必ス煖爐ノ附近ハ勿論火氣取扱ノ箇所ヲ巡視シ危險ナキコトヲ確ムルコト
- 十一、前各項ハ局舎ト自宅トヲ問ハス之ヲ勵行スルコト

●時計整調ニ關スル件

大正十四年七月二十二日  
遞監第二七〇六號

各郵便局所長

時計ノ正確ヲ期スヘキ義ニ就テハ從來屢々注意スル處アリタルモ今尙等閑ニ附スル傾向アルハ甚タ遺憾ニ不堪之レカ不正確ハ一般公衆ニ對シ不便利ヲ與フルノミナラス事務遂行上多大支障有之殊ニ今夏殿下行啓モアリ多數各方面ヨリ來島者可有之他ノ標準トナルヘキ遞信官署ノ時計ニシテ不正確ナラシカ各種計畫ニ齟齬ヲ來スコトナキヲ保セスサレハ此際之レカ正確ヲ期スル爲調整主任ヲ置キ各時計ノ統一ヲ圖ルハ勿論鐵道受渡局ニ在リテハ最モ關係多キ鐵道側ト連絡ヲ保チ常ニ時計ノ正確ニ對シ嚴重取締アリタシ

●郵便函及電話機持退手當給與ノ件

大正十三年二月七日  
遞第五九號

各局長(市内無集配局ヲ除ク)

水火災基ノ他ノ事變ニ際シ郵便函及電話機等ノ持退キ保護ニ盡力シタル者ニ對シテハ左記内規ニ據リ

(樺通)

(樺通)

手當給與ノコトニ決裁相成候條了知可然取計相成度

記

郵便函及電話機持退手當給與内規

**第一條** 水火災若ハ其ノ他ノ事變ニ際シ郵便函及電話機(特設電話規則ニ依ルモノヲ除ク)等ノ將ニ其ノ難ニ罹ラムトスルトキ之ヲ持退キ保護ニ盡力シタル傭人及部外者ニハ左ノ區別ニ依リ手當金ヲ給與スルコトヲ得但シ電話加入者カ自己加入ニ屬スル電話機ヲ持退キタル場合ハ手當金給與ノ限ニ在ラス

- 一、郵便柱函又ハ電話機 一箇ニ付 金四圓以内
- 二、郵便掛函又ハ卓上電話機 同 金貳圓五拾錢以内
- 三、電話機附屬品 同 金七拾錢以内

**第二條** 各局長ハ自己區内ニ於テ前條ニ依ル手當金ノ給與ヲ要スルモノアリタルトキハ災害ノ狀況、保護ノ事實及保護者住所氏名等ヲ調査シ手當金給與方上申スヘシ

**第三條** 本内規ニ據リ手當金ヲ給與セムトスルトキハ別記様式ノ辭令ヲ用フヘシ 以上  
別記様式

一金「何」圓

右ハ郵便函(又ハ電話機)持退キ保護ノ爲盡力不鮮仍テ手當トシテ給與

何 某

第一編 庶務第八類 雜件

年月日

●印刷物調製ニ關スル件

大正十三年五月十七日  
遞監第二〇八九號

樺太廳

一六六

各特定郵便局長

各局ニ於テ事業周知ノ爲若ハ貯金勧誘書等印刷物ヲ自費調製公衆ニ配付セントスルトキハ印刷前豫メ其ノ原稿ヲ添ヘ承認ヲ受クル様取計相成度

〔樺通〕

第二編 郵便

引受 配達 遞送 雜件

## 第二編 郵便

〔樺通〕

### 第一類 引受

#### ●臺灣ニ於ケル輸出入植物取締ニ關スル件

大正十年十一月二十二日  
遞第五一一號 內務部

各郵便局

臺灣總督府ニ於テハ臺灣輸出入植物取締規則施行規則ヲ制定シ右規則ニ基キ検査ヲ受クヘキ物件ハ植物検査品ナル文字ヲ明瞭ニ表示シタルモノニアラサレハ小包郵便ニ依リ同地ヘ移入スルコトヲ得サルコトト相成候條小包郵便引受上注意相成度  
右通牒ス

#### ●香港宛郵便物差出方注意ノ件

大正十二年七月十二日  
遞監第二五六四號

各集配局

香港宛郵便物ニ對シテハ支那以外ノ一般外國宛郵便物ノ料金ヲ納付スルヲ要スルニ拘ラス香港宛通常郵便物ニ支那宛ノモノニ對スルモノト同様ノ料金ヲ納付シ差出ス向多數アリ名宛人ハ不納料金ノ倍額

第二編 郵便 第一類 引受

ヲ徵收セラレ不尠迷惑ヲ感シ居ル趣ノ處右ハ香港ヲ支那ノ一部ト誤解スル結果ト認ムルニ付香港宛郵便物引受ノ際特ニ注意スルハ勿論一般公衆ニ於テ斯ル誤解ヲ生セシメサル様周知方取計アリタシ

●郵便物肩書記載方ノ件

大正十四年九月十五日  
遞監第三四一一號

各郵便局

郵便物ノ肩書記載ノ完否ハ郵便送達上遲延誤送等ノ事故ヲ生シ易ク從テ受發人自ラ不便ヲ招クノミナラズ繁劇ナル郵便事務取扱上支障不尠ニ付一般公衆ニ對シ其肩書ハ府縣名(北海道ハ國名)ヲ冠シ可成詳細ニ記載セシメラレ度尙東京府各地宛ノモノニハ郡名省略ノ爲遞送區分上誤謬甚敷ニ付郡名ヲモ詳記セシムル様局前揭示又ハ其他ノ方法ニヨリ一般ニ周知方取計相成度

●通信日附印押捺省略ノ件

大正十四年十二月十日  
遞監第四三七六號

各郵便局

無料普通通常郵便物ニ引受日附印ヲ押捺スル向有之モ右ハ無料郵便物特別取扱規程第十一條ニ依リ之ガ押捺ヲ省略スベキ義ニ付將來注意相成度

●書留濫用ニ關スル件

大正十五年一月十五日  
遞監第一三一號

各郵便局

無料郵便物ニ對シ特殊取扱ヲ爲シ得ルモノハ無料郵便物特別取扱規程第二條ニ其範圍ヲ限定セラレア

〔樺通〕

〔樺通〕

ルニ不拘近時比較的重要ナラサルモノ迄書留トシテ差出ス向不尠有之候ガ斯クテハ徒ラニ取扱ノ手數ヲ加ヘ延ヒテ一般事務ニ影響ヲ及ボス次第ニ付爾今嚴ニ規定勵行ノ上書留濫用ノ弊ニ陥ラサル様注意アリタシ

追テ各局ニ於テ右ニ違背スルモノヲ發見セル場合ハ直ニ當課ニ報告相成度

●内容證明郵便物引受ニ關スル件

大正十五年二月九日  
遞監第六二八號

各郵便局

右朝鮮文字ヲ以テ記載シタルモノハ朝鮮總督府管內局ハ引受得ラル、モ其ノ管外一般局ハ引受得サルモノト了知相成度

●外國宛低料郵便物包裝方ニ關スル件

大正十五年三月二十日  
遞監第一〇九號

各郵便局長

萬國郵便條約及其ノ施行規則ニ定ムル包裝方ニ適合セサル外國宛印刷物、業務用書類及商品見本ノ取扱方ニ關シテハ相當注意相成居候義ト被思料候處本邦發支那宛低料郵便物中ニモ之等ノ物品ヲ封皮ニ納メ糊封シ封皮ノ角又ハ緣端ヲ剪ミタルノミニテ其ノ内容品ヲ容易ニ取出シ檢査スルコト能ハサル様包裝シアルモノ不尠支那ニ於テハ總テ之ヲ書狀トシテ取扱ヒ不足料金ヲ徵收スル旨今般同國郵政廳ヨリ來牒有之候條此ノ種包裝ノ低料郵便物ハ支那宛ノモノハ勿論其ノ他ノ外國宛ノモノト雖モ名宛國ニ於テ不足料金ヲ課セラルルコトアルヘキ旨一般ニ周知セシムル様相當配意相成度

●通常郵便物市内特別取扱開始ノ件

大正十五年五月十日  
遞監第二二五四號内務部長  
大泊豊原眞岡泊居局長

右ニ關スル四十二年十月遞信省令第四十六號實施ニ關シ該郵便物引受局ヲ貴局ト指定シ來ル六月一日ヨリ取扱開始ノコトニ決裁相成候條此旨局前揭示ノ外新聞紙等ヲ利用周知方取計ノ上實施上遺漏無キヲ期セラレ度

●敦賀浦鹽間ニ露國トノ價格表記書狀ノ交換再

開ノ件

大正十五年五月二十五日  
遞監第二五〇二號

各郵便局長

本月十五日以降敦賀浦鹽間ニ左記ニ依リ露國トノ價格表記書狀ノ交換再開ノ趣ニ付了知相成度

記

一、表記金額制限ハ官衙銀行ヨリ發シ又ハ之ニ宛ツルモノニ在リテハ一萬法其ノ他ノモノニ在リテハ五千法

二、價格表記書狀ニ挿入スル通信ニ付テハ關係郵便物ノ抱有品ニ關スル簡單ナル記事ノ外記載スルヲ得ス

●集金郵便取扱ニ關スル件

大正十五年六月三十日  
遞監第二九二七號

〔樺通〕

〔樺通〕

各郵便局

集金郵便ノ現金受領證ニ附記シ得ヘキ事項ハ郵便規則第五十三條ノ二ニ依リ規定セラレ尙大正十一年四月郵第一一七八號通信局通牒ノ次第モアルニ拘ラス近時シンガーミシソ會社支店代理店等ヨリ委託ニ係ル現金受領證ニシテ左記ノ如キ事項ヲ附記シ該受領證ニ依リ併テ通信ノ目的ヲ達セントスルカ如キモノヲ其ノ儘引受ル向不尠趣ニ付取扱上篤ク注意相成度

記

イツモ之ト同様ニ印刷シタ請取書ヲ御請取下サイ

御所持ノシンガーミシソニハ是非シンガーノ針シンガーノ油シンガーノ部分品ヲ御使用願ヒマス

御求メノ節ニ何所デモシンガーノ分店ヲ御尋ネ下サレバ皆様ノ御越ヲ待ツテ居リマス

類似ノ代用品ヲ使フ事ハ結局御損ニナリマス常ニシンガー製品ノ御用意ヲ願ヒマス

●米國航空業務ニ依ル飛行郵便ニ關スル件

昭和二年四月十五日  
遞第四〇八號

各集配局

米國航空業務ニ依リ遞送スヘキ本邦發北米合衆國及同國以遠宛書狀ニ對スル飛行郵便料ハ從來遞送區間ニ依リ異リタルモ今般遞信省告示第三九三號ヲ以テ三月一日以降右郵便物ノ遞送ニ利用スヘキ航空



業務ノ範圍擴張セラルト共ニ飛行郵便料ヲ遞送區間及其ノ距離ニ拘ラス均一トシテ全區間ヲ通シ重量半オンス又ハ其ノ端數毎ニ二十錢ト決定相成候條本件郵便物ノ取扱方ニ付テハ左記了知ノ上相當措置相成度

追テ本通牒ニ牴觸スル從來ノ通牒類ハ總テ廢止セラレタル義ト了知相成度爲念

記

一、航空業務ニ依リ遞送シ得ヘキ郵便物ハ北米合衆國及同國以遠宛普通及書留書狀ニ限ル  
二、該郵便物ニハ差出人ニ於テ其ノ名宛面ニ「飛行郵便」ト指定シ一般外國宛當該書狀ノ料金ノ外ノ重量半オンス(三又七分八厘ニ換算ノコト)又ハ其ノ端數毎ニ二十錢ノ飛行郵便料ヲ前納スルコトヲ要ス

三、飛行郵便物ヲ引受ケタルトキハ名宛面郵便切手ノ傍ニ亞刺比亞數字ニテ「オンス」ニ依ル重量單位數(端數ハ切上タルコト)ヲ記載シ尙交換局ニ在リテハ其ノ名宛面ノ上部ニ「U.S. Air mail」ナル印章ヲ押捺スヘシ

四、飛行普通書狀ハ通常局ニ在リテハ他ノ郵便物ト混同セサル様特別ノ把束トナシ之ニ「外國行飛行郵便」ト朱書セル標札ヲ添付シ交換局ニ送付シ又交換局ニ在リテハ自局引受及通常局引受ノモノヲ一括把束ト爲シ「飛行郵便」ト朱書セル標札ヲ添付シ横濱局宛開囊ニテ送付スヘシ

五、飛行書留書狀ヲ引受ケタルトキハ引受帳及受領證ノ備考欄ニハ「飛行郵便」又ハ引受簿及受領證ノ備考欄ニハ「Air mail」ト記入シ通常局ニ在リテハ外國宛書留書狀ト同様交換局ニ送付シ交換局ニ在

〔轉通〕

〔轉通〕

リテハ自局引受及通常局引受ノモノトモ之ヲ横濱局ニ送付スヘシ

六、飛行書狀ヲ交換局ヨリ横濱局ニ送付スル場合ニ於テハ横濱局宛關係繼越目錄餘白ニ「飛行書留何箇飛行普通把束何箇」ト記載シ尙書留書狀ニ付テハ當該備考欄ニ「Air mail」ト記入スヘシ

七、右以外ノ事項ニ付テハ一般外國宛通常郵便物ノ取扱方ニ依ル

### ● 第三種郵便物認可取扱手續

大正十五年四月十九日  
訓令第八十二號

内務部 郵便局

第三種郵便物認可取扱手續左ノ通相定ム  
右訓令ス

#### 第三種郵便物認可取扱手續

第一條 第三種郵便物認可取扱方ハ第三種郵便物認可規則(以下單ニ規則ト稱ス)竝ニ同認可取扱規程(以下單ニ規程ト稱ス)ニ依ルノ外本手續ニ依ルヘシ

第二條 内務部遞信課(以下單ニ遞信課ト稱ス)竝見本差出指定局(以下單ニ差出局ト稱ス)ニ於テハ附錄第一號様式ノ第三種郵便物認可原簿(以下單ニ原簿ト稱ス)ヲ設備シ認可又ハ認可事項變更ノ都度相當事項ヲ記入スヘシ

第三條 郵便局ニ於テ第三種郵便物ノ認可ヲ受ケントスルモノアル時ハ第三種郵便物認可申請書(附錄第二號様式)ニ見本二部竝ニ手数料ニ相當スル郵便切手(可成高額ノモノ)ヲ添へ差出サンメ左記

事項調査ノ上意見ヲ付シ無料書留郵便ニ依リ遞信課ニ送付スヘシ

(イ)申請書記載事項ハ事實ト符合スルヤ否ヤ

(ロ)發行ノ目的竝汎ク一般ニ發賣スルノ事實確實ナルヤ否ヤ

(ハ)發行部數及發賣無代配付ノ各部數

(ニ)永續發行ノ見込ミアルヤ否ヤ

第四條 郵便局ニ於テ規則第六條第一項ニ依リ認可事項ノ變更方申出ルモノアル時ハ各申請書(第三號様式)ニ規則第七條ニ依リ相當手數料ヲ添ヘ差出サシメ直チニ無料書留郵便ニ依リ遞信課ヘ送付スヘシ

第五條 遞信課ニ於テ前二條ニ依ル申請書ヲ受ケタル時ハ相當審査ノ上左ノ手續ヲ爲スヘシ

一、新ニ認可シタルトキハ認可書ヲ調製シ之ニ見本一部ヲ添ヘ差出局ヘ送付スヘシ

二、認可事項變更認可ノモノニ對シテハ認可書ヲ調製シ差出局ヘ送付スヘシ

三、不認可ニ決定シタルモノニ對シテハ申請書提出局ヲ經由シ其ノ旨申請者ニ通知スヘシ

第六條 差出局又ハ申請書提出局ニ於テ前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ左ノ手續ヲ爲スヘシ

一、認可書ニ依リ原簿ニ相當事項ヲ記入シ之ヲ發行人ニ交付スヘシ但シ見本一部ハ規程第十一條ニ依ル見本照査用トシテ順次編綴保存スヘシ

二、不認可ノモノニ對シテハ關係原簿又ハ書類ニ其ノ要領ヲ記入シタル上直ニ申請者ニ送付スヘシ

第七條 遞信課及差出局ニ於テハ第三種郵便物點檢簿(附錄第四號様式)ヲ設備シ定日發行ノ有無竝認

[樺通]

[樺通]

可事項ニ異動ノ有無ヲ調査スヘシ

第八條 差出局ニ於テ發行人ヨリ規則第六條ニ依ル届書又ハ見本ヲ差出ササルモノアルトキハ發行人

ニ就キ事由調査ノ上其ノ顛末ヲ遞信課ニ報告スヘシ

第九條 遞信課ニ於テ規則第四條ノ一第二項ニ該當スルモノト認メタル時ハ差出局ヲ經由シ發行人ニ

對シ失効通知書附錄(第五號様式)ヲ發送スヘシ

差出局ニ於テ前項通知書ヲ受ケタルトキハ自局見本點檢簿ト對照シ相違無キヲ確メタル上原簿ニ相當記入ノ上直ニ發行人ニ送達スヘシ若シ記載事項カ事實ト相違セルトキハ其旨符箋シ遞信課ヘ返戻スヘシ

第十條 差出局ニ於テ規程第十條ニ依ル取消書ノ送付ヲ受ケタルトキハ自局原簿ニ相當記入ノ上直ニ

發行人ニ送達スヘシ

第十一條 原簿ハ永久見本點檢簿及見本ハ三ヶ月保存トス

附則

第十二條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條 本令ニ牴觸スル從前ノ通牒ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

(第一號様式)

第三種郵便物認可原簿

日 發行 定	人行發	號 題	種事記 類項載
	所人發 住行		
日 年認 月可	所行發		
記			事

(第二號樣式)

第三種郵便物認可申請書

- 一、題 號
- 二、記載事項(記事ノ種類ヲ各別ニ記載シ、等又ハ「其他」ノ文字ヲ記載セシメサルコト)
- 三、發行人
- 四、發行所所在地並發行所名

〔樺通〕

〔樺通〕

五、發行人ノ住所

六、發行ノ定日

七、郵便物差出局

右何年何月何日 (日ヲ週テ認可セサルニ付當廳處理ノ日數ヲ見込ミ記入セシムルコト) 發行第何號ヨリ第三種郵便物ノ認可相成度見本二部相添へ此段及申請候也

年 月 日

右發行人 何

某

樺太廳長官 殿

(第三號樣式)

題號變更申請書

- 一、題 號
- 新 舊

右ノ通變更致度候間認可相成度候

年 月 日

右發行人 何

某

樺太廳長官 殿

(第三號樣式ノ二)

記載事項變更申請書

題 號

第二編郵便 第一類引受

第二編 郵便 第一類 引受

記載事項 新 舊

右ノ通變更致度候間認可相成度候

年 月 日

樺太廳長官 殿

(第三號様式ノ二)

發行人變更申請書

題 號

一、發行人

新 舊

右ノ通變更致度候間認可相成度候

年 月 日

樺太廳長官 殿

(第三號様式ノ四)

發行所變更届

題 號

右發行人 何

某甲

右新發行人 何

某甲

舊發行人 何

某甲

〔樺通〕

〔樺通〕

新發行所

舊發行所

右ノ通何月何日ヨリ變更致候

年 月 日

樺太廳長官 殿

(第三號様式ノ五)

發行人住所變更届

題 號

新 住所

舊 住所

右ノ通何月何日ヨリ變更致候

年 月 日

樺太廳長官 殿

(第三號様式ノ六)

發行定日變更届

題 號

新發行定日

第二編 郵便 第一類 引受

右發行人 何

某甲

右發行人 何

某甲

第二編郵便 第一類引受

舊發行定日

右ノ通何月分ヨリ變更致候

年 月 日

右發行人 何

某印

樺太廳長官 殿

(第三號様式ノ七)

發行定日臨時變更屆

題 號 第 何 號

右何月何日發行スヘキ處何月何日ニ變更致候(又ハ何月何日臨時發行致候)

年 月 日

右發行人 何

某印

樺太廳長官 殿

(第三號様式ノ八)

休 刊 屆

題 號 何 號

右何月何日(又ハ何月何日ヨリ何日マデ)發行ノ分休刊致候

年 月 日

右發行人 何

某印

樺太廳長官 殿

(第三號様式ノ九)

[樺通]

[樺通]

第三種郵便物差出局變更屆

題 號

新 差出郵便局

舊 差出郵便局

右ノ通何月何日發行第何號ヨリ變更致候

年 月 日

右發行人 何

某印

樺太廳長官 殿

(第四號様式)

見本検査簿

題 號	發行 定日		發行人 氏名		別 月	
	日	月	日	月	日	月
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
					九	日
					十	日
					一	日
					二	日
					三	日
					四	日
					五	日
					六	日
					七	日
					八	日
			</			

逐號番號ヲ記入スルモノトス

(第五號様式)

第三種郵便物認可失效通知書

一、題 號

二、發行人

右定期刊行物ハ第三種郵便物認可規則第四條ノ一第二項ニ依リ大正何年何月何日發行第何號限り認可失效候條了知相成度

年 月 日

樺 太 廳

●第三種郵便物ノ取扱方ニ關スル件

昭和二年四月十五日  
遞監第一一七號遞信課

各郵便局

郵便規則第十九條ノ二ニ依リ差出ス日刊新聞紙(官報及通信社ヨリ發行スル通信ヲモ含ム)ノ取扱方各局區々ニ涉リ居ルヤニ認メラルルニ付左記事項了知ノ上行違ナキ様留意相成度爲念

記

一、同一題號ノモノ一部一通トシテ差出ス場合ニ限ルコト

二、左ノモノヲ合裝シ一部トシテ差出ス場合ハ發行日附カ何レモ同一タルヲ要ス

朝刊、夕刊、附録、號外

〔樺通〕

〔樺通〕

●第三種郵便物見本點檢其ノ他

昭和二年九月十日  
遞監第二三九〇號

第三種郵便物見本差出指定局長

第三種郵便物トシテ既ニ認可ヲ受ケタルモノト雖規定ノ要件ヲ缺クトキハ之カ取扱ヲ爲スヘカラサルモノナルノミナラス場合ニ依リテハ認可失效スヘキモノニ付定日發行ノ有無ノ調査並見本ノ點檢等ハ嚴重勵行ヲ要スル義ナルニ不拘近時之ヲ等閑ニ附スル向不尠ハ事業上甚遺憾ノ次第ニ有之候ニ付テハ取扱者ヲシテ郵便規則自第二十條至第二十三條及第三種郵便物認可規則並第三種郵便物認可取扱手續(大正十五年五月通信公報第百七十五號所載)等ヲ熟讀研鑽セシメ取扱上遺漏ナキヲ期スルト共ニ尙左記各項ニ對シテハ一層留意勵行セシムル様配意相成度

記

一、冊子トナササルモノ(新聞紙ノ如キ)ニシテ第二頁以下ニ「第三種郵便物認可」ノ文字ヲ洩ラスモノ

アリ注意スルコト

二、定日發行セサルモノニ對シテハ調査ノ上休刊屆發行定日變更屆又ハ發行定日臨時變更屆ヲ徵收スルコト

三、最後發行ノ次ノ定日ヨリ起算シ三十日ヲ過キテ尙發行セサルトキハ認可規則第四條ノ一第二項ニ依リ失效ノモノニ付特ニ至急事由調査ノ上電報スルコト

四、前項ノ場合ハ當廳ヨリノ失效通知ノ有無ニ不拘規定上當然失效ニ付其ノ旨發行人ニ通知ノ上次號

第二編 郵便 第一類 引受

ヨリハ第三種郵便物認可ノ文字ヲ抹消セシメ第四種トシテ之ヲ取扱フコト

●第三種以下印刷物ノ帶紙宛所記載方ニ關スル

件

昭和二年九月二十日  
遞監第二四七九號

各局長

近時第三種以下印刷物中帶紙宛所横書ノモノ多ク爲ニ取扱上ノ能率ヲ減殺サルルコト不尠ニ付テハ右該當ノモノヲ常時多數差出ス向ニ對シテハ約束郵便ニ依ラサルモノト雖郵便規則第六十四條ノ五ニ準シ可成之ヲ縦書ニ改メシムル様配意相成度

●無料價格表記郵便物差出方ニ關スル件

昭和二年十月十日  
遞監第二六七〇號

各局長

現金出納計算規程ニ依ル資金過超金在中無料價格表記郵便物中左記各項ノ事故不尠ニ付取扱者ヲシテ關係規定ヲ熟讀研鑽セシメ過誤遺漏ナキヲ期セラレ度

記

一、郵便規則第三十六條第七號所定事項ノ記入ヲ洩ラス向アリ現金ノミ在中ノモノハ「通貨價格表記金何程」ト現金ト證券トヲ合裝セルモノハ「價格表記合計金何程内通貨表記金何程何々證券表記金

〔樺通〕

〔樺通〕

何程」ト明記スルコト

二、書留ノ記號ヲ附スル向アルモ價格表記トナシタルモノハ書留トナスコトヲ得ス隨テ書留ノ記號ヲ附セサルモノトス(郵便規則第四十四條參照)

●鹽鮭在裡小包引受方ニ關スル件

昭和二年十一月二十日  
遞監第三〇五八號

各郵便局長

從來管内各局引受ニ係ル鹽鮭在裡小包ハ包裝不完全ノ結果配達局到着前既ニ毀損シ相當修補ヲ要スルモノ若ハ鹽分ヲ含メル魚油滲出シ同一行囊中ノ他ノ郵便物ヲ汚損セシムルモノ多數アリタル趣ニテ之カ包裝方ニ關シ内地遞信局ヨリ注意越ノ次第モ有之候ニ付テハ斯種小包ハ完全ナル木箱入トスルカ又ハ油紙包ヲ更ニ篋又ハ其ノ他ノ強鞞ナル布等ヲ以テ覆ヒ木札ヲ結付スル等包裝完全ナルモノニ限り引受相成度

●年賀郵便引受期間ノ件

大正五年十一月  
廳令第三十號

年賀特別郵便規則ニ依リ特別取扱ヲ爲ス年賀郵便物ノ引受期間ハ毎年十二月十日ヨリ三十一日マテトス但シ嶋外ニ達スルモノノ引受期間ハ之ヲ短縮スルコトアルヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス

第二編 郵便 第一類 引受

● 年末年首普通通常郵便物差立手續

大正五年十一月  
訓令第四十號

改正 大正七年一二月訓令第六一號、昭和二年一二月第四九二號

内務部 郵便局

年末年首普通通常郵便物差立手續

第一條

毎年十二月三十一日ヨリ翌年一月七日迄ニ各集中局ニ到達スヘキ期間内普通通常郵便物(書狀、無封書狀ヲ含マス)封緘葉書、日刊新聞紙及外國郵便物(除ケ)ノ差立方ニ關シテハ本手續ノ定ムル所ニ依ル但シ本手續ニ明文ナキ事項ハ大正二年十一月遞信省公達第六百九十二號年末年首普通通常郵便物區分規程ニ依ルヘシ

第二條

島内各局相互間ニ發著スルモノハ平常ノ通取扱フヘシ

第三條

島外ニ達スルモノハ左記各號ニ依リ取扱フヘシ

一、一般局ニ於テハ年賀郵便物差立手續第五條ト同一ノ取扱ヲ爲シ同第三條ニ定ムル區別ニ依リ當該集中局ニ宛送付スヘシ

二、集中局及年賀郵便物差立手續第四條ニ指定セル各局ハ同第六條ト同一ノ取扱ヲ爲スヘシ但シ府縣區分ヲ爲シタルモノハ其ノ受持局ニ名宛スヘシ

第四條

大泊及眞岡局ニ於テ内地ヨリ郵便物ノ送付ヲ受ケタルトキハ第二條ニ準シ取扱フヘシ

前項各局ニ於ケル事務ノ一部ヲ分擔セシムル爲補助受持局ヲ設ク其ノ局及受持區域ハ別ニ指定ス

附則

〔樺通〕

本手續ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔樺通〕

● 年賀郵便物差立手續

大正五年十一月  
訓令第三十九號

改正 大正七年一二月訓令第六〇號、昭和二年一二月第四九一號

内務部 郵便局

年賀郵便物差立手續

第一條

年賀郵便物差立方ニ關シテハ本手續ノ定ムル所ニ依ル但シ本手續ニ明文ナキ事項ハ明治四十年十一月遞信省公達第八百五十號年賀郵便特別取扱規程ニ依ルヘシ

第二條

島内各局相互間ニ發著スルモノハ配達局毎ニ區分シ各其ノ局ニ宛送付スヘシ同一局ノ配達ニ係ルモノ十通未滿ナルトキハ相當期間内自局ニ留置其ノ以後引受ノモノト合セ取扱フコトヲ得但シ十二月三十一日迄ニ配達局ニ到著スルコトヲ確認シ得ラル、場合ニ限ル

第三條

島外發著年賀郵便物ノ繼越事務ヲ取扱ハシムル爲年賀郵便物集中局ヲ設ク其ノ局名及受持區域ハ左ノ如シ

集中局

受持區域

眞岡局

眞岡郡、本斗郡、野田郡、泊居郡、久春内郡、鵜城郡、名好郡各局

大泊局

眞岡局受持區域ニ屬セサル各局

第四條 左記各局ハ集中局ト同一ノ取扱ヲ爲スヘシ

豊原局

第二編 郵便 第一類 引受



海馬島局  
泊居局

第五條

一般局ニ於テハ同一ノ道府縣(朝鮮、臺灣、滿洲及南洋群島)ニ達スルモノ二十通以上ナルトキハ其ノ道府縣毎ニ區分シ其ノ區分通數ニ滿タサルモノト合セ自局ノ屬スル集中局ニ宛送付スヘシ

第六條

集中局ニ於テハ左記各號ニ依リ取扱フヘシ

一、東京及大阪市内ニ達スルモノハ左ノ區別ニ依ルヘシ

(1) 東京市内ニ於ケル同一行政區ニ達スルモノ十通以上アルトキハ其ノ行政區毎ニ區分スヘシ

(2) 大阪市内ニ達スルモノ左ノ區域ニ十通以上アルトキハ其ノ區域毎ニ區分スヘシ

イ、北區、東淀川區

ロ、東區、東成區

ハ、南區

ニ、天王寺區

ホ、西區、港區

ヘ、西淀川區、此花區

ト、浪速區

チ、西成區

リ、住吉區

〔樺通〕

〔樺通〕

(3) (1)及(2)ニ依リ區分シタルモノハ其ノ區分通數ニ滿タサルモノト合セ更ニ左ノ區域毎ニ區分スヘシ

區 域

宛 名

(イ) 芝、麻布、本所、小石川、麴町、牛込、四谷、深川、赤坂

東京中央局

(ロ) 日本橋區

日本橋局

(ハ) 神田區

神田局

(ニ) 京橋區

京橋局

(ホ) 下谷區、淺草區、本郷區

下谷局

(ヘ) 北區、東淀川區、西淀川區、此花區

大阪中央局

(ト) 東區、東成區

高麗橋局

(チ) 西區、港區

大阪川口局

(リ) 南區、天王寺區

船場局

(ニ) 浪速區、西成區、住吉區

難波局

二、前號以外ノモノハ左ノ區別ニ依ルヘシ

(1) 北海道ニ達スヘキモノハ小樽局ニ名宛スヘシ

(2) 同一ノ府縣ニ達スヘキモノ二十通以上アルトキハ其ノ府縣毎ニ區分シ各其ノ分配局ニ名宛スヘシ

三、第一號ニ依リ東京及大阪市内區分區域毎ニ區分シタルモノ竝前號ニ依リ分配局ニ名宛シタルモノニシテ一局ニ達スルモノ大行囊ニ納ムル數量アルトキハ其ノ局毎ニ締切ト爲シ其ノ區分通數ニ滿タサルモノ及大行囊締切ト爲ス數量ナキモノハ合セテ之ヲ小樽局ニ送付スヘシ

第七條 大泊局及眞岡局ニ於テ内地ヨリ年賀郵便ノ送付ヲ受ケタルトキハ第二條ニ準シ取扱フヘシ  
前項各局ニ於ケル事務ノ一部ヲ分擔セシムルタメ補助局ヲ設ク其ノ局及受持區域ハ別ニ指定ス

附則

本手續ハ公布ノ日ヨリ施行ス

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including names of locations like 東京, 大阪, 小樽, etc.]*

〔轉通〕

〔轉通〕

第二類 配達

●郵便物ノ配達ニ關スル件

明治四十年四月  
廳令第三十號

樺太廳郵便局ニ於テハ局所在地及遞送沿線地域竝ニ別ニ指定スル地域ノ外郵便物ノ配達ヲナササルコトヲ得

前項ノ地域ハ樺太廳郵便局長之ヲ指定ス

第一項ニ依リ配達セサル郵便物ハ郵便局所ニ留置受取人ノ出頭ヲ待チテ之ヲ交附ス差出人ニ郵便物ヲ還付スル場合モ亦同シ樺太廳郵便局ニ於テハ當分ノ内郵便物及電報ノ外別配達ヲ取扱ハス

●速達郵便物ヲ取扱サルノ件

明治四十四年三月  
廳令第三號

明治四十四年四月遞信省令第三號速達郵便規則ニ依ル速達郵便物ハ樺太廳郵便局ニ於テハ之ヲ取扱ハス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●内地ヨリ朝鮮及樺太ニ宛テタル郵便物ノ配達  
及集金郵便ニ依ル現金取立ニ關スル取扱方ノ

件

明治四十四年十月十九日  
逓信省告示第千八百八十八號

改正 大正三年一〇月逓信省告示第六八九號

内地ヨリ朝鮮及樺太ニ宛テタル郵便物ノ配達及集金郵便ニ依ル現金取立ニ關スル取扱方左ノ如シ

一、樺太ニ於テハ郵便局所在地及遞送沿線地並ニ樺太廳ニ於テ指定スル地域ノ外郵便物ノ配達ヲ爲  
ササルコトアルヘシ

二、前項ニ依リ配達ヲ爲ササル郵便物ハ郵便局ニ留置キ受取人ノ出頭ヲ待ツテ之ヲ交付ス

三、樺太ニ於テハ當分ノ内郵便物ノ別配達ヲ取扱ハス

四、朝鮮ニ於テハ郵便局所ノ郵便區市内、樺太ニ於テハ郵便區市内地ノ外集金郵便ニ依ル現金ノ取  
立ヲ取扱ハス

●訴訟書類送達ニ關スル件

大正十一年五月八日  
逓監第一二三三號

集配局長

右ニ關シテハ訴訟書類郵便送達手續(郵便編上卷三五三頁)ニ明示アルニ拘ハラズ各局共取扱方區々ニ  
涉リ事件處理上支障不尠趣差出元ヨリ申出ノ次第モアリ當務者ニ對シ之レカ取扱方ヲ指示スルト共ニ  
右手續ヲ熟讀研究シ今後遺漏ナキヲ期セラレ度尙左記特ニ留意ヲ要スル事項掲記置タルニ付行違ナキ  
様處理アリタシ

〔樺通〕

〔樺通〕

一、送達證書ハ最速達便ニヨリ差出元へ送付ノコト(手續第六條)

從來送達證書ノ送付方遅延シ甚シキニ至リテハ送達證書ノ紛失ヲ來シ再發方申出ツル向モ有之是等  
ハ直ニ送付セサルニ基因スルモノニ付深ク注意ノコト尙送達證書添付ナキカ又ハ紛失ノ場合ニ於テ  
ハ便宜調製方取計ノコト

二、宛名本人ニ配達スヘキコトハ手續第十條ニ明記シアルモ若シ本人不在ノ場合ハ左ニヨリ處理ノコ  
ト

イ、移轉シタルニアラスシテ一時ノ不在ニ止リ且其家ニ同居ノ親族又ハ雇人ナキトキハ手續第十六  
條ニヨリ處理ノコト

ロ、前號ノ場合其家ニ同居スル親族又ハ雇人アル場合ハ其親族又ハ雇人ニ送達ノコト(手續第十二  
條)

ハ、留守中信書到達ノ場合其受領方ヲ隣家等ニ囑托シ舉家不在ヲナスモノニ宛タル書類ハ右受托者  
ニ配達セス手續第十六條ニヨリ取扱フコト

ニ、他ニ親族アリテ送達ヲ受ケ度旨請求アルモ之ニ應セサルコト

ホ、宛名人移轉シタルトキハ其移轉先ニ持行キ配達スヘシ其移轉先自局區内ニ非サルトキハ一般ノ  
例ニヨリ受持局へ轉送スヘシ但シ名宛人カ當管内以外へ移轉ノ場合ハ其旨附箋シ差出元へ返還ノ  
コト

ヘ、本送達證書ニハ一項ヨリ七項迄配達ノ場合ニ於ケル各事項記載ノ處該項ニ該當セサルモノハ抹

消ノコト

### ●郵便物配達ニ關スル件

大正十三年三月二十二日  
遞監第七二八號

郵便局

近來移住民増加ニ伴ヒ市外集配令達地以外ニ居住スルモノ多數有之候處該地域宛郵便物ハ郵便規則第七十三條ニ依リ處理スヘキモノニシテ集配地内ニ受領代人ヲ定メ届出アルモノニ限り代人宛配達シ差支ナキモ何等届出ナキニ不拘漫然代人ニ配達スル向アルヤニ見受ケラルルモ右ハ違則ノ取扱ニシテ不達又ハ通信ノ祕密漏洩ノ基因トナリ斯業上遺憾ノ至リニ付爾今届出未濟者ニ對シテハ事由懇示届出セシムルト共ニ無届者宛郵便物ハ成規ニ依リ取扱方勵行相成度

右通牒ス

### ●配達不能郵便物ノ還付方ニ關スル件

大正十四年十一月十二日  
遞監第四一〇一號

各集配局

宛所ニ配達シ能ハサル郵便物ハ之ヲ差出人ニ還付スヘキノ處近時漫然引受局ニ返送シ來ル向不尠爲ニ切手別納約束郵便等ノ如キ同時ニ多數引受ヲ爲ス郵便物ニシテ其ノ引受局ト差出人ノ宿所トヲ異ニスル場合ニ於テハ返送ヲ受ケタル引受局ハ更ニ二重ノ手數ト加重ノ負擔ヲ爲スコトトナリ取扱上煩ニ不堪ニ付將來取扱方注意相成度

〔樺通〕

### ●訴訟書類送達ニ關スル件

大正十五年二月十日  
遞監第四八二號

各郵便局長

集配區域外ノ交通困難ノ地ニ居住スルモノニ宛テタル訴訟書類カ配達局ニ到着シタル場合ハ郵便規則第七三條ニ依リ六十日間之ヲ其局ニ留置クヘキ旨差出人ニ通知シ而シテ訴訟書類ハ受取人ノ出局ヲ待チ交付スヘキ次第ナルニ不拘便宜ノ措置ナリトシ漫然他人ニ交付スルノ結果送達證書ヲ徵收不能ニ終ラシメ其他諸種ノ事故ヲ醸生シ差出人ヲシテ不尠迷惑ヲ蒙ラシムルハ斯業上遺憾ノ次第ニ就テハ將來取扱上規定ヲ恪守シ違背無之様注意相成度

追テ關係規定ハ郵便規則第七十三條及同取扱規程第三〇一條ノ二參照セラレタシ

### ●到著郵便物殘留防止ニ關スル件

大正十五年六月一日  
遞監第二七三九號

各郵便局長

近時到著郵便行囊中ニ小包郵便物又ハ通常郵便物殘留ノ儘使用スル事故有之候處如斯ハ當務者ニ於テ郵便取扱規程第二百八條ニ依ル對照檢査ヲ怠リ且郵便行囊開披ノ際郵便物殘留ノ有無ニ付内部ノ檢査(大正十年二月十日郵三五五號通信局通牒郵)ヲ勵行セサル結果ニシテ是等ハ雷ニ郵便物ノ送達ヲ著シク遲延セシムルノミナラス延テ郵便物亡失等ノ事故ヲ醸生スルコトトナリ公衆ノ受ル迷惑不尠斯業ノ威信ヲ失墜シ甚遺憾ノ次第ニ付此ノ際取扱者ヲ督勵シ規定ノ檢査ヲ嚴重勵行ノ上萬遺漏ナキヲ期セラルル様格別ノ配意相成度

参照

郵便取扱規程沿革

第二百八條 到着郵便物ハ封緘其ノ他損害ノ有無ヲ検査スヘシ書留價格表記通常郵便物又ハ集金郵便ニ依ル證券ハ送達證ニ對照シ特ニ詳密ナル検査ヲ爲スヘシ

小包附箋紙ニ關スル件

大正十五年七月三十日  
逓監第三三三四號

各郵便局長

近來各局ニ於テ留置期間經過還付竝ニ轉送等ノ小包ニ對シ赤行囊用記票紙ノ如キモノヲ以テ附箋紙ニ使用ノ向アルモ紙質強靱ナラサル爲長途遞送ニ耐エス破損或ハ離脱シ到着スルモノ多數アル趣ノ處斯テハ繼送局ニ於ケル取扱上支障不尠而已ナラス延テハ種々ノ事故誘發ノ虞アルニ付爾今必ス強靱ナル荷札又ハ木札等適當ノモノ使用方勵行相成度

紛來郵便物ニ日附印押捺方ノ件

昭和二年九月  
逓監第二四三一號

各集配局

紛來郵便物ニハ郵便取扱規程第四百一條ニ依リ日附印ヲ押捺スヘキ義ナルニ拘ラス之ヲ洩ラス向不尠カラサルヤニ被認候處斯クテハ其ノ遞送經路ヲ不明ナラシメ他日該郵便物ニ對スル取調等ニ際シ行違ヲ生スルノ惧アルニ付右押捺方嚴重勵行アレ

〔樺通〕

交通不便地宛特殊郵便物取扱方ニ關スル件

〔樺通〕

昭和二年九月  
逓監第二六一〇號

各集配局長

郵便規則第七十三條ニ依リ留置クヘキ特殊郵便物到着ノ際ハ其ノ旨差出人ニ通知スヘキ旨郵便取扱規程第三百一條ノ二及第三百四十一條ニ明示ノ次第アルニ不拘近時之方勵行ヲ怠ルノ向不尠ヤニ被認候處斯クテハ差出人ヲシテ取戻等ノ機會ヲ失セシメ遂ニ在中品ヲ變質腐敗セシムル等ノ惧アルニ付爾今充分留意勵行萬遺漏ナキヲ期セラレ度

特殊郵便物配達帳及同配達證日附印押捺方ニ

關スル件

昭和二年十一月十日  
逓監第二〇九四號

各局

近時特殊郵便物配達帳及同配達證ノ日附印押捺方ヲ誤ル向不尠趣ニ候處右ハ配達帳ニハ郵便物到着當日ノモノ、配達證ニハ郵便物ヲ配達ニ附シタル當日ノモノヲ各押捺スヘキ義ニ付大正二年一月通業第一二六五號逓信省通牒(郵便編上卷一七一頁)參照過誤ナキ様留意アレ

第三類 遞送

二六五... 日八... 送...

● 郵便取扱規程附錄第二十三號ノ件

● 交庶不到...

(棒通)

第三類 遞送

● 郵便取扱規程附錄第二十三號ノ件

大正八年四月 訓令第十六號

内務部 郵便局

郵便取扱規程附錄第三十三號左ノ通定ム  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

始點局日附印		間便	送	差立	宛名	差立局名	區別	筒數	宛名	差立局名	區別	筒數
極端局日附印												
交換所		號便送	大行	縮切								
立差	著到											
日午時分事	日午時分記											

第二編 郵便 第三類 遞送



十三、取扱者印ノ欄ニハ郵便物ノ發著ヲ取扱ヒタル者ニ於テ其印ヲ押捺スヘシ

● 遞送記々載方ニ關スル件

大正十一年七月二十七日  
遞監第二一六六號

各郵便局(鐵道受渡各局ヲ除ク)

遞送途中ニ於ケル集配兼掌物數量目ハ多少ニ不拘遞送記ニ記載スヘキ筈ナルニ過人夫使用ノ際ノミ記載シ他ハ之カ記載ヲ省略スル向有之候モ近來官行伐採事業開始又ハ新殖民地移住者等ノ爲途中集配物數量目ノ増加セル區域モ可有之右ハ遞送集配計畫資料トシテ必要事項ニ付自今多少ニ不拘記載方勵行相成度  
右通牒ス

● 郵便遞送記提出竝記載方ノ件

大正十一年十一月十五日  
遞監第二八六八號

各郵便局

郵便遞送記提出竝其ノ記載方ニ關シテハ郵便取扱規程第七十六條(附錄第二十三號備考參照)同第二百四條ノ規定アルニ不拘之レカ勵行ヲ怠ル向不尠從來屢注意ヲ促シタルモ今尙其ノ提出ヲ遲延シ或ハ違式ノ記載ヲ爲スモノ多ク當課處理上支障尠カラサルノミナラス過人夫遞送費支給方遲延ヲ免レサルニ付爾後左記各項嚴重相成度

記載方

- 一、文字ハ總テ鮮明ニ記載スルコト

[樺通]

[樺通]

- 二、過人夫遞送ノ場合ニ於ケル人夫及車馬數欄記載ノ數字ハ必ス一、二、三等ノ文字ヲ用ユルコト
- 三、文字ヲ抹消シタルトキハ必ス取扱者ニ於テ認印ヲ押捺ノコト
- 四、遞送便ヲ遲發又ハ交換不能ノ場合ハ必ス摘要欄ニ記載スルコト

整理及提出方

- 一、日順ニ順次取揃ヘ編綴シ更ニ線路別ニ一括整理スルコト
- 一、前項ニ依リ一句分ノ取纏ヲ了シタルトキハ紙片ニ何々間何月何旬分何局ト記載封筒ニ納メ遞送記在中ト朱書シ遞信課宛發送スルコト

● 閉囊郵便物受授ニ關スル注意ノ件

大正十一年九月十二日  
遞監第二六八五號

鐵道受渡局

閉囊郵便物受授ニ關シ曩ニ注意通牒置タルニ不拘尙左記事項勵行ナキ結果督促又ハ照復等無益ノ手數ヲ要スルノミナラズ處理上支障尠カラザルニ付將來行違ナキ様注意アリタシ

- 一、差立便名ヲ誤記スルモノアリ
- (鐵道郵便線路發著表ノ便名ヲ記載スヘシ)

- 二、受渡驛名記載洩多シ
- (必ス記載スヘシ)

- 三、到著郵便物引渡證ニ個數記入洩アリ



三、該個數ハ引渡驛ニ於テ記入シ郵便物ト對照受領スヘキモノナルニ不拘漫然引渡ヲ受ル結果ニシテ自今記入洩ノ際ハ直ニ記入セシメラルヘシ

四、宛所及個數等字體不明ノモノアリ

五、閉囊證提出期日遅延

(本證ハ一旬毎ニ翌旬三日以内ニ提出スヘキ筈ナルニ不拘提出遅延シ再三ノ督促ニ依リ提出スル向アルモ閉囊郵便料支拂上支障尠カラサルニ付特ニ注意スヘシ)

六、差立郵便物ナキ場合ノ處理

(鐵道郵便取扱規程第四十八條第二項ニ依リ閉囊證個數欄ニ斜線ヲ畫シ驛長ニ交付シ一半ヲ持戻ルモノトス)

### ●郵便物差立ニ關スル件

大正十五年一月十五日  
遞監第一一二號

各集配局長

近時雪其ノ他ノ事故ニテ遞送不能ニ陥ル場合多ク從テ郵便物ハ多數停滯勝ナルカ各局ニ於テハ之カ排送ニ付充分努力セラレ萬遺憾無之モノト思料セラル、モ往々ニ郵便物ノ到着若クハ引受順ヲ考慮セス差立ツル向有之結果配達局ヘハ郵便物前後シテ到着シ爲ニ公衆ノ蒙ル迷惑モ不尠次第ニ付停滯郵便物保管ニ際シテハ番號札ヲ附スル等機宜ノ措置ヲ講シ差立ノ順位ヲ誤ラサル様嚴重注意相成度尤モ別段

(樺通)

(樺通)

ノ指揮無キ場合ハ通常郵便物ハ小包郵便物ニ先立チテ差立ツヘキモノニ付行違無之様注意アリタシ

### ●郵便遞送記處理ニ關スル件

大正十五年八月三十日  
遞規第一九三號內務部長

各集配局

遞送記ハ郵便物遞送上最モ重要ナル書數ニシテ其ノ記入方正確ヲ期スヘキニ不拘近來各局ニ於ケル記載方ヲ見ルニ甚タ粗雜ニシテ且發著時刻行囊數量等ノ記入杜撰ニ流レ調査上支障不尠甚シキニ至リテハ遞送途中ニ於ケル事故竝ニ臨時遞送種別變更ニ對シテモ記事欄ニ何等記載ナキモノアリテ遞送計畫上ニ及ホス影響少カラス右ハ畢竟取扱者ノ注意周到ナラサルニ基因スルモノト認メラレ候條自今左記各項了知取扱上遺憾ナキヲ期セラレ度

記

一、所定ノ結束ヲ缺キ又ハ他線路便ニ結束スルヘキ便ニシテ遅延ノ爲不結束ニ終リタル時ハ其ノ旨記事欄ニ朱書スルコト

(取扱規程附錄第二三號備考參照)

二、差立到着交換時刻ハ實際ノ時刻ト相異スルニ不拘常ニ規定時刻ノミヲ記載ノモノアリ本件ノ如キハ計畫上最モ重要ナル事項ナルヲ以テ必ス實際ノ時刻ヲ記入シ若シ遅延スル場合ハ其ノ事由ヲ簡記スルコト

三、結束方法差立時刻ハ其ノ線路令達ト對照シ郵便取扱規程第一百十條乃至第一百十一條ニ依リ行違ナキ

様處理ノコト

- 四、遞送行囊ノ秤量方ハ單ニ前局ノ記入セル量目ニヨリ記入ノ向アルモ右ハ違則ニ付受授ノ際必ス正確ニ秤量ノ上記入ノコト
- 五、遞送途中事故ニ遭遇シタル場合ハ必ス其ノ事實ノ記入ヲナスコト
- 六、近來遞送記ノ提出期日ヲ勵行セサル向アリ嚴重勵行ノコト
- 七、臨時遞送便ノ遞送記ハ郵便取扱規程第二〇二條ニ依ラス總テ翌日提出ノコト
- 八、遞送記ヲ發送スル場合ハ封皮表面宛名ノ左傍ニ「遞送記」ト朱書スルコト
- 九、遞送記事欄ニ記入スヘキ事項多ク相當欄ニ記入シ能ハサルトキハ他ノ紙片ヲ以テ補足シ其ノ貼付ノ個所ニ取扱者捺印スルコト
- 一〇、片便ノ遞送記ヲ極端局ヨリ提出アルモ郵便取扱規程第二〇四條ニヨリ極端局ニ於テ始點局遞送人ヲシテ持歸ラシメ始點局ニ於テ往復便ノ遞送記ニ準シ處理スヘシ
- 一一、右ノ外左ノ各事項ハ各局共殊ニ其ノ事故多キニ付一層留意ノコト
- イ、締切大行囊内譯欄ニ區別記載ナキモノ及記載方違則ノモノ(取扱規程附錄第二三號參照)
- ロ、薄墨及鉛筆等使用ノ爲字體不明瞭ノモノ
- ハ、途中配達郵便物ノ重量無記入ノモノ
- ニ、取扱者印ノ押捺ナキモノ
- ホ、交換時刻ヲ記入セサルモノ

〔樺通〕

〔樺通〕

へ、交換所ニ於ケル遞送人發著時刻ハ交換所ヲシテ相當欄ニ記入セシムヘキモ遞送人ニ於テ任意記入セル向アリ

郵便遞送記記載方ノ件

昭和二年三月十日  
遞規第五八號

各局長

右ニ關シテハ曩ニ通牒シ置キタルモ尙左記ニ依リ處理ノコトニ了知相成度

記

- 一、往復便及片便ニシテ吹雪又ハ川支等ノ事故ニヨリ遞送ヲ休止シタル爲當該便ノ遞送記ナキ時ハ其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ又一且差立タルモ途中ヨリ持戻リ遞送ノ目的ヲ達セサルモノハ其ノ事由ヲ記載シタル當該遞送記ヲ日順相當ノ部ニ綴込ムコト
- 二、始點局日附印ハ遞送差立局ニ於テ差立ノ際及極端局日附印ハ當該便ノ極端局ニ於テ該遞送便ノ到着シタル際各相當欄ニ押捺シ尙往復便ニシテ極端局ヨリ復便差立ノ際ハ差立局名欄ニハ始點局ハ到着局名欄ニ夫々日附印ヲ押捺スルコト

遞送事故ノ件

昭和二年七月十日  
遞規第一九二號課

集配局

右ニ關シテハ曩ニ通牒ノ次第モ有之候處最近ニ於ケル各局ノ成績ヲ調査スルニ依然トシテ遞送記ノ調製方ヲ輕視シ其ノ記載方粗暴杜撰ニシテ調査上支障不尠遞送計畫上甚タ遺憾ノ儀ニ付郵便物取扱規程及客年八月三十日遞規第一九三號通牒(通信公報第一八四號登載)參照ノ上取扱上充分注意相成度

●閉囊便差立ニ關スル件

昭和二年七月十日  
遞規第一九二號

鐵道受渡局

鐵道閉囊便差立郵便物引渡證及同領收證並到著郵便物領收證及同引渡證ニ記載ノ個數ハ何モ個數ヲ對照受授スヘキモノナルニ不拘近來不符合ノモノ多ク計理上甚タ手數ヲ要スルノミナラス料金ノ支拂ヲ遲延スルニ付爾今受授ノ際ハ必ス現物並引渡證及領收證對照ノ上誤記ノモノハ訂正ヲ加フル等相當處理相成度

●鐵道郵便取扱規程附錄第五號及第六號ノ件

大正八年四月  
訓令第十五號

內務部 郵便局

鐵道便取扱規程附錄第五號及第六號左ノ通定ム

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附錄第五號

閉囊便差立郵便物受授證

(一年六ヶ月保存)

第 號 差立便名及 時 刻

第 號 差立便名及 時 刻

〔樺通〕

(一年六ヶ月保存)

閉囊便差立郵便物引渡證

到著地名	行囊箇數	量	目
右郵便物本日 時 分發列車へ小荷物トシテ 搭載相成度候			
局			

閉囊便差立郵便物領收證

到著地名	行囊箇數	量	目
右正ニ領收候也 大正 年 月 日			
驛			

〔樺通〕

備考

- 一、閉囊郵便物ヲ差立ツルトキハ受收證及引渡證ニ相當記入シ局ノ下ニ日附印ヲ押捺スヘシ
- 二、郵便物ヲ驛長又ハ車掌ニ引渡ストキハ領收證ニ捺印セシメタル上返付セシムヘシ
- 三、受授證用紙ハ順次ノ番號ヲ附シ使用スルモノトス

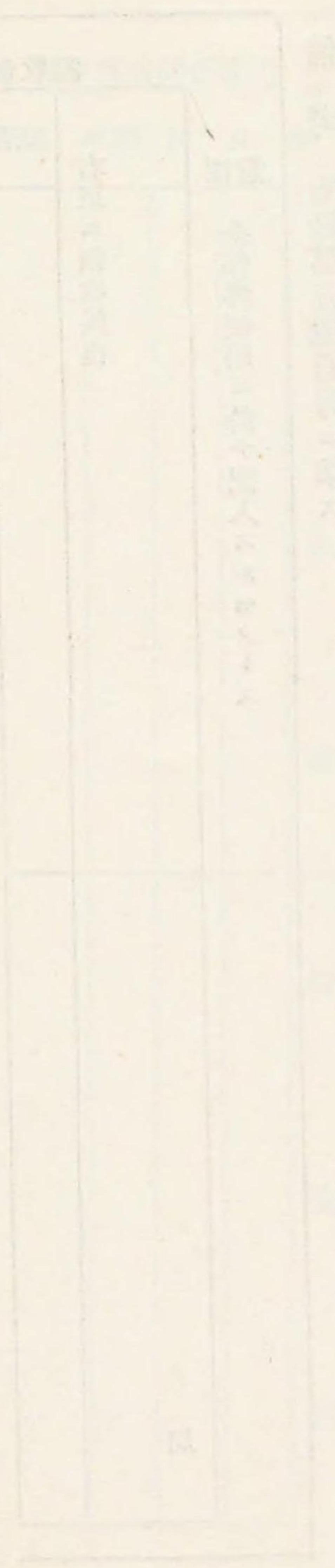
附錄第六號

第二編 郵便 第三類 遞送



二」トシテ處理スルコト

五、前記領收證及引渡證ハ當旬分ヲ翌旬三日以内ニ必ス發送スヘシ  
但事故ノ爲所定ノ期日迄ニ發送ノ見込ナキトキハ其旨直チニ報告スヘシ



〔樺通〕

〔樺通〕

### 第四類 雜件

#### ●郵便切手類賣捌時間ニ關スル件

大正十二年三月二十一日  
遞監第九九八號

各郵便局長

今回郵便局事務取扱時間改正ノ處郵便切手類賣捌時間ハ郵便切手類賣捌規則第六條ニ依リ時間外取扱  
ヲ爲ス可キ郵便電報又ハ電話ニ要スルモノハ何時ニテモ之カ賣捌ヲ爲スヘキ義ニ付行違ナキ様注意相  
成度

#### ●郵便函、郵便切手類及收入印紙賣捌所配置手

續ノ件

大正十五年十月  
訓令第二百八十號

内務部 郵便局(無集配局ヲ除ク)

郵便函及郵便切手類賣捌所配置手續左ノ通り改正ス  
右訓令ス

郵便函、郵便切手類及收入印紙賣捌所配置手續

#### 第一章 總則

第一條 郵便函、郵便切手類及收入印紙賣捌所(以下單ニ賣  
捌所ト稱ス)ノ配置竝郵便切手類及收入印紙賣捌人(以下  
單ニ

第二編 郵便 第四類 雜件

賣捌人ノ異動ニ關シテハ郵便切手類及收入印紙賣捌規則並郵便切手類及收入印紙賣捌所規程ニ依ル  
ト稱ス）ノ外本手續ニ依リ處理スヘシ

第二條 本手續ニ依リ難キ特殊ノ事情アルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ指揮ヲ受クヘシ

第三條 天災事變其ノ他急遽ノ場合臨時措置ヲ要スルトキハ本手續ノ標準ニ拘ラス適宜施行スルコト  
ヲ得

第二章 郵便函ノ配置

第四條 郵便函相互ノ距離ハ二丁以上トス但シ必要ニ應シ之ヲ伸縮スルコトヲ得

第五條 左記各號ノ一ニ該當スル個所ハ前條ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

一、無集配局前

二、停車場構内船客待合所及郵便物ヲ搭載スル船舶内

三、官公署、學校、工場、病院、其ノ他之ニ準スル營造物ノ附近

四、多數公衆ノ集合スル場所

第六條 郵便函ハ柱函、掛函ノ二種トシ柱函ハ左記各號ニ該當スル地ニ設置ス

一、無集配局前

二、集配度數二度以上ノ市内ニ於ケル主要ノ場所

三、右ノ外特殊ノ事由ニ依リ必要ヲ認メタル地掛函ハ前項以外ノ土地トス

第七條 郵便函ノ設置場所ハ交通ノ要路ニ衝リ衆目ニ觸レ易ク郵便物ノ保護上安全ニシテ且郵便物ノ

〔樺通〕

〔樺通〕

投入及開函ニ利便ナル場所トシ特ニ柱函ハ通行上又ハ道路取締上支障ナキ場所ニ設置シ掛函ハ賣捌  
人居宅ノ店頭、門柱又ハ牆壁等ニシテ地上凡ソ四尺五寸（上端ノ位置ヲ示ス）ノ高サニ取付クヘシ

第三章 賣捌所配置

第八條 郵便切手賣捌所ハ郵便函ニ接近シ衆目ニ觸レ易キ位置ニシテ買受上利便ナル場所ヲ選定スヘ  
シ

第九條 收入印紙賣捌所ハ裁判所、同出張所構内又ハ其ノ附近ニ於テ特ニ收入印紙賣捌ノ必要アル場  
所ニ限リ設置ス

第四章 賣捌人選定

第十條 賣捌人ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ選定スルコトヲ得ス

一、郵便切手類及收入印紙ヲ相當準備スヘキ資力ナキ者

二、身元確實ナラサル者及風評宜シカラサル者

三、賣捌時間内何時ニテモ公衆ノ需ニ應シ得サル者

四、禁治產者及準禁治產者

五、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

六、故意ヲ以テ通信事業ニ關スル罪ヲ犯シタル者

七、賣捌所ニ常住セサル者但シ停車場及裁判所構内ハ此ノ限リニ在ラス

八、學家不在勝ノ者

九、公衆ノ出入ヲ憚ル業務ヲ營ム者

一〇、郵便切手類及收入印紙ヲ汚損スヘキ虞アル業務ヲ營ム者

一一、本人又ハ同居者ニ於テ公衆ノ嫌疑スル疾病ニ罹リ居ル者

一二、商業ヲ營ムコトヲ得サル官職ニアル者但シ本屬長官ノ許可ヲ得タル者ヲ除ク

第十一條 郵便切手賣捌人ヲ要スヘキ郵便函ノ設ケアル船舶内ニ於テハ當該營業代理人ヲ官公署又ハ

購買組合ニ在リテハ其ノ管理者ヲ賣捌人ニ選定スルコトヲ得

第十二條 官衙、病院、會社又ハ鐵道停車場等ノ構内ニ於テ賣捌ヲ爲サムトスル者アルトキハ當該管

理者ノ承諾ヲ受ケ其ノ旨申請書ニ附記セシムヘシ

第五章 廢置手續

第十三條 郵便函及賣捌所ノ新設移轉又ハ廢止セムトスルトキハ附錄第一號様式ニ依ル上申書及同第

三號圖面添附提出スヘシ但シ賣捌所ノ新設移轉又ハ廢止ノ場合ハ之カ申請書又ハ届書ヲ添付スヘシ

第十四條 内務部遞信課(以下單ニ遞  
信課ト稱ス)及各局ニハ附錄第二號様式ニ依リ郵便函及賣捌所原簿ヲ備ヘ置

クヘシ

第十五條 賣捌人廢業セムトスルトキハ三十日前ニ賣捌人ヨリ届書ヲ提出セシムヘシ若シ引續賣捌所

設置ノ要アルトキハ速ニ新賣捌人ヲ選定シ第十三條ノ手續ヲ爲スヘシ

第十六條 郵便函及賣捌所ノ新設、移轉又ハ廢止ノ場合ハ左記ニ依リ處理スヘシ

一、郵便函ハ速ニ取付又ハ撤去シ不要ニ屬スルモノハ遞信課ニ返納スヘシ

〔樺通〕

〔樺通〕

二、新賣捌人ニ對シ賣捌許可證及同規則書ヲ交付ト共ニ左記各項ヲ指示シ請書ヲ徵シ廻送スヘシ

賣捌所ノ屬スル郵便函ノ位置、番號及保護上ノ注意

賣捌人ノ平素心得ヘキ主要事項

買受方法

標札調製方法及之カ揭示方位置ノ注意

三、賣捌人賣捌許可ヲ取消サレタルカ又ハ廢業ノ場合ハ許可證ヲ引揚ケ遞信課ニ廻送シ規則書ハ自

局ニ保管ノ上新賣捌人ニ交付スヘシ

四、賣捌人許可證ヲ亡失又ハ毀損シタル爲再渡ヲ申請シタルトキ又ハ轉居若ハ改氏名ノ爲許可證ノ

書換ヲ申請スルトキハ亡失ノ場合ヲ除クノ外舊許可證ヲ添付シ事由ヲ具シ上申スヘシ

第六章 雜 則

第十七條 郵便區劃變更ノ爲郵便函又ハ賣捌所所在地方他局ノ所轄ニ移リタルトキハ其ノ郵便函及賣

捌所位置、郵便函ノ種類、賣捌人氏名、設置年月日及番號其ノ他必要事項ヲ當該局ニ通知シ所要物

品ハ引繼ノ手續ヲ爲シ新舊保管者連署ノ物品引繼書ヲ遞信課宛提出スヘシ

第十八條 豊原、大泊、眞岡及泊居各局ニ於テハ其ノ局限リ郵便函及賣捌所ノ廢置變更ヲナスヘシ但

シ之カ爲定員ニ異動ヲ來ス場合ハ認可ヲ受ケ處理スヘシ

第十九條 前條各局ニ於テ郵便函及賣捌所ヲ廢置變更シタルトキハ附錄第二號様式ニ準シ實施後三日

以内ニ報告スヘシ但シ取集區劃ニ異動ヲ生スル場合ハ取集區劃圖ヲ添付スヘシ

第二十條 第十三條及第十六條ノ規定ハ豊原、大泊、眞岡及泊居ノ各局ニ之ヲ適用セス

附則

本令ハ大正十五年十月三十日ヨリ之ヲ施行ス現ニ設置セル郵便函ニシテ本手續ニ牴觸セルモノハ將來異動ノ際之ヲ整理スヘシ  
明治四十三年六月樺太廳訓令第二十一號郵便函及郵便切手類賣捌所配置手續ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

附錄第一號樣式

第 號

年 月 日

郵便局長

樺太廳內務部長宛

郵便函及賣捌所新設(移轉、廢止)ノ件

種 別	記 事
種	種
別	別
事	事
郵便函ノ位置及其附近ノ地况	由
同市内外	何々ノ事由ニ依リ新設(廢止、移轉)ヲ要ス
及種別	何々市内(市外)柱函又ハ掛函

〔樺通〕

〔樺通〕

備 考	設置地ノ戸數及平均一日ノ取集物數	賣捌所ノ位置及其ノ附近ノ地况	賣捌人身元並ニ職業及住所氏名	隣接郵便函及賣捌所又ハ局所トノ距離
備	設置地ノ戸數及平均一日ノ取集物數	賣捌所ノ位置及其ノ附近ノ地况	賣捌人身元並ニ職業及住所氏名	隣接郵便函及賣捌所又ハ局所トノ距離
考				

注 意

- 一、本書式ハ郵便函及賣捌所ノ設置(廢止)ヲ要スル場合ヲ示シタルモノニ付郵便函又ハ賣捌所ノミノ場合ニハ其ノ必要ニ應シ相當記載シ不要ノ部ニ斜線ヲ施スヘシ
- 一、備考欄ニハ豫備郵便函ノ有無又ハ賣捌人ノ適否等ノ他參考事項記入ノコト

附錄第二號樣式

何局郵便函及賣捌所原簿

市内	郵便	賣 捌 所	異動
別 外ノ	證 印	許 可 書	日 年 月
番 號	種 別	免 許	備 考
	設 置	位 置	
	年 月 日	名 職 業 人	
	位 置	所 及 郵 便 函	
		ノ 所 及 地 附 近 賣 捌 所	

第二編郵便 第四類 雜件



●郵便私書函使用料ノ件

明治四十三年十月  
廳令第二十八號

明治四十三年九月遞信省令第八十六號郵便私書函使用規則第十六條ニ依ル使用料ハ樺太廳郵便局ハ金壹圓トス

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●郵便物把束記票紙ニ關スル件

昭和二年十二月二十二日  
遞監第三三二五號

各集配局長

普通々常郵便物ノ把束記票紙ノ雛形等ニ關シテハ郵便物區分規程第九十六條ニ規定ノ次第アルニ不拘近時反故紙等ヲ使用スル向モ不尠哉ニ見受ケラレ候處右ハ事業運行上ニ支障ヲ及ホスコト不尠ニ付成規ノ記票紙ヲ使用シ居ラサル向ニ於テハ直ニ相當數量ヲ準備ノ上使用方法注意相成度

●郵便行囊整理規程

大正十五年五月  
訓令第百三十一號

內務部 郵便局

郵便行囊整理規程左ノ通改正ス

郵便行囊整理規程

〔樺通〕

〔樺通〕

第一條 郵便行囊ノ整理ニ關シテハ本規程ノ定ムル所ニ依ルヘシ但シ郵便行囊ノ種類、使用範圍及封緘方ニ關シテハ遞信省郵便行囊規程第二章ニ準據スヘシ

第二條 郵便行囊ハ常ニ重要ナルコトヲ念トシ其ノ出納ハ正確ヲ期スヘシ

郵便行囊及其ノ附屬品ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ其ノ情狀ニ依リ損害ノ全部又ハ一部ヲ辨償セシムルコトアルヘシ

第三條 郵便行囊整理ノ爲大泊郵便局ヲ行囊主管局(以下單ニ主管局ト稱ス)トシテ左ノ事項ヲ掌理セシム

- 一、各局ノ不足行囊ノ補給
- 二、各局ノ過超行囊ノ廻收
- 三、毀損行囊ノ修補及處分

第四條 管内各局ト内地各局トノ行囊ノ發著ハ遞信省郵務局ノ通知ニヨリ毎月之ヲ計算シ内地差立過超ノ場合ハ主管局ヨリ最近船便ヲ以テ之ヲ函館局ニ返還シ又管内各局差立過超ノ場合ハ函館局ヨリ主管局ニ送付ヲ受クルモノトス

第五條 主管局ニ於テハ所管行囊ノ出納ヲ證明スル爲行囊出納帳簿及行囊出納報告(附錄第二號炭酸紙使  
用)ニ定式ノ記入ヲナシ行囊出納報告ハ翌日內務部遞信課(以下單ニ遞信課ト稱ス)ニ提出スヘシ

第六條 主管局ハ各局ヨリ送付ノ出納報告ニヨリ各局ト送受スル行囊ノ著否ヲ調査スヘシ

第七條 主管局ハ毀損行囊ニ對シ修理ヲ爲スモ再ヒ使用ニ堪ヘスト認ムルモノハ棄却行囊トシテ處理

スヘシ

棄却行囊ハ行囊修理ノ材料トスヘシ

第八條 行囊常備數ハ別ニ之ヲ定ム

第九條 各局ニ於テハ遞送毎ニ發著行囊ヲ調査シ毎日最終便ノ取扱ヲ終リタルトキニ行囊出納帳及行囊出納報告(附錄第一號炭酸紙)ニ定式ノ記入ヲナシ行囊出納報告ハ一ケ月上中下ノ三旬ニ分チ次旬二日以内ニ遞信課及主管局ニ提出スヘシ

第十條 各局ハ行囊出納ノ狀況ニ依リ毎日最終便ノ取扱ヲ終リタル時刻ニ於テ行囊常備數ヨリ超過シタル行囊ハ過超行囊トシテ遲滞ナク之ヲ主管局ニ送付スヘシ但シ次便ニ於テ直チニ不足ヲ生スル虞アルトキハ實際ノ狀況ニ依リ之ガ送付ヲ停延スルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ其ノ行囊數ヲ當日出納報告摘要欄ニ記載スヘシ

第十一條 總テ行囊常備數ニ不足ヲ生シタルトキハ之ガ補給方ヲ主管局ニ請求スヘシ但シ他ニ補給ノ見込アル場合ハ此ノ限りニ在ラス

行囊不足ヲ生シ主管局ヨリ補給ヲ受クル違ナキトキハ附近局相互間ニ於テ交互轉用スルコトヲ得此ノ場合ハ出納報告摘要欄ニ其ノ旨附記スヘシ

第十二條 行囊ヲ送付スル場合ハ左記ニ依リ締括スヘシ

一、完全行囊ト毀損行囊ハ之ヲ區別スルコト

〔樺通〕

〔樺通〕

二、大行囊ハ一個毎ニ又小行囊ハ相當數量ヲ合セ鄭重ニ折疊ムコト

第十三條 行囊送付ノ場合ハ無料普通小包郵便物トシ宛名記票ハ大行囊ニアリテハ成ルヘク其ノ記票刺ヲ利用スヘシ

第十四條 毀損行囊ノミヲ締括シタルモノ、宛名記票ニハ「毀」ノ文字ヲ記載スヘシ

第十五條 行囊ノ送付ヲ證明スル爲行囊送付帳及同送付證(附錄第三號)ニ定式ノ記入ヲナシ送付證ハ行囊ニ添付スヘシ但シ送付行囊多數ノ場合ハ送付證ヲ添付シアル行囊ノ外裝記票刺ニ「送付證添付」ト記入スヘシ

第十六條 無集配局ト集配受持局間ニ發著スル行囊ハ毎取集便ノ取扱ヲ終リタルトキニ於テ其ノ出納ヲ計算シ發送個數ニ比シ到着個數ノ多キモノハ次ノ取集便ヲ以テ相互ニ其ノ過超セル分ヲ返付スヘシ

附則

本令ハ大正十五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十年四月廳訓令第三十七號郵便行囊整理規定ハ之ヲ廢止ス

行囊出納報告 (帳)

越	高	入	ノ	部	出	ノ	部	殘	高	常	備	高	過	不	足	摘要
並	赤	並	赤	並	赤	並	赤	並	赤	並	赤	並	赤	並	赤	



主管局行囊出納帳 (日報)

種 別	並 長		赤		白	日附印
	甲	乙	甲	乙		
越 高						摘 要
入 部	納付月日及局名	局	日	月		
		局	日	月		
		局	日	月		
		局	日	月		
		局	日	月		
		局	日	月		
		局	日	月		
		局	日	月		
		局	日	月		
		局	日	月		
部	毀損修理濟					
	(一) 完全行囊合計					
出 部	毀損行囊合計					
	補給局名					
部	局					
	局					
部	局					
	局					
部	遞信省返還					
	(二) 合計					
(一)ト(二)トノ出入差引						
常殘	備	數	高	高		
毀損行囊	越		高			
	受		入			
	棄		却			
出入差引						

(樺通)

(樺通)

記入心得

- 一、入ノ部納付局名欄ニハ各局ヨリ過超及毀損行囊トシテ納付ノモノヲ行囊送付證ニヨリ送付月日及局名ヲ記入スヘシ
- 二、個數欄ニハ毀損行囊ト完全行囊ヲ別記シ毀損行囊數右方ニ×印ヲ冠スルコト
- 三、毀損修理濟欄ニハ主管局ニ於テ毀損行囊ヲ修理シタル個數ヲ記入スヘシ
- 四、出ノ部補給局名欄ニハ當日補給シタル局名ヲ記入スルコト
- 五、遞信省返還欄ニハ毎月遞信省郵務局ヨリノ通知ニヨリ返還シタル數ヲ記入スヘシ
- 六、出入差引欄ハ入ノ部完全行囊合計ト出ノ部合計トノ差引ヲ記入スヘシ
- 七、常備數ノ欄ニハ當該局ニ於テ(大泊局)令達ヲ受ケタル數ヲ記入スヘシ
- 八、殘高ノ欄ニハ翌日ニ越スヘキ個數ヲ記入スルモノトス
- 九、毀損行囊越高欄ニハ修理未濟ニシテ前日ヨリ繰越シタル數ヲ記入スヘシ
- 一〇、受入ノ欄ニハ入ノ部毀損行囊計ヲ轉記スヘシ
- 一一、棄却欄ニハ當日棄却處分濟ノ個數ヲ記入スヘシ
- 一二、出入差引欄ハ越高ト受入ノ合計ト入ノ部毀損行囊修理濟ト棄却トノ合計ノ差引ヲ記入スヘシ

郵便行囊整理ニ關スル件

大正十五年六月十五日  
遞規第六五號內務部長

各局長

郵便行囊ノ取扱方ニ關シテハ從來屢々通牒ノ次第モ有之候處近來一般ニ行囊ノ出納運轉ヲ輕視シ且其ノ取扱方粗暴杜撰ニ流ル、ハ事業ノ運行上甚タ遺憾ノ儀ニ付爾今別途改正ノ郵便行囊整理規程竝ニ本通牒ヲ篤ク研鑽ノ上取扱ノ正確ト運轉ノ圓滿トヲ期セラレ度

追テ本通牒ニ牴觸スル從來ノ通牒ハ自然消滅ノ義ト了知アリタシ

記

一、過超行囊ノ納付方

行囊出納報告調製ノ際過超行囊ヲ生シタル場合ハ直ニ主管局ヘ納付ノ手續ヲ爲シ故ナク納付ヲ怠リテ無用ノ行囊ヲ淹留セシメサル様充分注意アレ、常ニ不足ヲ生スル行囊ニシテ偶過超ヲ生スルモ近ク使用ノ見込アルモノ又ハ多數郵便物ヲ差出スモノアル爲特ニ多數ノ準備ヲ要スル場合ニアリテハ必要ノ程度ヲ考查シ過超行囊ノ全部又ハ一部ノ納付ヲ停延シ無用ノ送受ヲ避ケラレタシ而シテ行囊ノ差立ハ可成最近便ヲ以テシ夏季ハ船便ニ依ラシメ冬季ハ陸路遞送困難ニ付可成關係局ト打合セ克ク實況ヲ參酌シ之カ爲過量ヲ生セサル様留意アリタシ

二、行囊運轉方ニ留意スルコト

行囊運轉方ニ關シテハ當時自局ノ出納狀況ヲ注視シ不足ノ場合ト雖モ克ク實際ノ必要程度ヲ稽查シ不當ノ要求ヲ爲スカ如キコトナキハ勿論必要ニ應シ過超行囊ノ納付ヲ停延スル等機宜ノ措置ヲ執リ行囊ノ運轉ヲシテ經濟的ニ取計アリタシ

〔樺通〕

〔樺通〕

而シテ本事務ノ正否ハ一般郵便事務ノ運行ニモ影響スル處ナルヲ以テ常ニ當務者ノ指導監督ヲ怠ラサル様注意アリタシ

三、主管局ノ注意

常ニ各局ノ出納狀況ヲ考查シ無用ノ送受ヲ避ケルコトニ努メ一面補給行囊ニ對シテハ其ノ受入ノ濟否ヲ監査シ受入未濟ナルニ不拘更ニ補給スルカ如キコトナキ様注意スルト共ニ常ニ各局ノ成績ヲ調査シ不良ノ局ニ對シテハ注意ヲ與ヘ尙改善ノ實舉ラサル局ハ遞信課ニ報告スヘシ

四、毀損行囊ノ處理方

毀損行囊ヲ其ノ儘使用スルハ事故醸生ノ因トナリ事業ノ運行上洵ニ危險ノ次第ニ付左記各項ニ依リ處理アリタシ

(イ) 行囊ノ毀損程度ハ赤行囊ニ於テハ錐孔ノ大サ其ノ他ノ行囊ハ指頭ヲ挿入シ得サル如キ狹少ナルモノヲ除ク外凡テ毀損トス

縫目ノ綻ヒタルモノハ其ノ大少ヲ不問渾テ毀損トス

口紐、口革、締紐、通革等ノ附屬品ニシテ少破損ニ止マリ使用上支障ナキモノハ毀損ノ手續ヲ爲サス其ノ儘使用ノコト但全然脱落セルモノハ毀損行囊トシテ處理スヘシ

(ロ) 行囊到著ノ場合ハ直ニ嚴密ニ之ヲ検査シ毀損又ハ附屬品ノナキモノ發見ノ場合ハ其ノ旨遞信課ニ報告ト共ニ該行囊ハ一々事由ヲ附記結付シ毀損行囊トシテ主管局ニ送付スヘシ

(ハ) 主管局ニ於テ各局ヨリ送付ニ係ル空行囊中毀損又ハ附屬品ノナキモノ發見ノ場合ハ其ノ旨遞信

課ニ報告スヘシ尙其ノ毀損カ故意怠慢ニ基因セサルモノト認メタル場合例ヘハ遞送途中鼠害或ハ災害ニ遭遇シタル事實判明ノモノハ遞信課ニ對スル報告ヲ省略シ其ノ事由附記結付ノ上直ニ主管局ニ送付スヘシ

(ニ)行囊到著ニ際シ行囊又ハ附屬品缺除ノモノ發見ノ場合ハ當該局ノ報告ニ依リ當管内差立ノモノニ限リ差立局ニ對シ辨償ヲ命スルコトアルヘシ

(ホ)各局ニ於テ右報告ヲ洩シ過超行囊トシテ納付後主管局ニ於テ發見ノ場合ハ納付局ニ對シ辨償ヲ命スルコトアルヘシ

右ニ依リ辨償ヲ命スル場合ハ特定局ハ渡切經費ヨリ減額シ普通局ハ取扱者ヲシテ辨償セシム

五、無集配局集配受持局間ノ行囊運轉方  
無集配局、集配受持局間ニ發著スル行囊ノ運轉方ニ付テハ郵便行囊整理規程第十六條ニ依ルノ外尙左記各項了知アリタシ

(イ)無集配局ニアリテハ毎取集便ノ取扱ヲ終リタルトキ常備數ニ比シ過不足ノ有無ヲ調査シ過超行囊ハ直ニ集配受持局ヘ返付ノ手續ヲナシ不足ニ對シ次便送付ナキモノハ其ノ集配受持局ヘ其ノ送付方ヲ請求スルコト

(ロ)無集配局ニ於テ特ニ多數行囊必要ヲ生シタル場合ハ直ニ集配受持局ヘ請求スルコト此ノ場合ニアリテハ集配受持局ハ自局ノ差立ニ支障ナキ限り直ニ送付スルコト但行囊不足ノ爲要求ニ應シ難キ場合ハ速方ニ主管局ヨリ補給ヲ受ケタル上送付スルコト

〔樺通〕

〔樺通〕

(ニ)無集配局ハ第九條ノ行囊出納報告ヲ提出スルニ及ハス但シ事務日誌ニ相當記載ノ上行囊ノ出入ヲ明ニシ置クコト

六、常備數ノ改定方

遞送便ノ關係ニ依リ常ニ不足又ハ過超トナルモノ又ハ遞送便ノ改廢其ノ他ノ事由ニ依リ運轉狀態ニ變動或ハ急劇ニ通信力増加ヲ見タル爲常備數ノ改定ヲ必要トスル場合ハ遲滞ナク左記様式ニヨリ申請セラレタシ

様式

種別	現行常備數	改正常備數	増	減	改正ヲ要スル事由
種別					

七、行囊出納報告ノ調製方

行囊出納報告ノ調製方ニ關シテハ左記各項充分注意アリタシ

(イ)記入書體不良又ハ欄外ニ文字ノ逸出セシメサル様スルコト

(ロ)常備數ノ誤記及過不足其ノ他ノ計算ヲ誤ラサルコト

(ハ)殘高ト越高ト符合ヲ確カムルコト

(ニ)提出ニ際シテハ日附印ノ押捺ヲ洩ラササルコト

(ホ)過超行囊ノ納付停延ニ對シテハ摘要欄ニ其ノ事由ヲ記入スルコト

八、行囊ハ用途以外ニ絶對ニ使用ヲ禁ス  
 若シ使用ノモノ發見ノ場合ハ嚴重處分セララルヘキニ付充分注意アリタシ

九、局報ノ使用方  
 行囊ノ請求ニ局報ヲ使用スル場合ハ郵便行囊ノ略符號(コ)ヲ冠記シ一般局報略號ニ依ルノ外左ノ略符號ヲ使用スヘシ

略符號

- |          |    |
|----------|----|
| 一、郵便行囊   | コ  |
| 二、竝行囊 甲  | ナイ |
| 三、竝行囊 乙  | ナロ |
| 四、長行囊    | ナ  |
| 五、赤行囊 甲  | アイ |
| 六、赤行囊 乙  | アロ |
| 七、白行囊    | シ  |
| 八、行囊出納報告 | シホ |
| 九、行囊送付證  | ソシ |
| 一〇、常備數   | シヒ |
| 一一、空行囊   | ケウ |

〔樺通〕

- |         |    |
|---------|----|
| 一二、毀損行囊 | キソ |
| 一三、過超行囊 | カテ |
| 一四、殘行囊  | サン |
| 一五、不足行囊 | フソ |
| 一六、廻送アレ | コレ |
| 一七、廻送セリ | コリ |

文 例

竝行囊甲三十個赤行囊乙十個廻送アレ  
 譯文(コ、ナイ)三〇(アロ)一〇(コレ)

〔樺通〕

### ●行囊運轉ニ關スル件

大正十五年九月二日 遞規第二二五號

各局長

各局ヨリ提出ニ係ル行囊出納報告及過超行囊送付狀況ヲ監査スルニ左記ノ事故アリ爲ニ當課竝ニ主管局ニ於テ之方處理上不尠手數ヲ要スルニ付將來充分注意シ取扱上遺憾ナキヲ期セラレタシ

記

一、過超行囊ハ折疊締結シ之ヲ更ニ大行囊等ニ入レ送付スル向アルモ違則ノ取扱ニ付大行囊ニ入ル、コトナク結束ノ普通小包トシテ送付ノコト

- 二、行囊送付證ハ單ニ行囊ボケツトニ入レ或ハ行囊折疊ノ間ニ挿入シ又ハ無添付スルモノアルモ左記ニ依リ處理ノコト
  - 小行囊ハ送付證ヲ外部ノ行囊内ニ大行囊ハ宛局名ヲ記載シタル記票紙取付行囊ボケツトニ納メ其ノ宛名記票ニ「送付證在中」ト朱記シ其ノ他ノモノニハ宛名記票ニ「何個ノ内何個」ト朱記スルコト
  - 三、過超行囊ハ總テ使用済記票紙ヲ取外シ送付スルコト
  - 四、同行囊ハ故ナク多數淹留セサルコト
  - 五、同行囊ハ送付ノ際毀損ノ有無並郵便物殘留有無ノ點檢ヲ勵行スルコト
  - 六、過超行囊ノ折疊方亂雜ノモノアリ注意ノコト
  - 七、行囊出納報告書調製ニ付左記注意ノコト
    - (イ) 過超行囊送付及不足行囊ノ補給ヲ受ケタル場合ハ報告書ノ摘要欄ニ送受月日並行囊ノ種別及個數ヲ記入ノコト
    - (ロ) 出入計數ノ不符合ノモノ多シ注意スルコト
    - (ハ) 不足ノ場合ハ必ズ△印ヲ冠スルコト
    - (ニ) 日附印ノ押捺ヲ洩ササルコト
    - (ホ) 提出ヲ遅延セシメサルコト

●行囊事故ノ件

昭和二年七月十日  
遞規第一七六號課

集配局

〔樺通〕

〔樺通〕

左記事故頻出シ當課並主管局ニ於ケル處理上支障不尠ニ付爾今取扱上篤ク注意相成度

記

- 一、行囊出納報告提出遅延ノモノ及記入書體不良ノモノ
- 一、過超行囊結束中毀損行囊混入ノモノ
- 一、毀損行囊送付ノ際毀損事由ヲ附記セサルモノ
- 一、過超行囊ノ納付停延ニ對シ摘要欄ニ事由無記入ノモノ



# 第三編

## 電信及電話

電信

電話

線路及機械

一、電信事業、明治三十二年四月、電信法制定、電信事業、由國家經營、  
一、電信事業、明治三十二年四月、電信法制定、電信事業、由國家經營、  
一、電信事業、明治三十二年四月、電信法制定、電信事業、由國家經營、  
一、電信事業、明治三十二年四月、電信法制定、電信事業、由國家經營、  
一、電信事業、明治三十二年四月、電信法制定、電信事業、由國家經營、  
一、電信事業、明治三十二年四月、電信法制定、電信事業、由國家經營、  
一、電信事業、明治三十二年四月、電信法制定、電信事業、由國家經營、  
一、電信事業、明治三十二年四月、電信法制定、電信事業、由國家經營、  
一、電信事業、明治三十二年四月、電信法制定、電信事業、由國家經營、  
一、電信事業、明治三十二年四月、電信法制定、電信事業、由國家經營、

〔附註〕

〔樺通〕

### 第三編 電信及電話

#### 第一類 電信

##### 第一章 通則

● 別使配達及解船配達ヲ樺太ニ施行セサル件

明治四十三年十一月一日  
逓信省告示第千百六十九號

樺太ニ於テハ別使配達及解船配達ヲ爲サス

● 電報直配達區域

大正五年七月  
訓令第百十九號

内務部 郵便局

電信區電報直配達區内ハ別ニ令達スルモノノ外郵便區市内ト同一トス  
附則

本令ハ大正五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

● 海底電信線保護萬國聯合條約罰則ヲ樺太ニ施

第三編 電信及電話 第一類 電信

行ノ件

大正五年七月  
勅令第百八十六號

朕海底電信線保護萬國聯合條約罰則ヲ樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
海底電信線保護萬國聯合條約罰則ハ之ヲ樺太ニ施行ス

附則

本令ハ大正五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

●郵便電信電話等ニ關スル料金徴收囑託ニ關スル件

ル件

大正五年八月十四日  
勅令第百號

改正 大正一一年四月勅令第一九二號

郵便電信電話等ニ關スル料金ノ徴收囑託ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
内地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州及南洋群島ニ於ケル郵便、電信及電話官署ハ相互ニ郵便、電信、電話、無線電信及無線電話ニ關スル料金ノ徴收ヲ囑託スルコトヲ得  
前項ノ囑託ニ依リ生シタル費用ハ囑託ヲ受ケタル官署ノ支辨トス

●大正五年八月勅令第百號郵便電信電話等ニ關スル料金ノ徴收囑託ノ件

大正六年一月  
內務省地方局長

〔樺太〕

〔樺太〕

內務省ト遞信省間協定事項

- 一 本令ニ依リ徴收處分ヲ囑託スルハ囑託廳ニ於テ既ニ督促狀ヲ發シタル場合ニ限り其ノ囑託スル徴收金ノ範圍ハ滯納料金、督促手數料及延滞金トス  
前記滯納料金、督促手數料及延滞金ノ額ハ總テ當該督促狀ニ記載シタル所ニ依リ計算ス
- 二 徴收處分ヲ囑託セムトスルトキハ其ノ要旨ヲ記載シタル書類ニ納入告知書及督促狀ノ各寫ヲ添附シ左ノ官署ニ宛テ送付スルモノトス
  - (甲) 内地官署ニ囑託スル場合  
納入又ハ差押フヘキ財産所在地ヲ管轄スル遞信局又ハ管理事務分掌一等郵便局
  - (乙) 内地外官署ニ對シ囑託スル場合  
朝鮮ニ在リテハ遞信局、臺灣ニ在リテハ民政部通信局、關東州ニ在リテハ通信管理局、樺太ニ在リテハ同廳內務部
- 三 受託廳ニ於テハ必要ニ應シ財産差押ヲ執行シ其ノ徴收シタル現金ハ便宜歳入歳出外現金(遞信省於テハ雜部金ノ計算科目)トシテ取扱ヒ無料通常爲替ニ依リ之ヲ囑託廳ニ送付スルモノトス但シ其ノヲ以テ計理ノ見込トス  
徴收シタル處分費ハ自廳ノ歳入ニ立ツルモノトス  
前記徴收金ヲ送付スル場合ニ於テハ受託廳出納官吏ハ其ノ送付證(様式適宜以下倣之)ヲ囑託廳ニ囑託廳出納官吏ハ其ノ受領證ヲ受託廳ニ送付スルモノトス
- 四 受託廳ニ於テハ納入所在不明又ハ無資力等ニ依リ徴收不能ノモノハ其ノ旨囑託廳ニ回報スルモノ

トス但シ豫メ其ノ所在不明又ハ無資力等ノ事實判明セルモノハ囑託廳ニ於テ之カ囑託ヲナササルモノトス

五 第一項及第二項ニ依リ徵收處分ノ囑託アリタル場合ト雖當該納人又ハ差押フヘキ財産ノ所在地カ郵便電信電話官署ノ所在地ヨリ餘リニ遠隔ナルカ又ハ其ノ他特殊ノ事由ニ依リ囑託ニ應シ兼ヌルトキハ其ノ事由ヲ具シテ囑託廳ニ協議スルヲ妨ケサルモノトス

### ● 内國電報書類ヲ當廳限調査整理ノ件

大正九年十月二十五日  
遞第四一七號内務部長

各電信局所長

今回其ノ筋ト協定管内各局所取扱ニ係ル電報書類ハ島内外發著信共總テ當廳限之カ調査整理ヲ爲スコトニ改メ來ル十一月一日ヨリ實施候ニ付同日ヨリ電報書類ノ調整方ハ左記各項ニ依リ處理相成度依命通牒ス

記

- 一、發信件名簿、發信番號表、配達番號表及著信番號表等ハ從來島内外ニ區別整理シタルモ自今之カ區別ヲ撤廢シ各一冊トスルコト
- 二、電報發著番號ハ受附又ハ著信ノ順序ニ依リ島内外ヲ通シテ之ヲ附スルコト
- 三、發信件名簿中島内著信以外ノモノハ當該摘要欄内（指定事項アルトキハ之ヲ記載シタル項ニ）ニ「外」ト標記スルコト

〔樺通〕

〔樺通〕

- 四、削除
- 五、電報通數料金報告表ハ毎月島内外ヲ合算記載シニ通提出スルコト
- 六、削除
- 七、前各項ノ外電報書類處理規程ニ依ルコト

### ● 局名傍訓變更ニ關スル件

大正十一年八月二十五日  
遞監第二五四二號

各郵便局長

今般遞監第二五四一號ヲ以テ局名傍訓用字例ニ關シ別途通牒ノ次第モ有之候處該用字例ニ反スル左記局名傍訓ハ下記ノ通變更候條電報傳送上ハ勿論其ノ他一般取扱上留意相成度

記

局名	從來ノ傍訓	改正ノ傍訓
大 泊 郵 便 局	オホトマリ	オウトマリ
泊 居 同	トマリナル	トマリオル
東 知 取 同	ヒガシシリトル	ヒガシシルトル
大 谷 同	オホタニ	オウタニ

川上炭山 同	ガハカミタンザン	カワカミタンザン
大 泊 無線分室	オホトマリムセン	オウトマリムセン
大泊楠溪 郵便局	オホトマリナンケイ	オウトマリナンケイ
並 川 同	ナミカハ	ナミカワ
真岡北濱 同	マチカキタハマ	マオカキタハマ
追 手 同	オフテ	オウテ

● 電信電話ニ關スル報告期限表ノ件

大正十一年八月五日  
逓監第二二七二號

各電信局所長

電信電話事務報告期限表別紙送付候條適當ノ場所ニ掲出シ置キ一層調査ノ精密ヲ期シ期限ヲ嚴守セシメラレ度

電信電話事務報告期限表 (電話ニ關スルモノヲ除ク)

報告事項	報告局所	調 査 期 日	發送期限	準 據 規 程
發者局別電報通數報告	各 局 所	不定期 (必要ニ應シ調査期日ヲ指定ス)	同	同
電報經過時分調査報告	同	同	同	明治四〇、一、一極監第五七〇號
電報託送電報通數報告	託送電報取扱局	同	同	大正九、八、八訓令第三〇號
照校反則報告	各 局 所	每旬分	翌年四月十日	大正一二、四、〇號
電報傳送延滯事故報告	同	同	同	大正一四、九、〇號
電報通數料金報告	同	每月分(十一月ヲ除ク)	同	逓監第一五〇〇號
外國電報總計表	外國電報取扱局	同	同	電報書類處理規程
電報配達狀況表	各 局 所	每年九月分	同	同
船艙遭難措置狀況報告	無線分室	事實發生ノ都度	即(電報)	無線電報取扱規程第七〇條
無線電信通信日誌抄録	同	每月分	翌月七日以内	大正一一、九、九信第九七二號
電信電話無線電信電話設備秘密取締ニ關スル報告	各 局 所	事實發生ノ都度	即(書面)報	大正九、五、五逓監第三一一號
無料局報取締違反事項報告	同	同	同	大正一一、八、八逓監第二四七〇號

(轉通)

(轉通)

報告事項	報告局所	調 査 期 日	發送期限	準 據 規 程
發者局別電報通數報告	各 局 所	不定期 (必要ニ應シ調査期日ヲ指定ス)	同	同
電報經過時分調査報告	同	同	同	明治四〇、一、一極監第五七〇號
電報託送電報通數報告	託送電報取扱局	同	同	大正九、八、八訓令第三〇號
照校反則報告	各 局 所	每旬分	翌年四月十日	大正一二、四、〇號
電報傳送延滯事故報告	同	同	同	大正一四、九、〇號
電報通數料金報告	同	每月分(十一月ヲ除ク)	同	逓監第一五〇〇號
外國電報總計表	外國電報取扱局	同	同	電報書類處理規程
電報配達狀況表	各 局 所	每年九月分	同	同
船艙遭難措置狀況報告	無線分室	事實發生ノ都度	即(電報)	無線電報取扱規程第七〇條
無線電信通信日誌抄録	同	每月分	翌月七日以内	大正一一、九、九信第九七二號
電信電話無線電信電話設備秘密取締ニ關スル報告	各 局 所	事實發生ノ都度	即(書面)報	大正九、五、五逓監第三一一號
無料局報取締違反事項報告	同	同	同	大正一一、八、八逓監第二四七〇號

●局名傍訓用字例ニ關スル件

大正十一年八月二十五日  
遞監第二五四一號

各郵便局長

局名ニ附スル傍訓ハ自今大體左記用例ニ依ルコトニ決裁相成候處右ハ主トシテ用例ノ統一ヲ計リ併セテ通信ノ敏活ニ資スル爲可成字音ヲ失セサル程度ニ於テ字數ヲ減少シ且電信符號ノ長短及其ノ誤謬率等ヲモ考慮シ決定シタル次第ニ付局報記載ノ場合ニ於テモ本件ノ趣旨ニ依リ努メテ簡約ヲ期セラレ度依命通牒ス

字	音	用	例	字	音	用	例
イ、井			イ	燈、唐、搭			トウ
オ、チ			オ	苗			ナエ
エ、エ			エ	猶			ナオ
追、大、逢、王			オウ	乳、入			ニウ
愛、合、藍			アイ	納、農、腦、納			ノウ
條、乘、常			セウ	評、表			ヘウ

〔樺通〕

朗、蠟、樓			ロウ	法、方、奉			ホウ
ズ、ツ			ヅ	妙、明			メウ
可、果			カ	猛、毛			モウ
川			カワ	優、夕、雄、揖			イウ
急、久、宮			キウ	要、葉、様、用			ヨウ
京、教、供、協			ケウ	長、朝、牒、微			テウ
甲、口、廣、(扱)			コウ	龍、流、粒			リウ
終、集、習			シウ	領、料、稜、獵			レウ
正、證、小、捷			セウ				
草、總			ソウ				
注、抽			チュウ				

〔樺通〕

○注意

留、留ノ字チ地名ノ稱呼ニ從ヒ「ルウ」ト發音スル場合ハ從前ノ例ニ依ル

●電報經過時分調査ノ件

大正十二年三月十五日  
遞監第九一六號

各電信事務取扱局長

右ハ明治四十年十一月遞監第五七〇號通牒ニ依リ三、七、十一、ノ各月第一日分ヲ調査報告ノ規定ナリシモ自己之ヲ廢止シ必要ノ都度通牒可致候條了知相成度

●照校ニ用ウル數字及括弧ノ略號使用ニ關スル

件 大正十三年八月十日 遞監第三一五四號

各電信局所長

從來受信シタル電報ノ反覆ニ用キタル數字及括弧ノ略符號ハ客年二月公達第二百三十四號ニ依リ廢止セラレ候ニモ不拘今尙之ヲ用ウル向有之候處右ハ違則取扱ナルノミナラス惹テハ誤謬釀生ノ素因トモ相成甚タ遺憾ノ次第ニ付爾今絕對ニ右略號ノ使用ヲ嚴禁スル様取締相成度

●電報取扱種別ニ關スル件 大正十四年二月五日 遞監第四三六號

各電信局所長

電信事務開始ノ際特ニ電報取扱種別ノ指定ヲ爲ササルトキハ内國和文及日支和文電報ニ限り取扱フ儀ナルニ往々外國和文電報(假令ハ上海間外國和文電報ノ如キ)ヲモ取扱ヒ得ルモノト誤解スル向アルヤ見受ケラレ候ニ付取扱上行違ヲ生セサル様注意相成度

●私設電信私設無線電信公衆通信取扱規則ニ依

(樺通)

ル取扱費額ノ件 大正十四年五月一日 廳令第十四號

(樺通)

私設電信私設無線電信公衆通信取扱規則第四條ニ依リ當該私設者ニ支給スヘキ取扱費中其ノ費額ヲ特定スルコト左ノ如シ

- 一 公衆電報 官報、私報及新聞電報ニ限ル以下同シ 電信ニ依ルモノ 發信 著信 中繼信
  - 一通每ニ 金九錢
  - 一通每ニ 金八錢
  - 一通每ニ 金八錢
  - 一通每ニ 金十二錢
- 二 直配達區域内ヘノ配達又ハ汽車中ニ在ル受信人ヘノ交付 一通每ニ 金十二錢

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●電信取扱所ニ於テ時間外電報ノ取扱ヲ爲ササ

ル件 大正十四年五月二日 訓令第八十一號

改正 昭和二年一〇月訓令第四三五號

內務部 電信局所

左記電信取扱所ニ於テハ電報ノ時間外取扱ヲ爲サス 本令ハ大正十四年五月六日ヨリ之ヲ施行ス

記

豊原、中里、大泊、落合

●段落ノ記號使用方ノ件

大正十五年一月十五日  
遞監第一一三號遞信課

各電信局所

電報書法上段落ノ記號ハ本文ノ末尾ニ使用シ得ル義ト了知相成度

●長音ノ記號使用方ニ關スル件

大正十五年四月二十五日  
遞監第一八五〇號遞信課

各電信局所

電報書法上長音ノ記號ヲ數字ニ附隨シタルモノヲ其ノ儘受付クル向アル趣ノ處右ハ文字ニ直接附隨セ  
シムル場合ノ外之ヲ使用シ得サル義ニ付行違ナキ様注意相成度

●電信事務ニ關スル簿冊設備規程

大正十五年五月二十五日  
訓令第百二十三號

内務部 電信局所

電信事務ニ關スル簿冊設備規程左ノ通定ム

右訓令ス

年月日

長官名

電信事務ニ關スル簿冊設備規程

第一條 電信局所ニ於テハ別ニ定ムルモノノ外別記様式ニ依リ簿冊ヲ設備スヘシ

〔樺通〕

〔樺通〕

第二條 簿冊ハ凡テ翌朝局長又ハ首席者ニ於テ之ヲ檢閱スヘシ

第三條 簿冊ハ凡テ曆年ニ依リ更新スルモノトス

但シ事務閑散ナル局所ニ在リテハ適宜ノ期間繼續使用スルコトヲ得

第四條 簿冊ノ保存期間ハ其ノ使用ヲ終リタル翌年一月一日ヨリ起算ス

使用済簿冊ハ其ノ表紙適宜ノ場所ニ使用期間及保存期間ヲ記載シ置クヘシ

第五條 本令ニ依ル簿冊中取扱事務ノ種類ニ依リ全ク登記スヘキ事實ノ發生セサル局所ニ在リテハ當  
該簿冊ノ設備ヲ要セス

第六條 簿冊ハ電信日誌ヲ除ク外登記事項ノ多少ニ依リ適宜二種以上合冊スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ各種別毎ニ口座ヲ設ケ表紙ニハ合冊シタル簿冊名ヲ記載スヘシ

第七條 保存期間ノ異ナル簿冊ヲ合冊シタル場合ニ於ケル保存期間ハ長期ノモノニ依ル

附則

本令ハ大正十五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十四年十月訓令第四十三號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

(様式)

第一號

電信日誌

(保存期間  
一年)

局長長印 月 日 曜日 天候



第三編 電信及電話 第一類 電信

二五〇

擔當者 氏

名印

(左記事項ヲ登記スルモノトス)

- 一 回線障碍及疏通狀況並臨機措置シタル事項
- 二 傳送延滞事故ノ場合ニ於ケル措置狀況
- 三 電報ノ閱覽又ハ正寫若ハ傳送前返還ノ請求ヲ受ケ之ヲ處理シタル事項
- 四 刑事訴訟審理ノ爲電報ノ披閱又ハ交付ノ請求ヲ受ケ之ヲ處理シタル事項
- 五 反則電報ヲ處理シタル場合其顛末
- 六 原書差立後電報保管トナリタル場合其要旨
- 七 通信當務者名
- 八 通信當務者交代時刻及引繼ニ關スル事項
- 九 通信終了時刻

第二號

一〇 其他將來通信上又ハ事務上參考トナルヘキ事項

傳送延滞事故登記簿

(保存期間 六月)

局所 長印	月 日	回線名	對手 局所名	同上擔 當者名	回答 要旨	喚 時 分	喚呼 總時間	事 故 電 報 種 類 番 號	備 考

(樺通)

第三號

照校反則登記簿

(保存期間 六月)

局所 長印	取 月 日	對手 局所名	關 係	電 報 種 類	備 考

- 備考 一 喚呼時分ハ
- |       |   |       |
|-------|---|-------|
| 10.10 | セ | 10.20 |
| 10.40 |   | 10.50 |
| 1.5   | コ | 1.30  |
- ノ如ク實際喚呼シタル時間ヲ記入シ其ノ合算時間ヲ
- 二 喚呼總時間欄ニ記入スルモノトス
- 二 事故アリタル都度本簿ニ登記シ置キ翌旬五日以内ニ取纏メ報告スルモノトス

(樺通)

第四號

發信保管電報登記簿

(保存期間 六月)

第三編 電信及電話 第一類 電信

二五一

- 備考 一 照校電報其ノ他反覆校正ヲ要スル電報ニシテ校合ノ手續上違則ノ取扱アリタルトキハ其ノ都度本簿ニ登記シ置キ翌旬五日以内ニ取纏メ報告スルモノトス
- 二 摘要欄ニハ對手局所ニテ「連續再送ス」「反送ヲ省略ス」等違則事項ヲ簡明ニ記入スルモノトス

第三編 電信及電話 第一類 電信

長局印所		發信		著信局所名		受信人名所		發信人名所		保管		取印		再達又ハ交付		取印	
月日	番號	月日	番號	月日	番號	月日	番號	月日	番號	月日	事由	月日	通知	月日	通知	月日	通知

第五號

著信保管電報登記簿

(保存期間 月)

長局印所		發信		受信人名所		保管		取印		再達又ハ交付		取印		備考	
月日	局所名番號	月日	局所名番號	月日	事由	月日	通知	月日	通知	月日	通知	月日	通知	月日	通知

第六號

備考 留置電報ヲ保管ト爲ス場合ハ受信人名所以上ノ各欄ノ記載ヲ省略スルコトヲ得

(保存期間 月)

電話第 番 加入者氏名

月	日	發信(著信ノ場合ハ發信番號)	番號(發信局)	摘	要	信(語)	數	料(託送料ヲ含ム)	金
---	---	----------------	---------	---	---	------	---	-----------	---

〔樺通〕

〔樺通〕

第七號

略號登記簿

(保存期間 年)

略號	請求者居所氏名	請求月日	期間	納付金額	廢出月日	取印	備考
----	---------	------	----	------	------	----	----

第八號

配達先登記簿

(保存期間 年)

配達先	請求者居所氏名	請求月日	期間	納付金額	廢出月日	取印	備考
-----	---------	------	----	------	------	----	----

第三編 電信及電話 第一類 電信

備考 一 本簿ハ加入者別ニ口座ヲ分ツモノトス

二 託送料ハ月計ノ際通數ニ依リ算出計上スルモノトス

備考 一 期間欄ニハ長期ノモノニ在リテハ「何年度第何期」ト記載シ短期ノモノニ在リテハ「自何月何日」ト記載スルモノトス

二 效力ナキニ至リタルモノハ其ノ旨備考欄ニ記載シ且ツ朱線ヲ施スモノトス

第三編 電信及電話 第一類 電信

二五四

第九號

- 備考 一 期間欄ニハ長期ノモノニ在リテハ「何年度第何期」ト記載シ短期ノモノニ在リテハ「自何月何日」ト記載スルモノトス  
至何月何日」ト記載スルモノトス  
二 效力ナキニ至リタルモノハ其ノ旨備考欄ニ記載シ且ツ朱線ヲ施スモノトス

局渡證券交付簿

(保存期間 一年)

證券番號	請求者居所氏名	交付月日	期 間	納付金額	返納月日	取 者	取 者 印	備 考
				圓				

備考

- 一 期間欄ニハ長期ノモノニ在リテハ「何年度第何期」ト記載シ短期ノモノニ在リテハ「自何月何日」ト記載スルモノトス  
至何月何日」ト記載スルモノトス  
二 紛失其ノ他事故アリタルトキハ其ノ旨備考欄ニ記載スルモノトス

第十號

艦船著無線電報發信簿

(保存期間 二月)

發 信	發 信 日 月	番 號	海 岸 局 名	艦 船 局 名	受 信 人 名	發 信 人 名 所	取 者 印	備 考

(樺通)

(樺通)

第十一號

- 備考 一 本簿ハ電信日誌ヲ以テ本簿ニ代フルコトヲ得  
二 規程第九十七條、九十八條、百三條、百八條、又ハ第二百一十一條ノ通報ヲ受ケタルトキハ發信人へ通知スルト共ニ備考欄ニ其ノ要旨ヲ記入シ置クモノトス

託送請求簿

(保存期間 六月)

請求書ヲ編綴シ之ニ代フルモノトス

第二章 内國電報

●電報特別配達規則

明治四十二年十月  
廳令第三十二號

改正 昭和二年七月廳令第二六號

電報特別配達規則

- 第一條 電報ノ特別配達ヲ受ケムトスル者ハ此規則ニ依リ郵便区内ノ樺太廳郵便局ヘ豫メ請求ヲ爲スヘシ但シ一定ノ差出人ヨリ發信シタル電報ニ限り之レヲ請求スルコトヲ得
- 第二條 特別配達ハ通常午前九時及午後一時ノ二回ニ於テ差立ツルモノトス
- 第三條 特別配達ハ土地ノ實況ニ依リ回数ヲ制限シ又ハ夜間ノ配達ヲ爲ササルコトアルヘシ
- 第四條 特別配達ノ料金ハ二里迄ハ金八十錢二里以上一里迄毎ニ金八十錢ヲ加フ
- 第五條 特別配達料ハ郵便局ノ料金告知ニ依リ電報受領ノ際郵便切手ヲ以テ納付スルモノトス  
前項ノ料金ハ樺太廳郵便官署ノ定ムル所ノ里程ニ依リ計算ス
- 第六條 特別配達請求書ハ左ノ書式ニ依ルヘシ  
(書式) 電報特別配達請求書  
拙者ニ宛テタル電報ニシテ配達方指定ナキ電報到着シタルトキハ樺太廳令第何號ニ依リ特別配達相成候様此段豫メ請求候也

〔樺通〕

〔樺通〕

年月日

居所

氏

名印

樺太廳(何々)郵便局宛  
附則

本令ハ明治四十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

●電報特別配達料金徴收ノ件

明治四十二年十月  
訓令第二百十七號

樺太廳郵便局長

電報特別配達料金徴收方ニ關シテハ明治三十三年九遞信大臣公達第四百三十二號郵便取扱規程第二百七十九條及第二百八十條又ハ配達方ニ關シテハ同年同月公達第四百三十號電報取扱規程第二百七十三條第二百七十四條及第二百九十二條ヲ準用ス  
電報配達費ハ徴收額ノ十分ノ九トシ同一地所ヘ二通以上兼配ノ場合ハ其ノ一通分又土地ヲ異ニシ兼配セシ場合ハ里程ノ最モ遠キモノニ依リ計算ス

●電報特別配達ニ關スル件

昭和二年七月二十八日  
遞規第二三七號遞信課長

集配局長一般

右規則ノ一部昭和二年七月二十七日樺太廳令第二十六號ヲ以テ改正相成候處取扱方ニ付テハ明治四十二年十月訓令第二一七號ニテ制定ノ次第アルモ尙左記各號ニ依リ處理相成度

記

- 一、特別配達ノ請求ヲ受ケタルトキハ直ニ集配區域ノ内外及集配度數、配達箇所ニ至ル道路ノ狀況里程並配達方法ニ付詳細報告スルコト
- 二、配達方法ハ當課ニ於ケル決定通知ニ基キ請求者ニ通報スルコト
- 三、特別配達ハ可成態夫ヲ備上ゲ配達セシムルコト
- 四、郵便配達ト同時ニ特別配達ヲ爲シタル場合ハ取扱費ヲ支給セス
- 五、特別配達ヲナシタルトキハ一ヶ月毎ニ取纏メ左記様式ニ依リ翌月三日以内ニ遞信課長宛報告スルコト

様式 電報特別配達報告

配達月日	發信局名及番號	受信人宿所氏名	里	程	特別配達料	備考
計						

右及報告候也

年月日

何郵便局長印

遞信課長 殿

備考 一、郵便配達ト同時ニ配達シタルモノ及兼配ノモノハ其ノ旨備考欄ニ記載ノコト

〔樺通〕

〔樺通〕

一、特別配達料欄ニハ受信人ヨリ配達料ヲ徴收シタルモノニ限り記載ノコト

●電報料金後納規則

大正八年十月 廳令第三十八號

改正 大正一四年七月廳令第二五號、一五年三月第六號

電報料金後納規則

- 第一條 電報料金ハ本令ノ定ムル所ニ依リ後納ト爲スコトヲ得但シ外國電報ハ發信人カ官廳ナル場合ニ限ル
- 第二條 電報料金後納ノ取扱ヲ受ケムトスル者ハ同一局ニ於テ一月百通以上賴信スル者ニ限ル但シ其ノ取扱ヲ受クヘキ者官廳ナルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第三條 料金後納電報ノ取扱ヲ爲スヘキ郵便局ハ別ニ之ヲ告示ス
- 第四條 電報料金後納ノ取扱ヲ受ケムトスルトキハ其ノ旨記載シタル書面ヲ其ノ取扱ヲ受ケムトスル所在地ノ郵便局ニ差出シ電報料金後納帳ノ交付ヲ受クヘシ
- 第五條 官廳以外ノ者ニシテ電報料金後納ノ取扱ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ其ノ取扱ヲ受ケムトスル所在地ノ郵便局ヲ經テ樺太廳長官ニ差出シ認可ヲ受クヘシ
  - 一 後納ヲ要スル理由
  - 二 一月ノ發信電報見込通數
  - 三 一月ノ發信電報料金見込額

第六條 前條ニ依リ認可ヲ受ケタル者ハ當該郵便局ノ指示セル期日迄ニ保證金ヲ納付スヘシ但シ樺太廳長官ニ於テ其ノ必要ナシト認メタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 保證金額ハ申請者ノ發信シタル一月ノ電報料金額ヲ標準トシ當該郵便局ニ於テ之ヲ定ム但シ發信電報料金ノ増減ニ依リ隨時之ヲ改定スルコトアルヘシ

第八條 電報料金後納者ニ於テ電報ヲ賴信セムトスルトキハ電報料金後納帳ヲ差出シ相當事項ノ記入ヲ受クヘシ

第八條ノ二 前條ノ取扱ヲ爲シタルトキハ電報料金後納取扱料(以下單ニ取扱料ト稱ス)トシテ電報一通ニ付金三錢ヲ附加ス

第九條 後納電報料金(取扱料ヲ含ム以下同シ)ハ其ノ取扱ヲ受ケタル郵便局ノ通告ニ依リ當月分ヲ翌月二十日迄ニ通貨ヲ以テ納付スヘシ但シ其ノ取扱ヲ廢止シタルトキ又ハ認可ヲ取消サレタルトキハ當該郵便局ノ指示スル期日迄ニ之ヲ納付スヘシ

前項ノ料金ハ總テ電報料金後納帳ニ依リ精算ス

第十條 後納電報料金ヲ期日迄ニ納付セサル者アルトキハ滯納ノ期間其ノ取扱ヲ停止スルコトアルヘシ

第七條但書ニ依リ保證金追納ヲ要スル場合郵便局ノ指示スル期日迄ニ納付セサルトキ亦前項ニ同シ  
第十一條 官廳以外ノ者ニシテ左記各號ノ一ニ該當スルトキハ電報料金後納取扱ノ認可ヲ取消スコトアルヘシ

〔樺通〕

〔樺通〕

一 前條ノ滯納期間一月以上ニ及ヒタルトキ

二 前條ノ停止度數一年三回以上ニ及ヒタルトキ

三 一月ノ發信電報通數カ三月間引續キ第二條ノ制限ニ達セサルトキ前項ノ場合ニ於テ後納電報料金ノ未納アルトキハ保證金ヲ以テ之ニ充テ尙不足アルトキハ之ヲ追徵ス

第十二條 電報料金後納ノ取扱ヲ廢止セムトスルトキハ電報料金後納帳ヲ添ヘ其ノ旨當該郵便局ニ届出ツヘシ

前項ノ場合ニ於テ後納電報料金ノ未納アルトキハ其ノ料金ヲ納付シタル後ニ非サレハ保證金ヲ還付セス

第十三條 後納電報料金ハ明治三十三年九遞信省令第四十六號電報規則第四十三條、第五十九條、第六十條、第八十五條、第七十四條、第七十五條、第七十八條及第八十三條ニ依リ納付スヘキ料金ニ充ツルコトヲ得ス

第十四條 本令ハ明治三十三年九遞信省令第四十六號電報規則第五十三條乃至第五十五條ニ依リ差出ス電報ニハ之ヲ適用セス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### ●後納電報取扱局指定ノ件

大正八年十月  
告示第五百五十三號

電報料金後納規則第三條ニ依ル料金後納電報ノ取扱ヲ爲スヘキ郵便局左ノ如シ

- 豊原郵便局
- 大泊郵便局
- 真岡郵便局
- 泊居郵便局

### ●電報料金後納取扱規程

大正八年十月  
訓令第六十六號

#### 電報料金後納取扱規程

- 第一條** 郵便局ニ於テ官廳ヨリ電報料金後納取扱ノ請求書ヲ受理シタルトキハ電報料金後納帳ヲ交付スヘシ官廳以外ノ者ヨリ電報料金後納取扱ノ申請書ヲ受理シタルトキハ申請書記載事項ノ外尙左記事項ヲ調査シ樺太廳長官ニ提出スヘシ
- 一 申請者ノ職業、身元及資力
  - 二 後納取扱ノ要否
- 第二條** 前條第二項ノ申請ヲ認可シタルトキハ其ノ旨當該郵便局ニ通知ス  
郵便局ニ於テ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ別表ニ依リ保證金額ヲ定メ併セテ之ヲ申請者ニ通知スヘシ
- 第三條** 郵便局ニ於テ保證金ノ納付ヲ受ケタルトキハ電報料金後納帳ヲ交付スヘシ

〔樺通〕

〔樺通〕

- 第四條** 電報料金後納帳ハ必要ト認ムル場合ノ外一冊ヲ限り交付スヘシ若シ其ノ電報料金後納帳ヲ亡失毀損又ハ汚斑シ再度交付ヲ要スルトキハ精算未済ノ電報料金及電報料金後納取扱料金(以下單ニ取扱料ト稱ス)ノ各合計額ヲ記入シ且ツ再度交付ノ旨ヲ表紙裏面ニ記載シテ之ヲ交付スヘシ
- 第五條** 後納電報料金月計額著シク保證金額ヲ超過シタルトキ其ノ電報料金ノ增加カ一時的ノモノニ非スシテ保證金改定ノ要アリト認メタルトキハ直ニ相當額ニ改メ電報料金後納者ニ通知スヘシ
- 第六條** 郵便局ニ於テ料金後納電報ヲ受付ケタルトキハ其ノ都度電報料金後納帳ニ必要事項ヲ記載シ取扱者認印ノ上之ヲ交付スヘシ
- 第七條** 電報料金後納者ヨリ徵收スヘキ電報料金(取扱料ヲ含ム以下同シ)ハ翌月十日迄ニ之ヲ精算シ納入告知書ヲ發スヘシ但シ其ノ取扱ヲ受クルコトヲ廢止シ又ハ認可ヲ取消サレタル場合ニ於テ保證金ヲ電報料金ニ充當スルモ尙不足アルトキハ直ニ其ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第八條** 後納電報料金又ハ追納スヘキ保證金ヲ期日迄ニ納付セサルトキハ電報料金後納ノ取扱ヲ停止シ其ノ旨電報料金後納者ニ通告スヘシ
- 第九條** 郵便局ハ左ノ場合ニ於テ其ノ事項ヲ遲滯ナク樺太廳内務部ニ報告スヘシ
- 一 電報料金後納取扱ヲ開始シ又ハ停止シタルトキ若ハ廢止ノ届出アリタルトキ
  - 二 保證金額ヲ定メタルトキ又ハ之ヲ改定シタルトキ
- 第十條** 料金後納電報ハ總テ其ノ料金納付済ノモノトシテ一般電報同様處理スルノ外郵便切手貼付欄ニ後納ト朱書シ且ツ電報料金及取扱料金額ヲ區別記載スヘシ

第十一條 料金後納電報ノ件名表記載方ハ明治三十九年三月遞信大臣公達第二百二十七號電報書類處理規程第五號書式中託送電報ノ例ニ依ル

第十二條 本令ニ依リ使用スヘキ帳簿及書類ノ名稱並其ノ保存期間左ノ如シ

名 稱 保存期間

電報料金後納帳 五年

電報料金後納ニ關シ公衆ヨリ提出シタル請求書及屆書類 六月

使用濟帳簿 永 久

第十三條 前條ノ帳簿及書類ノ保存並整理方ニ關シテハ明治四十四年一月遞信大臣公達第三十五號電信

電話式紙帳簿類保存規程ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス別表

保證金算定標準

一 一月ノ電報料金見込額

十五圓未滿

十五圓以上二十圓未滿

以上五圓未滿ヲ増ス毎二十圓ヲ加算ス

同上保證金額

二十圓

三十圓

〔樺通〕

〔樺通〕

二 特殊ノ事由ニ依リ前項算出額ヲ不適當トスルモノニ對シテハ其ノ事由ヲ照ラシ特ニ該算出額ヲ適宜増減スルコトヲ得

●電信爲替振出請求書記載金額相違發見ノ場合

處理方ノ件

大正十一年一月二十二日 遞監第二五五號

各電信局長

電信爲替振出請求書ヲ電報取扱局ニ於テ受領ノ際ハ爲替金額ト本文記載金額トヲ對照シ若相違スルコトヲ發見シタル場合ハ便宜振出局ヘ照會ノ上相當處理相成度

●正午時通報手續

大正十一年八月十七日 訓令第百二十七號

內務部 郵便局所

第一條 正午時ノ通報及時刻ノ照合ニ關シテハ正午時通報規程ニ依ルノ外本手續ニ依ルヘシ

第二條 正午時通報局以下單ニ通及報時回線ハ左ノ通指定ス但シ報時ヲ受クル回線ニ以上アリタルト

キハ當該局ノ便宜ニ依リ之ヲ選定スヘシ

第三條 電話機ノミヲ裝置スル局ハ毎日正午ヨリ午後三時迄ノ間ニ於テ通信ノ間隙ヲ計リ通報局ニ時刻ヲ照合スヘシ

第四條 報時回線障礙其ノ他事故ノ爲正午時ノ通報ヲ受クルコト能ハサルトキ他ニ適當ノ回線アルト





各電信局所

常用線路障碍不通等ノ爲臨時中繼ヲ要シタル電報及中繼局ニ於テ送信前發見シタル中繼順路違ノ電報ハ自局發信ト同一ノ中繼順路ニ依リ之ヲ傳送スヘキノ處往々之ヲ正當中繼局ニ返送スヘキモノト誤解ノ向アルヤニ見受ラルルニ付注意相成度

●配達日時指定電報取扱ニ關スル件

大正十二年五月十日  
遞監第一八一〇號遞信課

各電信局所

右ニ關スル電報規則第一百六條乃至第一百八條ノ規定ハ條文中内地ノ同一電信局所又ハ同一市區内ニ著スル云々トアルヲ以テ當管内ニハ準用ナキモノノ如ク解シ居ル向アルヤニ見受ケラレ候モ該規定ハ内地發權太著ノモノニ適用ヲ除外セルニ止マリ管内相互間發著電報ニ對シテハ其ノ儘之ヲ準用差支ナキニ付取扱上行違ナキ様注意相成度近時議員公選等ノ當該規定ノ利用ヲ便トスル場合有之ヘクニ付爲念通牒ス

●南洋廳管内ニ電報配達事務開始ノ件

大正十二年十一月二十日  
遞監第四二二三號遞信課

各電信局所

十一月一日ヨリ南洋廳管内各局ニ電報ノ配達事務ヲ開始ス但シ船配達及サイパン島以外ノ別使配達ヲ爲サス詳細ハ十一月六日附遞信公報參照相成度

〔樺通〕

〔樺通〕

●電報不達取調ニ關スル件

大正十四年五月五日  
遞監第一一七號

各電信局所長

電報不達ノ故ヲ以テ發信人ヨリ其ノ調査方ヲ申出ツルモノ近來頻出ノ處之カ調査ノ結果ハ正當配達ヲ了シ且ツ受信人ニ於テモ受領ノ旨申立ツル向多ク右ハ受信人ヨリ返信ナカリシノ故ヲ以テ漫然不著ト看做シ調査方申出ツルモノト被認候斯クテハ無用ノ手數ヲ重ヌル事尠カラス候條爾今此ノ種申出アリタルトキハ受信人又ハ著信局所ノ不著證明書等ヲ提出セシメ取調請求書ニハ其ノ寫ヲ添附ノ上移送相成度

●南洋廳管内著電報ノ留置指定ニ關スル件

大正十四年一月二十日  
遞監第五八四六號遞信課

各電信局所

南洋廳管内ノ各郵便局ニ於テハ從來著信電報ハ留置ノ指定アルモノノ外取扱ハサリシ處大正十三年十一月一日(遞信省告示第一五六五號參照)之ヲ改正セラレタルニ不拘今尙右指定ヲ附シ傳送スル向有之趣ニ付注意相成度

### 第二章 無線電信及外國電信

#### ●無線電信法ヲ朝鮮臺灣及樺太ニ施行ノ件

大正四年十月二十六日  
勅令第八十六號

朕無線電信法ヲ朝鮮臺灣及樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
無線電信法ハ之ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行ス

附則

本令ハ大正四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

#### ●無線電信電話事務取扱ニ關スル件

大正四年十一月一日  
訓令第三十七號

內務部 郵便局

無線電信電話ノ事務ニ關シテハ特ニ規定スルモノノ外遞信省所定ノ規定令達其ノ他通牒等ニ準據スル  
義ト心得ヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

#### ●無線電信法施行ニ關スル件

大正四年十一月一日  
廳令第三十號

〔樺通〕

〔樺通〕

大正四年勅令第八十六號無線電信法施行ニ關シテハ特ニ規定スルモノノ外遞信省令及告示ニ依ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

#### ●私設無線電信規則第二十九條ニ依ル無線電信

大正十年八月  
告示第五百五十四號

#### 監視局指定ノ件

無線電信監視局

大泊郵便局

#### ●歐羅巴經由亞米利加宛電報ニ關スル件

大正十一年六月十二日  
遞監第四九三號

各外國電報取扱局長

歐羅巴經由亞米利加(南米ヲ除ク)宛電報ニ對シテハ至急返信料前納ノ取扱ヲ爲ササルニ付行違ナキ様注意  
相成度

#### ●カムチヤツカ宛電報ニ關スル件

大正十二年三月二十九日  
遞監第一〇八七號

各外國電報取扱局長

カムチヤツカ宛無線電報ハ露西亞語又ハ英語ヲ以テ記載スルコトヲ要スル旨當該關係局ヨリ通知アリ  
タルニ付電報受付上注意相成度

●露西亞宛隱語電報ニ關スル件

大正十二年八月二十八日  
遞監第三一四五號遞信課

外國電報取扱局

本件電報ニ關シテハ大正十一年六月遞信省告示第千百三十六號外國電報ノ取扱ニ關スル制限中歐羅巴地方ノ部露西亞ノ項掲記ノ如キ制限有之候處近來同制限所定ノ協定ヲ經サル隱語電報ノ來著尠カラサル趣ニテ同局主管廳ヨリ萬國電信聯合總理局ヲ經テ此等制限違反ノ電報ニ對シテハ料金還付ノ請求ニ應セサル旨通報有之候ニ付同國宛隱語電報受付ニ際シテハ右制限ニ關シ行違ナキ様注意相成度

●外國電報ニ記載ノ羅馬字綴日本語ニ關スル件

大正十三年九月三十日  
遞監第三八三三號

各外國電報取扱局長

外國電報ニ使用スル羅馬字綴日本語ノ語數計算方ハ日本語本來ノ性質上英佛語ノ如ク明確ヲ期スルコト甚タ困難ナル事情有之候ヘ共右ハ素ヨリ國際電信業務規則第十九條第三項及第八項ニ依リ處理ヲ要スル義ニ有之是等語數計算方ノ標準ニ關シテハ客年一月二十六日遞監第二百四十二號ヲ以テ通牒置候外大體左例ニ依リ受付ノ際一層注意相成度  
追而來著信ニ對シテハ多少寛裕ノ取扱ヲ爲スコト已ムヲ得サルヘント存候

羅馬字綴日本語外國語電報ニ於テ一語トシテ連記シ得ヘキ語辭ノ例

〔普通〕

〔普通〕

○名詞、代名詞、數詞、動詞、形容詞、副詞、接續詞、助動詞、感動詞「テニヲハ」ハ文法上各單語タルヘキモノナルモ今之ヲ直ニ外國電報ノ語數計算ニ適用スルトキハ從來ノ慣用ト相去ル餘リニ遠キニ付語數計算上外國語トノ權衡ニモ鑑ミ差當リ大體左記ノ標準ニ依リ「テニヲハ」、助動詞、感動詞ハ各相應ノ主語ト合セテ一語ニ連記シ得ルコトトス、但シ課金上一語ノ長サニ關スル制限ハ業務規則ノ規定ニ依ルコト勿論トス

○左記連記例中「——」印ヲ附セルハ「テニヲハ」助動詞又ハ感動詞ナリ

一、名詞連記例

帝國ホテルナリ  
萬國博覽會デス  
錦町三丁目ニテ  
倫敦電報ハ

麥藁細工ノ

二、代名詞連記例

弊社ニシテ  
此處デ  
彼等ハ  
我々ナリ

株式會社ニシテ  
上海ヨリ  
英國マデ  
誤傳ナルベシ  
米國經由トシ

貴店ニテハ  
貴港ヨリ  
何方デモ

三、數詞連記例

三十人バカリ  
五百三十人前ヲ  
六十一圓五十錢ニテ  
二月間ニシテ  
第三十號ナラム

二時三十分カラ  
二割五分トシテ  
十五貫六百匁ツツ  
九分九厘ナリヤ

四、動詞連記例

出發セヨ  
送ラレタシ  
返送セリ  
取扱ハス  
間ニ合ハヌ  
積ミナガラ

歸任アレ  
來ヌ  
申込ム  
受取りテ來ル  
注意セシメラレタシ

五、形容詞連記例

手強シ  
綠色ノ  
橢圓形ナレバ

稍寒シ  
細長キ  
流行性ノ  
〔樺通〕

〔樺通〕

六、副詞連記例

美麗ナル  
決シテ  
專ラニシテ  
是非トモ  
昨日以來  
依然トシテ

僅カバカリ  
察スルニ  
勿論ナリ  
今ハ  
去年末マデ

七、接續詞連記例

又ハ  
且  
則、乃  
扱モ  
尤  
將  
間  
條  
爲メ

且又  
扱又  
而シテ  
若ハ  
然ト雖  
但シハ  
處ニシテ  
去レバトテ  
依リテ

故ニ  
從ヒテ

併シナガラ  
是ニ於テカ

参考ノ一

名詞、代名詞、數詞、動詞、形容詞、副詞等ニ附屬シ主語ト合セテ一語ニ連記シ得ヘキ助動詞、

感動詞及「テニヲハ」ノ例

(一) 助動詞例

- ベシ (用ウヘシ)
- ヌ (出發スヘシ)
- ル (亂ルル)
- タシ (行キタシ)
- タリ (泰然タリ)
- ゴトシ (春ノ如シ)
- デ (宿デ)
- サセラル (轉任サセラル)
- シム (行カシム)
- ス (到著ス)
- ズ (來ラズ)

- ナルヘシ (誤ナルヘシ)
- ラル (教ヘラル)
- ラシ (雨ラシ)
- ケリ (行ケリ)
- タリキ (答ヘタリキ)
- ナリ (花ナリ)
- ナラム (適當ナラム)
- シメラル (派遣セシメラル)
- セリ (著任セリ)
- セラル (命セラル)

〔樺通〕

(二) 感動詞例

- ヤ (彼ヤ)
- ヨ (米人ヨ)
- ゾヤ (何ゾヤ)
- シモ (必ズシモ)
- カナ (悲ヒカナ)

(三) テニヲハ例

- ハ
- バカリ
- ニ
- ニテ
- ニシテ
- ヘ
- ト
- ド
- ヨリ
- ダニ

第三編 電信及電話 第一類 電信

〔樺通〕

- トモ
- ドモ
- ヲ
- カ
- ガ
- カラ
- カラニ
- ガテラ
- シ
- モ

ツツ  
ヅツ  
ナガラ  
ナレバ  
ノ  
ママ  
マデ  
サヘ

モノノ  
モノユヘ  
モノカラ  
スラ  
ノミ  
ママニ  
マニマニ

参考ノ二

羅馬字電文連記例

酒井 明日 此ノ 地ヘ 來ル  
葉鐵 注文シタ 手付金 早ク 送レ  
電 見ヌ 君 任ス 金 直ク ヤル  
電爲替 利カヌ 是非 頼ム 返  
釘 中旬積ミ 取消 出來ヌ 下旬積ミ 和製 二十圓六十錢  
始メ 契約ノ 落花生油 十萬斤 船都合 アリ 十月迄 著ク様 積メヌカ ス 返  
木綿 一圓高 相場 知ラス

〔禱通〕

〔禱通〕

百合 四六判 四圓九十錢 ロール掛ケ 品切  
鐵材 積出シ 調ノ 爲メ 紐育ヘ 直ク 行ケ 著 豫定 知ラセ 委細 後ヨリ 電スル  
硫黃 返 待ツ  
先約分トモ 船 取レン 積メン  
見タ アンチモニー 古河ヨリ 五百噸 七百七十圓ノ 申込 アリト 言フ 貴方 値段  
高過キルト 思フ 如何 返  
罽 後 買フ 金 ス ヤレ  
先品 引取リタカ 返  
何日 何處 向ケ 香港 出スカ 都合 アル 荷役 急ケ ス 返  
契約ノ 三萬六千圓 約 六萬ルーブルヲ 貴地ニ 殘シ 置キ 殘金 都合ヨキ 爲替率ニ  
テ 此處ヘ 送レ  
七日 締切リ 傳票 送レ  
見タ アンチモニー 他ニ 安物 アリ 七百七十圓ナラハ 百噸 買フ 九日迄ニ 返 願  
フ  
鹽 十六日 門司 出ル 船 アル 是非 契約セヨ 返  
見タ アンチ 見(見本ノコト) 送ル  
上明礬 暴落 此處(ココ) 八五 見當

電 見タカ 返 急ク 内藤 宛テ ス 返  
今 出來ヌナラ 何日迄 送金スル

調印 間取ル ス へ

鑄潰シ 拾万斤 二十二圓六十錢テ 四月渡シ 買ヘルカ 外電テ 直ク 返アレ 買フ

商標 やませ 十封度 三圓五十七錢五厘 十六箇 積ンダ

染料ハ 見合ス シヤツ 來月 五日 積ム

牛蠟 前 通り 品 二萬斤 直ク 積メ 返 見本 一五 牛蠟 堅キ分 値 幾許 直ク

返

硫黃塊 四月 積ミ出シ 九十九 パーセント 以上ヲ 二百噸 一噸 百八十一圓五十錢

浦鹽渡シ 此ノ 分 是非 買へ 先キ物 高シ クレデキツト 傳送セヨ 月曜日 正午迄

ニ 返

樟腦 ポンド 一圓五錢 四月中旬 二千 假約ス 紙 舶來 ト 和製 二種トモ 見本

見テ 直ク 返電セヨ 送ル

沃度 ポンド 九圓八十五錢 四月中旬 三百 アル 假契約シタ

### ● 豊原アレクサンドロウスク間日露連絡線不通

大正十四年九月二日  
遞第三九九號遞信課

〔樺通〕

〔樺通〕

各外國電報取扱局

右ニ關シテハ曩ニ通牒ノ次第モ有之候處爾今右不通ノ場合アレクサンドロウスク及亞西亞露西亞宛電報ハ樺太線經由ト同一料金ヲ以テ朝鮮線經由ニテ取扱相成度  
追而西比利亞アレクサンドロウスク間ハ無線連絡ニ依ル義ニ付爲念

### ● 佐世保青島線經由電報ニ關スル件

大正十四年二月二十五日  
遞監第二〇〇號

各電信局所長

佐世保青島間海底線經由電報ハ從來日支電報(大正十一年省令第七十號參照)トシテ取扱ヒタル處一月七日遞信省令第一號(遞信公報第三二六五九號參照)ヲ以テ外國電報規則中改正セラレ來ル二月一日ヨリ外國電報トシテ取扱フコトトナリタルニ付左記事項了知相成度

記

一、佐世保青島線ノ青島端ハ我カ青島電信局ニ於テ運用スルモ電報ノ配達事務ハ和文歐文共青島支那電信局ニ於テ取扱フモノナルコト

一、佐世保青島線ヲ經由スル電報ハ次ノ如シ

イ、帝國電信係ト青島四方又ハ滄口トノ間ニ發著スル外國和文電報



ロ、帝國電信係ト支那各地(香港澳門ヲ除ク)トノ間ニ發著スル外國歐文電報  
 一、從テ佐世保青島線ヲ經由スル電報ハ來ル二月一日ヨリ外國電報ヲ取扱フ電信官署ニ限り取扱ヒ得ルモノナルコト

一、佐世保青島線ヲ經由スル電報ノ一語料金次ノ如シ  
 本邦内地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ發著スルモノ

發 著 地 名	至急ニ非	帝國政府	支那政府	新聞電報
青島四方又ハ滄口	〇、四〇	〇、三〇	〇、二五	〇、一七
其ノ他ノ支那内地	〇、五〇	〇、四〇	〇、三〇	〇、二二

四方又ハ滄口ニ宛ツル和文電報ハ(名宛及本文全部數字ヲ以テ記載シタルモノヲ除ク)ニ對シテハ一語ニ付前記ノ料金ニ一錢ヲ附課スルコト該附課料金ハ至急又ハ照校電報ニ關シテモ同様一錢ニシテ之ヲ三倍シ若ハ其ノ四分ノ一ヲ加算スルコトヲ要セサルモノトス

一、佐世保青島線ヲ經由スル電報ニ對スル帝國電信係内回線ニ於ケル中繼順路ハ佐世保局ニ往復スル電報ノ中繼順路ニ依ル

一、歐文電報ハ一般外國歐文電報ノ例ニ依リ取扱フコト但シ青島四方及滄口ニ宛ツル歐文電報ニシテ發信人ニ於テ經過線路ヲ指定セサルトキハ電信局所ニ於テ佐世保青島線經由トシテ發送スルコト

一、和文電報ノ取扱方法ハ上海電信局ニ發著スル外國和文電報ト同様ナルモ本文全部數字ヲ以テ記載

〔樺通〕

〔樺通〕

シタルモノハ其ノ名宛ヲ電報新編ニ依リ數字ヲ以テ記載スルコトヲ得ルノ特例ヲ設ケタルコト

一、名宛及本文全部數字ヲ以テ記載シタル和文電報ハ之ヲ數字和文電報ト稱シ右電報ニ對シテハ電報ノ種類ノ符字ニCHヲ冠スルコト

數字和文電報ノ名宛ヲ送受スルトキハ傳送上ノ脱字ヲ防ク爲數字四箇即チ漢字一字毎ニ間隔ヲ置クコト尙右電報ヲ配達スルトキハ發信局名及名宛ヲ漢字ニ翻譯スルコト

### ● 佐世保青島線經由和文電報ノ取扱ニ關スル件

大正十五年一月十五日  
 遞監第一一四號

各外國電報取扱局長

佐世保青島線經由ニテ青島四方及滄口ニ著スル電報ノ特殊取扱中無緘交付及別使又ハ舢船配達ハ之ヲ取扱ヲ爲シ得サル義ニ付了知相成度

### ● 外國電報ノ語數計算方ニ關スル件

大正十五年一月十五日  
 遞監第一一五號

各外國電報取扱局

左記略語又ハ之ニ類似ノ略語ハ國際業務規則第七條第二項ノ普通語電報タルノ性質ヲ變更セサル略語

ニ該當シ從テ其ノ語數計算ニ關シテハ同第十九條第七項ノ規程ニ依ル儀ト了知相成度

記

- NYK (Nippon Yusen Kaisha)
- OSK (Osaka Shosen Kaisha)
- YSB (Yokohama Specie Bank)
- YMCA (Young Men's Christian Association)
- YWCA (Young Women's Christian Association)
- URSS (Union des Républiques soviétiques socialistes)
- JRCA (Japan Red Cross Society)

● 國際聯盟事務總長等ノ發受スル電報ノ取扱ニ

關スル件

大正十五年六月三十日  
遞監第二七六一號

外國電報取扱局長

國際聯盟事務總長、常設國際司法裁判所ノ所長次長及書記ノ發スル電報竝該電報ニ對スル返信ハ國際電信上官報トシテ取扱フ義ニ付了知相成度

(五月三十一日外信第六八八號)  
電務局長通牒

〔樺通〕

〔樺通〕

● 比律賓發著電報料金ニ關スル件

大正十五年五月二十五日  
遞監第二五七九號遞信課

各外國電報取扱局

上海馬尼刺及香港馬尼刺線不通中比律賓發著電報ハ臨時小笠原線經由ニテ取扱ノ料金ハ左ノ通

記

- 一、呂宋島ノ内馬尼刺壹圓拾錢  
其他壹圓貳拾錢
- 二、其ノ他各地壹圓四拾六錢

● 佛國本邦間一方的無線通信ニ關スル件

大正十五年十月十日  
遞第五六八號遞信課

外國電報取扱局

本月二十五日ヨリ佛國ヨリ本邦ニ宛テタル外國無線電報ハ大阪無線電信局ノ媒介ニ依リシモ之ヲ取扱得ルコトトナリタル處右取扱ニ關シテハ左記諒知相成度

記

- 一、電報ハ當分ノ内一日三回定時ニ受信ス
- 二、電報ハ經由局名トシテ「〇」ナル局用記事ヲ有ス
- 三、左記電報ハ之ヲ取扱ハサルモノトス
  - イ、至急電報
  - ロ、返信料前納電報
  - ハ、照校電報
  - ニ、受信報知電報
  - ホ、追尾電報
  - ヘ、別紙料ノ通知ヲ要スル電報
  - ト、課金事務報ニシテ本邦ヨリ發スルモノ及本邦ヨリノ回答ヲ要スルモノ
- 四、交付不能其ノ他ノ事故ニ關シ佛國局ヘ照會又ハ通知ヲ爲サムトスルトキハ大阪無線局ヘ宛テ之ヲ爲スコト
- 五、本件電報ノ取扱ニ付テハ本通牒ニ依ルノ外國定局ノ媒介ニ依ル無線電報ノ例ニ依ルコト

### ● 獨逸本邦間一方的無線通信ニ關スル件

大正十五年十月三十日  
遞監第四五四二號

〔轉通〕

〔轉通〕

外國電報取扱局長

來ル十一月一日ヨリ大阪無線局ニ於テ獨逸ヨリ本邦ニ宛テタル外國電報ノ取扱ヲ開始スルコトトナリタル處右取扱ニ付テハ十月十日遞第五六八號通牒(通信公報掲載)ノ例ニ依リ處理相成度

### ● 佐青線經由電報ノ臨時中繼ニ關スル件

大正十五年十二月二十五日  
遞監第五三四八號遞信課

外國電報取扱局長

佐世保青島間海底線不通ノ場合同線經由電報ノ一部ハ大連芝罘間海底線ニ依リ臨時中繼ヲ爲シ得ルコトトナリタルニ付本邦發信ニ付テハ左記ニ依リ取扱方可然取計相成度尤モ本邦大連間海底線及陸線ハ常ニ通信輻シ湊居ルニ付前記ノ場合ニ於テハ長崎上海線經由傳送スル方速達上利益ナリト思料セララル爲念

記

- 一、本件臨時中繼ヲ爲シ得ル電報ハ青島四方又ハ滄口ニ宛テタル歐文電報(支那語數字)ニ限ル
- 二、電報ハ遅延承知ニテ受付クルコト
- 三、線路指定ハ(V.C.F.O.)トスルコト
- 四、電報料金其ノ他取扱方法ハ青島線經由ノ場合ト同様トス

●上海線不通中同線經由支那其ノ他各地宛電報

受付方ノ件

昭和二年一月二十日  
遞監第四一號遞信課

外國電報取扱局

長崎上海間大北電信會社線不通中同線經由支那其ノ他各地宛電報ハ左記ニ依リ取扱相成度

- 一、上海、厦門福州宛ハ長崎上海間日本線經由トスルコト
- 二、前記以外支那各地宛ハ佐青線經由トスルコト
- 三、香港印度濠洲方面宛ハ臺灣經由又ハ小笠原線經由トスルコト
- 四、比律賓宛ハ小笠原線經由トスルコト但シ小笠原線經由ノ場合料金左ノ如シ  
イ、香港宛ハ一圓三十錢濠洲方面宛ハ現行香港線經由著信地迄ノ通常料金ニ六十六錢ヲ加算シタル額トス
- ロ、呂宋島ノ内馬尼刺 一圓十錢
- 其ノ他 一圓二十錢
- 其ノ他ノ各地 一圓四十六錢
- 五、其ノ他ノ線經由ノ場合料金ハ長崎線經由ノ場合ニ同シ

〔樺通〕

●長崎上海間海底線不通中臨時小笠原線經由電

報ニ關スル件

昭和二年二月二十八日  
遞監第六九九號遞信課

外國電報取扱局

長崎上海間海底線(會社線)全部不通ノ場合香港及香港經由印度佛領印度支那海峽殖民地方面蘭領東印度及濠洲等ヘノ通信ハ長崎上海線經由ノ料金ト同額ニテ臨時小笠原線經由ニテ傳送シ得ルコトニ關係會社ト協定相成候趣ニ付了知相成度

●長崎上海間海底線不通中臨時小笠原線經由電

報ニ關スル件

昭和二年三月三十一日  
遞監第六九九號遞信課

外國電報取扱局

右通牒置ノ處尙支那國及「フィリッピン」群島宛ノモノニ對シテモ本件同様ノ取扱ヲ爲シ得ルコトニ關係會社ト協定セラレタルニ付了知相成度

●日本「フィリッピン」間無線電信連絡ニ關スル

件

昭和二年十一月十日  
遞監第二九一〇號

第三編 電信及電話 第一類 電信

外國電報取扱局

去ル十月二十日ヨリ本邦ト「フイリツピン」群島トノ間ニ發着スル外國電報ハ大阪無線局ハ大阪無線局ノ媒介ニ依リテモ之ヲ取扱ヒ得ルコトトナリタル處右取扱ニ關シテハ左記了知相成度

記

一、電報ハ當分ノ内一日三回左記時間ニ於テ大阪無線局ニ於テ送受セラルルモノトス

第一回 午前十時ヨリ同十一時マテ

第二回 午後二時ヨリ同三時マテ

第三回 午後六時ヨリ同九時マテ

右通信時間ハ通信ノ狀況ニ依リ多少變更セラルルコトアルヘシ

二、電報ニハ經由局名トシ「〇の」ナル局用記事ヲ附記傳送スルモノトス

三、本件連絡ニ依リ取扱フ日本國官報亞米利加合衆國官報及「フイリツピン」政府官報ノ料金ハ通常電報料金ノ半額ヲ徵收スルモノトス

●東京大泊間無線連絡ニ依ル電報ニ對スル局報

處理方ノ件

大正十五年六月十五日  
遞監第二五九六號遞信課

〔轉通〕

〔轉通〕

電信局所

日本橋、東京郵便、京橋、深川、神田發右連絡ニ依ル來著信ニシテ局内心得ニ（無線電報ニ依リ傳送ス）ノ記事アルモノニ對シ局報ヲ發送スル時ハ該局報ニ（原信無線經由）ト局内心得附記相成度

### 第四章 局報

#### ●局報額表事項傳送省略ノ件

大正九年七月十二日  
遞監第一三八九號 內務部長

各電信局所長

島内相互間ニ發著スル局報ハ爲替局報及資金受授局報ヲ除キ其ノ他ハ總テ額表事項中ノ受付時分、字數及著信局名ノ傳送ニ限り之ヲ省略シ來ル八月一日ヨリ實施相成度右ハ近時事務用局報ノ遽増ニ鑑ミ事務處辨上敢テ必要トセサル前記事項ノ送受ニ要スル勞ヲ轉シテ一般通信ノ緩和疏通ニ資セム趣旨ニ付實施上左記各項ニ留意シ萬遺憾ナキヲ期セラレ度依命通牒ス

記

- 一、省略ニ伴フ弊ハ多少有之ヘキヲ豫想セサルニアラサルモ這ハ當務者ノ注意如何ニ依リ之ヲ除去シ得ヘク大局ヨリ視テ簡捷ノ利益大ナルヲ認ム依テ本件實施ニ際シテハ能ク其ノ趣旨ヲ當務者ニ徹底セシメ通信上一層周密ナル注意ヲ拂ハシメ特ニ受信時分ハ最正額ニ之ヲ記入セシムルコト
- 二、額表字數ノ送來ナキ爲現字數照查ノ標的ヲ失ヒ受信當務者ノ責任加重セラレタル故ニ受信當務者ハ可成電文ノ讀受ニ努メ苟モ其ノ意味ノ通解セサルモノ又ハ誤脱字等ノ疑アルトキハ必ス額表字數ヲ反問校合スル等規程第三百二十五條、百三十六條ノ手續ヲ勵行シ且ツ長文ノ送信ニ際シテハ同第三百五十九條ニ依ル注意方法ヲ怠ラサシムルコト

〔樞通〕

〔樞通〕

- 三、受付時分ノ傳送ヲ省略スルモ其ノ受付月日ト送信月日トヲ異ニスルトキハ受付月日ヲ傳送スヘキコト勿論トス
- 四、中繼紙ニ著信局名ヲ記載セサルヲ以テ中繼局ニ於テハ名宛局名ニ依リ回線配付ヲ誤ラサルコト
- 五、事務上支障ナシト認ムルモノニ限り前各號ノ外向受付ノ際額表字數ノ記載ヲモ省略スルコトヲ得但シ此ノ場合額表字數ノ反問ヲ受ケタルトキハ當該局報ノ現字數ヲ回報スルコト

#### ●電報事故防遏ニ關スル件

大正十年十二月十九日  
遞監第四〇八三號

各電信局所長

右ニ關シテハ從來屢々注意置候次第モアリ各局相當配意セラレ居ル義ト思料候處應答延滯事故依然不尠其ノ原因ハ主ニ機械調度不良又ハ過眠ニ在ルカ如シ之レ畢竟監督不行届ノ結果ト被認甚タ遺憾ニ不堪今ヤ年末ニ際シ公私共緊要ノ電報増加シ其ノ取扱一層敏速ヲ要スルノ折柄ニ付此際當務者ヲ戒飭スルト共ニ監督ヲ嚴ニシ此ノ種事故ノ防遏ニ努メラレ度  
追而近來本件事故ニ關シ報告ヲ怠ル向アルヤニ被認取締ノ勵行ヲ期シ難クニ付徒ニ私情ニ拘泥シ對手局ノ非ヲ隱蔽スルカ如キ所爲アルヘカラサルハ勿論苟モ其ノ事實ヲ發見シタルトキハ事由ノ如何ヲ不問必ス成規ニ依リ報告相成度

#### ●區内各局所宛局報取扱手續

大正十一年八月七日  
訓令第百十八號

內務部 郵便局所

第一條 區内各局所宛局報(以下單ニ各宛局報ト稱ス)ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本手續ニ依リ之ヲ取扱フベシ

第二條 各宛局報ノ宛名ハ附錄第一號表ニ依リ略名ヲ以テ記載スヘシ

第三條 各宛局報ハ局報分送表(附錄第二號表)ニ依リ各上段局ヨリ順次下段局ヘ分送スヘシ但シ特ニ指定スル回線ニ於テハ同時送信ノ方法ニ依ルヘシ

宛名ニ依リ分送ヲ要セサル局所アルトキハ之ヲ除キ(他局所ヘ分送又ハ送達上必要ナル場合ハ此ノ限リニアラス)次位ノ關係局所ヘ順送スヘシ

第四條 同時送信ヲ爲スヘキ局所及回線名ハ附錄第六號表ニ依ル

電話機裝置回線ニ於テ同時送信ニ用ケル喚呼符號ハ電話機ノ把手ヲ一回約十秒間手早く二回廻轉シ普通喚呼符號ト區別スヘシ

第五條 電信事務ヲ取扱ハサル局ニ送達ヲ要スル各宛局報ハ附錄第七號表ニ依リ其ノ送達受持局ニ於テ直ニ之ヲ送達紙ニ謄寫シ各受持關係局ニ送達スヘシ

前項ニ依リ各宛局報ヲ送達シタルトキハ自局著信原書ノ餘白ニ(何月何日何局ニ送達済)ト記載シ當務者認印シ置クヘシ

第六條 局所ノ開廢又ハ回線ノ變更ニ依リ各宛局報分送順路ニ異動ヲ生シタルトキハ何分ノ改正アル迄本手續ノ趣旨ニ依リ相當順路ニ依リ適宜分送又ハ送達スヘシ

附則

〔普通〕

〔普通〕

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十二年十二月訓令第二百七十二號順送局報取扱手續ハ之ヲ廢止ス

區内各局所宛局報取扱手續

第一號表 區内各局所宛局報宛名及其略名表

普通	通	名	稱	略	名
各郵便局				カ	ク
各普通郵便局				フカ	ツウク
各特定郵便局				トカ	クク
各電信事務取扱郵便局及電信取扱所				デカ	クク
各外國及歐文電報取扱郵便局				ホカ	ウク
各集配事務取扱郵便局				カカ	イグ
各無集配郵便局				ムカ	イグ
各電話交換事務取扱郵便局				カカ	イグ
各特設電話交換事務取扱郵便局				トカ	クク

第二號表





遞信課工務

テイコウム  
又ハコウム

線路障碍其ノ他技術ニ關シ特ニ  
急速處辨ヲ要スル場合ニ限ル

大泊郵便局無線分室

ムセ

注意 通信技師又ハ工務名ヲ以テ局報ヲ發出スル場合ハ單ニ「ギン」又ハ「コウム」ト記載スルコト

三、局課長宛ト爲ササルコト

發受信人名ハ特ニ必要アル場合ノ外局、課名ヲ用キ局課長宛親展トナス場合ト雖モ局、課宛トシテ發送シ受信局、課ニ於テハ各其ノ局、課長宛親展(指定ニ依リ判別スルコト)ノモノトシテ處理スルコト

局、課長宛トスヘキモノハ出張中等ニシテ其ノ在勤局課ニ在ラサル場合之ニ宛テ發送スルトキニ限ル

四、主任名ヲ使用セサルコト

擔任事務ニ關スルノ故ヲ以テ「何某書記」又ハ「何某技手」ト記載發受スル局尠カラス是等ハ公務出張中ノモノニ宛テ發送スル場合特ニ主任名記載ノ必要アルモノノ外凡テ局課名ヲ用ウルコト

五、發信人名記載ヲ省略スルコト

發信局名ヲ以テ發スル場合ハ勿論照會ニ對スル回答ニシテ發信人名無キモ受信人ニ於テ之ヲ知り得ルモノハ必發信人名ヲ省略スルコト

〔轉通〕

例

「一二」(シキシア)テイ「一二」(シキシア)「トスルカ如シ

〔轉通〕

六、簡明ヲ期シ略號使用ヲ勵行スルコト

略號搜索ノ勞ヲ厭ハス且ツ原文ノ意味ヲ變更セサル限リ適當ナル略號ヲ使用スルコト若シ普通辭ヲ以テ記載セサルヘカラサル場合ハ努メテ簡明ヲ旨トシ無用ノ形容詞接續詞等ハ絕對ニ之ヲ使用セサルコト(局報使用上矯正ヲ要スル文例)  
(局報略號表附録ニ在リ)參照

七、不用ノ指定ヲ附セサルコト

至急、照校、親展等ノ指定ハ篤ト局報ノ性質ヲ考慮シ濫リニ之ヲ附セサルコト

八、無料局報受附ノ際取締違反事項ノ審査ヲ嚴ニスルコト

無料局報受附ノ際無料局報ノ取扱ヲ爲スヘキモノニ非スト認メタルモノハ相當種類ニ變更セシメ郵便ニ依リ處辨シ得ヘキ事項ト認メタルモノハ其ノ旨發信人ニ注意ノ上之ヲ返付シ略號不使用又ハ字句冗長ト認メタルモノハ訂正又ハ改書セシムルコト  
前項ノ場合ニ於テ若發信人ニ於テ事由ヲ疏明シ強テ記載ノ儘發送ヲ望ムトキ又ハ郵便賴信等ノモノニシテ受付ノ際訂正セシメ難キモノナルトキハ其ノ儘之ヲ取扱ヒタル上當該局報寫添附書面ヲ以テ報告スルコト

● 爲替局報事故防遏ニ關スル件

大正十二年四月二十五日  
遞監第一五〇〇號

各電信局所長

近來爲替局報ニ關スル事故漸ク多キヲ加ヘ就中金額ノ相違最モ多ク之カ爲過誤拂金ノ整理等内部事務  
 取扱上非常ニ手數ヲ要スルノミナラス爲替發受人ニ多大ノ迷惑ヲ及シ延テ事業ノ信用ヲ傷ルコト不尠  
 ハ甚タ遺憾トスル處ニ有之候而シテ過誤ノ原因ハ間々振出金高ノ誤記等爲替事務上ノ錯誤ニ由ルモノ  
 アルモ十中八九ハ傳送上ノ事故ニ屬スルヲ以テ改正規程ハ之等事故ヲ防過スル爲照校ヲ要スル電報ノ  
 校合手續ヲ嚴ニシ且ツ多少手續ノ煩勞ヲ加フルモ取扱ノ慎重ヲ期シタルニ毫モ事故ノ減少セサルハ畢  
 竟反覆校合ヲ輕視シ或ハ全然之ヲ省略スル弊習未タ全ク除去セラレサルニ因ル結果ト認メラレ候就テ  
 ハ自今各局互ニ相警メ各通信方式ニ依ル規定ノ校合ヲ勵行スルハ勿論特ニ單信通信ニ於テハ連續再送  
 ヲ以テ反覆ニ換ユルノ惡例ヲ廢シ必受信當務者ノ反送ヲ聽取シ相違ナキヲ確メタル上肯定ヲ與ヘ受信  
 證ヲ得タル後(受信當務者ハ肯定ノ符號ヲ得タル後)校正者名ヲ記載セシムル様監督訓練シ以テ事故ノ  
 絶滅ヲ期セラレ度

追而爾今照校電報其他反覆校正ヲ要スル電報ニシテ校合ノ手續違例又ハ違則ノ取扱アリタルトキハ  
 左式ニ依リ報告アリ度

書式

第 號

照校反則報告

〔樺通〕

〔樺通〕

取扱月日	對手局名	關 係			備 考
		發信月日	局名	同番號	

年 月 日

局 名

遞 信 課 宛

注 意

- 一、本報告ハ該當事故アリタル場合每一旬分取纏メ翌旬五日以内ニ報告スルコト
- 二、削 除
- 三、取扱月日欄ニハ當該電報送受信當日ヲ記入スルコト
- 四、電報種類欄ニハ「照校」又ハ「爲替」ノ區別ヲ記入スルコト
- 五、摘要欄ニハ對手局ニテ「連續再送ス」「反送ヲ省略ス」等違則ノ事項ヲ簡明ニ記入スルコト

●電報事故矯正ニ關スル件

大正十二年五月三日  
遞監第一五八三號

各電信局所長

近來各局取扱ニ係ル著信原書ニ就キ調査スルニ電報ノ本文カ普通文ニシテ一讀直ニ誤謬ノ箇所アルヲ容易ニ推知シ得ルニ不拘當務者ニ於テ何等校正ノ手段ヲ採ラス漫然其ノ儘取扱ヲ完了シタルモノト認メラルルモノ頗ル多ク事業ノ信用上甚タ遺憾トスル處ニ有之候而モ斯ノ種事故ノ原因ハ主ニ當務者カ通信ノ速了ヲ事トスル結果ニ外ナラザルヲ以テ吏員訓練上特ニ此ノ點ニ留意シ屢々通牒セルカ如ク電報送受ニ對シテハ電文ヲ讀下シツツ通信シ文意通解シ難キ箇所ハ相互ニ校正スルノ良風ヲ振作シ且ツ原書ノ査閲ニモ一層ノ注意ヲ拂ヒ以テ事故ノ絶滅ヲ期セラレ度

● 局報發受信人名略稱表ノ件

大正十三年二月一日  
遞監第三八六號

各郵便局所長

管内相互間局報發受信人名略稱別表ノ通改正相成候處近來略稱不使用ノ向不鮮事務進上甚タ遺憾ニ付自今之カ使用方勵行ト共ニ局報差出方ニ關シテハ大正十一年八月遞監第二四七〇號(公報登載)通牒ノ趣旨ニ則リ極力記載方ノ簡約ヲ期セラレ度

宛	名	略	宛	名	略
豊原郵便局	ト	ヨ	敷香郵便局	シ	ク
大泊同	オ	ウ	眞岡北濱同	キ	タ

(樺通)

眞岡同	マ	オ	カ	惠須取同	エ	ス
泊居同	ト	マ	リ	名好同	ナ	ヨ
豊原西一條同	ニ	シ		大泊榮町同	サ	カ
大泊楠溪同	ナ	ン		留多加同	ル	タ
野田同	ノ	タ		小沼同	コ	メ
小能登呂同	コ	ノ	ト	川上炭山同	カ	ウ
蘭泊同	ラ	ン		大谷同	オ	タ
廣地同	ヒ	ロ		落合同	オ	チ
麻内同	ア	サ		榮濱同	サ	カ
本斗同	ホ	ン		名寄同	ナ	ヨ
女麗同	メ	レ	イ	元泊同	モ	ト
長濱同	ナ	ガ		萌菱同	モ	エ
東白浦同	ヒ	カ	シ	安別同	ア	シ
逢坂同	オ	サ	カ	海馬島同	カ	イ

(樺通)

久春内郵便局	クシユン	散	江郵便局	チ	リ
南名好同	ミナミ	貝塚同		ツ	カ
東知取同	シ	多蘭内同		タ	ラ
鷺城同	ウシロ	泥川同		ト	ロ
宗仁同	ソウニ	並川同		ナ	ミ
泊岸同	キ	大榮同		タ	イ
内路同	ナイロ	大泊無線分室		ム	セ
追手同	オウテ	遞信課		テ	イ
内幌同	ナイ	遞信課工務		コ	ウ
内砂同	ナイシヤ	何區技術擔當主任		(何)	ク
雨龍同	ウリウ	備考			
富内同	ト	局課長名ヲ用ウル場合ハ「テウ」ノ二字ヲ加記スルコト			
遠淵同	ト				
彌滿同	ヤマ				

(樺通)

(樺通)

登帆同	ノホ	リ
馬群潭同	マガ	シ
喜美内同	キ	ミ
二股同		
珍内同	チ	ン

●同時送信勵行方ニ關スル件

大正十三年六月十日  
遞監第一八三七號

各電信局所長

各局宛局報ノ同時送信方ニ關シテハ規程第四百三十四條ニ規定ノ次第モ有之候處近時之カ實行ニ際シ不參加ノ向多ク回線能率ヲ減殺スルコト不尠ハ甚夕遺憾ニ付自今之カ勵行方一層注意相成度  
追而同時送信局ニ於テハ同時送信不參局ヲ取調ヘ毎月分取纏メ不參加局名、關係局報發信局名、月日番號等報告相成度

●局報使用上矯正ヲ要スル文例ニ關スル件

大正十三年一月二十五日  
遞監第二八三號

各郵便局所長

局報取締ニ關シテハ屢々實例ヲ指摘シテ矯正ヲ促ス處アリ各局亦銳意取締ノ結果近時改善ノ跡顯著ナルモノアルモ尙略號不使用ノ向不鮮ハ遺憾ノ次第ニ付極力惡弊ノ根絶ヲ期セラレ度爲參考局報使用上矯正ヲ要スル文例(局報略號表附録)以外左ニ略號不使用ノ最常例ト認ムルモノヲ掲記致候條取扱上充分注意セシメラレ度

記

電信ノ部

實例	簡約例
(シキ)(チム)又ハ(シキチム)	(チム)
(シキ)ソウイナシ(トロ)	(シキ、スヒ、トロ)
(シキ)ガイトウノモノナシ	(シキ、スロ)
(ナネ)ノケン(ウナ、シツ)	(ナネ、シツ)
(ワケ)アレ	(ワケ)
(ワヤ)ニアラズ(ワハ)ナリ	(ワハ)
ステニダンシヨサシタテゴニシテフメイ(スニ)	(チコ、スニ)

〔樺通〕

〔樺通〕

爲替貯金ノ部

二ツキ一〇ヒレンダ六六四(チキ)八〇エハライサ イヒ(シツ)	(ス)レンダ六六四(チ)二ツキ一〇ヒ八〇エ 〔爲替規程八十六條ノ二参照〕
レンヌ八三八チヤクヒ(シツ)	レンヌ八三八(シン)
(シキ)一〇エセイトウテイセイレ	(シキ、スコ)一〇エ
(シキ)フチャク	(シキ、スイ)

●各郵便局所宛局報分送手續ニ關スル件

大正十五年二月一日  
遞監第四三三號

各電信局所長

從來各局所宛局報又ハ氣象局報ヲ分送スルニ當リ同時送信局ニ於テ分送未滿ノ局所二以上アル場合ハ規定上其ノ最上位ノ局所ニ對シ「タツ」ノ局内心得ヲ付シ順次下段局ヘ分送スルノ定ナリシカ規程改正(第四三四條ノ二)ノ結果凡テ同時送信局ニ於テ更ニ未送信局所ニ對シ分送スヘキニ拘ラス單ニ次位ノ局所(例ヘハ豐榮線ニ於ケル豐原局ニ於テ小沼局ニノミ分送シ小沼局ヨリ順次下段局ヘ分送セシムルカ如シ)ノミニ分送ヲ爲ス向アリ斯クテハ惹テ誤謬不達遲延等事故釀生ノ素因トモ相成ルヘク候條行違ナキ様注意セシメラレタシ

● 無料局報取締ノ件

昭和二年五月三十一日  
逓監第一四四二號

電信局所長

無料局報ノ濫用防止字句簡約並宛所略稱使用方ニ關シテハ從來屢通牒ノ次第モ有之候處今猶之方趣旨ニ違反スルモノ跡ヲ絶タサルハ甚タ遺憾ノ次第ニ付爾今是等違反ノモノヲ發見ノ場合ハ洩レナク當課經由左記様式ニ依リ書面ヲ以テ發信局ニ注意スルコトトシ徹底的矯正ニ一層ノ努力相成度

様式

第 號	昭和 年 月 日	郵便局所長
雄太廳内務部經由		
所 長 殿		
無料局報取締ノ件		
貴局發左記局報ノ無料局報取締ノ趣旨ニ反スレモノト認メラレ候條御注意相成度		
發信月日及番號	發 指	摘 事
	信 人	一 受 信 人 一 本
		項
	文	摘
		要

〔様通〕

注 意

- 一、本用紙ハ事務用葉書ヲ使用スルコト
- 二、本件ハ當管内外ヲ問ハズ可成著信即日施行スルコト
- 三、字句冗長又ハ略號不使用ノ箇所ニハ朱線ヲ施シ適當ノ字句ヲ傍書スルコト
- 四、本件ハ主トシテ自局所來著信ニ適用シ略號不使用字句冗長等ノ事故ノミニ止メス書面ヲ以テ用ヲ辨シ得ト認ムルモノニ對シテモ措置スルコト

〔様通〕

### 第五章 雜件

#### ●切手消印方ニ關スル件

大正十一年十月九日  
遞監第二九九一號

各郵便局長

近時電信電話書類ヲ調査スルニ貼附切手ニ對スル消印不明瞭ノモノ多數有之候處右ハ往々切手再用等不祥事ノ誘因トナルヲ以テ當務者ニ對シテハ切手消印ニ當リ特ニ細心ノ注意ヲ拂ヒ切手面主要部分ト書類トニ掛ケ明瞭ニ押印セシムルハ勿論原書等ノ査閲ヲ嚴行シ不良消印ヲ矯正シ不正事故發生ノ餘地ナカラシムル様留意相成度

追而本件ハ郵便物ニ對シテモ同一趣旨ヲ以テ勵行セラレ度

#### ●電報原書貼附切手消印ニ關スル件

大正十三年九月十日  
遞監第三九一四號

各電信局所長

電報原書ニ貼附ノ郵便切手ハ規程第二十六條ニ依リ受付ノ際直ニ消印スヘキ規定ナルニ不拘往々之ヲ洩スモノ又ハ消印不充分ノモノアリ取締上支障不尠ニ付嚴重注意相成度  
追而件名簿ノ貼附消印ニ就テモ本文同様注意セラレ度

#### ●電報書類差立期日恪守方ニ關スル件

大正十三年十月三十日  
遞監第五〇三九號

〔樺通〕

〔樺通〕

各特定局（電信ヲ扱ハサ）長  
（ル局ヲ除ク）

電報書類ノ差立期日ノ恪守方ニ關シテハ屢々注意スルトコロアルニ不拘近來之ヲ等閑ニ附スル傾向アルノミナラス期日經過ノモノニ對シテハ其ノ都度督促シツツアルモ毫モ反省セサル向不尠爲ニ當課ニ於ケル調査、集計上支障ヲ來スコトアルハ甚タ遺憾トスル所ナリ而シテ之方原因ヲ探究スルニ偶々事務激増其ノ他突發的特殊事情ニ因ルモノナントセサルモ多クハ日々ノ整理ヲ怠リ期日切迫スルニ及ヒ一時ニ整理ニ著手シ又ハ切手準備不足ノ爲原書貼用切手ニ缺乏ヲ告ケ買受品到着迄差立不能ニ陥ラシムル場合モ亦不鮮ト被認斯如キハ獨リ當務者職務怠慢ノ致ス所ナルノミナラス局長トシテ監督不行屈ナルハ勿論職務上ノ義務ニ違背スルノ甚シキモノナルヲ以テ今後引續改善ノ實ヲ擧ケサル向ニ對シテハ假借ナク嚴重處分セラルヘキ筈ニ付右了知ノ上成績ノ向上ニ一層ノ注意ヲ拂ハレ度  
追而電報書類ノ全部又ハ一部ヲ期日ニ差立テ難キ場合ハ當課ノ照會ヲ俟タス電報書類處理規程第十  
六條ニ依リ相當處理相成度

#### ●局報分送ノ場合通數計算方ニ關スル件

大正十五年三月三十一日  
遞監第一五四四號

各電信局所長

從來局報又ハ氣象局報ヲ分送シタル場合ハ分送一回毎ニ發信一通ト看做シ之ヲ發信通數中ニ計上セラレタルモ客年十一月規程改正ノ結果分送回數ニ拘ラス單ニ一通ト爲スヘキ處（規程第四百三十五條第

(二項) 往々誤解ノ向アリ注意相成度尤モ電信回線通信數報告ノ場合ハ從來通分送一回毎ニ發信一通ト看做シ發信通數中ニ計上スヘキ義ニ有之候  
 追而自局所著信ヲ更ニ分送セル場合ハ當該著信一通ノ外尙發信一通ト看做スヘキモノト誤解スル向アルモ單ニ著信一通トシテ取扱フヘキニ付行違ナキ様注意相成度

●直配達區内電報及前納通話券配達丁程調書作製ノ件

昭和二年四月十五日  
 遞規第八七號遞信課

各特定郵便局(無集配及電信ヲ取扱ハザル局ヲ除ク)

右調書作製方ニ關シテハ曩ニ通牒ノ次第アルニ不拘今尙調製方不備ノモノ有之處理上支障不尠ニ付左記事項充分留意調製相成度尙本報告期日ハ從來二ヶ月毎ニ取纏メ報告ノ處昭和二年四月ヨリ毎月調査シ翌月五日以内ニ提出相成度

記

直配達區内電報配達丁程調

月次	直配達總通數		片道十八丁以内		片道十八丁以上三十六丁以内		郵便通數	局通數
	通數	一回數	往復丁數	通數	一回數	往復丁數		

〔樺通〕

〔樺通〕


- 一、直配達總通數ハ配達人ヲ使役シテ直配達區域内ニ配達シタル電報通數ニシテ郵便配達及局渡ノ通數ヲ差引記入ノコト
- 二、通數回數及往復延丁程ハ片道十八丁以内ノモノト片道十八丁以上三十六丁以内及片道三十六丁以上ノモノヲ區別シテ記入シ其ノ各通數ノ和方直配達總通數ト符合スルコト
- 三、片道十八丁以上三十六丁以内ノ往復延丁程欄ニハ例ヘハ往復五十丁ノ處ニ配達スルトスレバ片道十八丁即チ往復三十六丁ヲ差引キ其ノ差十四丁ト計算記入ノコト
- 四、片道三十六丁以上ノ往復延丁程欄ニハ前項同様片道十八丁即チ往復三十六丁ヲ差引計算ノコト
- 五、郵便配達及局渡通數ノ掲載ヲ洩ササルコト
- 六、電信爲替證書送達ノ通數回數及延丁程ハ前各項同様ニ其ノ左傍ニ朱書スルコト
- 七、前納通話券配達丁程調書モ之レト同様別紙ニ作製同時ニ提出ノコト

以上



〔樺通〕

## 第二類 電話

### 第一章 通話

●電話又ハ郵便電信ニ關シ緊急ヲ要スル場合ニ  
限り無料通話ノ件

明治四十年七月  
訓令第百十三號

〔樺太廳郵便電信局〕

電話事務又ハ郵便電信事務ニ關シ緊急ヲ要スル場合ニ限り其ノ使用ニ屬スル電話機又ハ電話所ノ電話機ニ依リ無料ニテ通話ヲナスコトヲ得但シ電話交換市外線路ニ依ル無料電話通信ハ交換上特ニ緊急ヲ要スル場合ノミニ限ルモノトス

### ●電話呼出區域

大正五年八月  
告示第九十三號

改正 (前略)大正九年一月告示第一六號、一一年八月第一六五號、一〇月第二〇五號、第二〇八號、一二年第二四三號、一二年四月第五七號、五月第九八號、一〇月第一八三號、一二月第二二七號、一三年一月第一九二號、一二月第二〇五號、一五年九月第一七四號、昭和二年三月第三五號、一〇月第一七七號、第一八三號

電話通話規則第十五條ニ依ル呼出區域左ノ通定ム

第三編 電信及電話 第二類 電話

明治四十年七月樺太廳告示第四十七號ハ之ヲ廢止ス

呼出區域	呼出受持局	記	事
普通加入區域内	豐原	〔上記呼出區域ノ内通町以東ハ大泊局其ノ他ハ大泊楠溪局ニ於テ呼出ヲ爲スモノトス〕	
普通加入區域内	大泊		
普通加入區域内	大泊楠溪		
普通加入區域内	眞岡		
普通加入區域内	榮濱		
普通加入區域内	落合		
普通加入區域内	本斗		
普通加入區域内	蘭泊		
普通加入區域内	泊居		
普通加入區域内	野田		
普通加入區域内	廣地		
普通加入區域内	久春		

〔樺通〕

眞岡郡清水村大字坂(字熊笹、富澤ヲ除ク)	逢坂
豊原郡豊北村大字小沼	小沼
榮濱郡白縫村大字東白浦字東白浦	東白浦
野田郡小能登呂村大字下能登呂字東一號乃至四號南一二線北一二線	小能登呂
敷香郡敷香村大字敷香字敷香市街地	敷香
散江郡散江村大字散江字能登	散江
富内郡富内村大字富内ノ内富内及大字恩洞ノ内字恩洞	富内
泊居郡泊居町大字追手字追手	追手
泊居郡名寄村大字名寄字名寄	名寄
敷香郡新路村大字内路字内路市街地	内路
大泊郡千歳村大字千歳(字一ノ澤及二ノ澤ヲ除ク)及大字貝塚(字中里及新場ヲ除ク)	貝塚
留多加郡留多加町大字留多加	留多加
本斗郡内幌村大字内幌字内幌	内幌
元泊郡知取町大字知取(字相馬知取澤茶釜保加内ヲ除ク)	知取
名好郡惠須取村大字惠須取字惠須取	惠須取

〔樺通〕

富内郡富内村大字喜美内ノ内  
自〔北三十一番地 自〔南十五番地  
至〔北三十七番地 至〔南二十五番地  
元泊郡元泊町大字元泊字元泊

喜美内  
元泊

●市外通話區域及普通通話料ノ件

大正八年五月  
告示第七十二號

改正

大正八年八月告示第一三〇號、九年一月第一五號、一一年八月第一六六號、一〇月第二〇六號、第  
二〇九號、一二月第二四四號、一二年四月第五八號、五月第九九號、一〇月第一八四號、一二月第  
二二八號、一三年一二月第一九一號、一二月第二〇四號、一五年九月第一七五號、昭和二年一〇月  
第一七八號

市外通話區域及普通通話料左ノ通定メ大正八年五月二十一日ヨリ之ヲ施行ス  
明治四十年樺太廳告示第四十六號ハ之ヲ廢止ス

市外通話區域及普通通話料

通話區域

一通話ノ普通々話料

豐原大泊間  
豐原眞岡間

三十五錢  
四十五錢

〔樺通〕

豐原榮濱間  
豐原落合間  
豐原本斗間  
豐原蘭泊間  
豐原野田間  
豐原居間  
大泊眞岡間  
大泊榮濱間  
大泊落合間  
大泊本斗間  
大泊蘭泊間  
大泊野田間  
大泊居間  
眞岡榮濱間  
眞岡落合間  
眞岡本斗間  
眞岡蘭泊間

樺通  
三十五錢  
三十五錢  
三十五錢  
三十五錢  
三十五錢  
三十五錢  
三十五錢  
三十五錢  
三十五錢  
三十五錢  
三十五錢  
三十五錢  
三十五錢  
三十五錢  
三十五錢  
三十五錢  
三十五錢  
三十五錢

久春內野田間	久春內蘭泊間	久春內本斗間	久春內落合間	久春內榮濱間	久春內真岡間	久春內大泊間	久春內豐原間	廣地泊居間	廣地野田間	廣地蘭泊間	廣地本斗間	廣地落合間	廣地榮濱間	廣地真岡間	廣地大泊間	廣地豐原間
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

四	五	六	五	四	五	七	六	四	三	三	三	五	六	二	五	四
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢

(樺通)

野蘭泊居間	蘭泊野田間	本斗泊居間	本斗野田間	本斗蘭泊間	落合泊居間	落合野田間	落合蘭泊間	落合本斗間	榮濱泊居間	榮濱野田間	榮濱蘭泊間	榮濱本斗間	榮濱落合間	真岡泊居間	真岡野田間
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(樺通)

三	四	三	五	四	三	五	六	五	六	五	六	六	六	二	四	三
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢

逢坂真岡間	逢坂大泊間	逢坂豐原間	小沼逢坂間	小沼久春內間	小沼廣地間	小沼野田間	小沼蘭泊間	小沼本斗間	小沼榮濱間	小沼落合間	小沼泊居間	小沼真岡間	小沼大泊間	小沼豐原間	久春內廣地間	久春內泊居間
-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------

二十五錢	四十五錢	三十五錢	四十五錢	五十五錢	四十五錢	五十五錢	四十五錢	五十五錢	三十五錢	三十五錢	六十五錢	四十五錢	三十五錢	三十五錢	五十五錢	三十五錢
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

〔樺通〕

逢坂泊居間	逢坂落合間	逢坂榮濱間	逢坂本斗間	逢坂蘭泊間	逢坂野田間	逢坂廣地間	逢坂久春內間	東白浦榮濱間	東白浦落合間	東白浦小沼間	東白浦豐原間	東白浦大泊間	東白浦逢坂間	東白浦泊居間	東白浦野田間	東白浦蘭泊間	東白浦真岡間
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

五十五錢	五十五錢	五十五錢	四十五錢	四十五錢	三十五錢	三十五錢	三十五錢	三十五錢	三十五錢	四十五錢	四十五錢	四十五錢	六十五錢	六十五錢	五十五錢	五十五錢	六十五錢
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

〔樺通〕



內路散江間	五十錢
貝塚大泊間	二十錢
貝塚豐原間	三十錢
留多加大泊間	三十錢
留多加豐原間	三十五錢
留多加貝塚間	三十錢
內幌本斗間	二十五錢
內幌廣地間	三十五錢
內幌真岡間	四十錢
內幌蘭泊間	四十錢
內幌小能登呂間	四十五錢
內幌野田間	五十錢
內幌泊居間	六十錢
內幌豐原間	五十五錢
喜美內富內間	三十錢
喜美內大泊間	三十錢
喜美內豐原間	三十錢

(樺通)

喜美內貝塚間

三十五錢

(樺通)

●電話及電話通話ニ關スル料金ノ件

大正八年五月  
廳令第十三號

改正 大正九年六月廳令第一三號

本令ニ定ムルモノノ外大正八年四月遞信省令第九號電話規則及大正三年十月同省令第三十八號電話通話規則ニ依ル

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十年六月樺太廳令第五十七號電話規則ハ之ヲ廢止ス

一、電話料

土地ノ種別		甲地	乙地	丙地	丁地	戊地
單獨加入	單獨加入	六十八圓	六十四圓	六十圓	五十六圓	五十二圓
共同線加入	共同線加入	五十二圓	四十八圓	四十四圓	四十圓	三十六圓
連接加入	連接加入	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓
單獨加入及 共同線加入	單獨加入及 共同線加入	十三圓十	圓七	圓七	圓五	圓
連接加入	連接加入	七圓五	圓三	圓三	圓三	圓

名義書換料	五圓	四圓	三圓	三圓	三圓
電話番號簿掲載	四圓	三圓	二圓	二圓	二圓
重復掲載	十二圓	十圓	八圓	八圓	八圓
一ヶ所毎					
他人名義掲載					

前項土地ノ種別ハ別ニ之ヲ告示ス

二、通話料

市外	市内	普通通話料	夜間普通通話料	通話取消料	呼出料
一里以内	一里以内	五錢	一錢	一回每	一回每
三里以内	三里以内	五錢	一錢	三錢	三錢
五里以内	五里以内	二十五錢	一錢	五錢	五錢
七里以内	七里以内	二十五錢	一錢	十錢	十錢
九里以内	九里以内	三十五錢	一錢	二十錢	二十錢
十一里以内	十一里以内	三十五錢	一錢	二十錢	二十錢
十三里以内	十三里以内	四十五錢	一錢	二十錢	二十錢
十五里以内	十五里以内	四十五錢	一錢	二十錢	二十錢
十七里以内	十七里以内	五十五錢	一錢	二十錢	二十錢
十九里以内	十九里以内	五十五錢	一錢	二十錢	二十錢
二十里以内	二十里以内	六十五錢	一錢	二十錢	二十錢
四十五里以内	四十五里以内	六十五錢	一錢	二十錢	二十錢
四十五里以外	四十五里以外	六十錢	一錢	二十錢	二十錢

〔樺通〕

五十里以内	六十里以内	七十里以内	八十里以内	九十里以内	一百里以内	其他
七十五錢	七十五錢	八十五錢	九十五錢	九十五錢	九十五錢	一圓六十錢
六十錢	六十錢	七十錢	七十錢	九十錢	九十錢	一圓二十錢
二十錢	二十錢	六十錢	六十錢	八十錢	八十錢	
二十錢	二十錢	二十錢	二十錢	二十五錢	二十五錢	
四十錢						

●電話使用料等ニ關スル土地種別

大正九年六月 告示第七十七號

改正 大正一二年三月告示第二一三號、一三年三月第三五號、昭和二年三月第二一號

大正八年五月樺太廳令第十三號ニ依リ電話使用料、電話加入登記料、名義書換料及電話番號簿掲載料ニ關スル土地種別左ノ通定メ大正九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

地名 土地種別  
大泊 乙地



豐原	乙地
眞岡	丙地
泊居	丁地

### ●電話通話事務取扱ニ關スル件

大正十年九月十六日  
逕第四七五號內務部長

各電話事務取扱局長

電話著信交換證記載方並前納通話券調製方左ノ通改メ本月二十一日ヨリ實施候條了知相成度  
右通牒ス

記

- 一、交換取扱局ニ於テハ自局著信市外通話ニシテ其ノ豫報ヲ受ケサルモノハ普通局ノ受付ニシテ且特  
定局中繼ヲ經サルモノニ限り電話通話取扱規程第六十八條但書ニ依リ著信交換證ノ記載ヲ省略ス  
ヘシ
- 二、前納通話券(受取證ノ部ヲ除ク)發行年月日及局名ノ記入ヲ省略シ日附印ハ極メテ鮮明ニ之ヲ押捺  
スヘシ

### ●無料電話使用並取締ニ關スル件

大正十年十二月十四日  
逕第四〇三七號

各電話事務取扱局長

〔樺通〕

〔樺通〕

市外無料電話通話ヲ爲シ得ル範圍ハ無料電話規程第八條ニ限定セラレアルニ拘ハラズ近來規定以外ノ  
通話ヲ爲ス向多ク甚敷ニ至リテハ他ノ依託ヲ受ケ當然有料タルヘキモノヲ無料トシテ取次通話ヲ爲ス  
モノモ有之哉ニ聞ヘ甚不都合ナルノミナラス之カ爲往々公衆ヲシテ長時間空シク待合ハサシムルニ至  
リ洵ニ遺憾ノ次第ニ有之今ヤ年末ニ際シ公衆ノ市外通話最輻輳スル折柄無料電話ノ使用ハ特ニ戒心ヲ  
要スル時機ニ有之候條自今之カ使用者ハ叙上趣旨ヲ體シ必通信業務上緊急要件ニシテ他ニ適當ノ方法  
ナキ時ニ限り無料電話ニ依ルコト、シ且可成一般公衆通話ヲ妨ケサル程度ニ於テ通話ヲ爲ス様取締  
(課内一般)相成度  
ハ注意

### ●無料通話取締ニ關スル件

大正十五年六月十五日  
逕監第二三八六號

課内一般 電話通話局長

無料通話ノ取締ニ關シテハ無料電話規程及明治四十年七月廳訓令第百十三號ノ外屢注意方通達シアル  
ニ拘ラス近來著シク濫用ノ傾向アリ殊ニ市外通話ニ於テ其ノ弊最甚シク之カ爲一般有料通話ノ疏通上  
影響スルトコロ鮮ナカラサルハ甚タ遺憾ノ次第ニ有之候就テハ自今市外線ニ於ケル無料通話ハ一、電  
話交換事務二、電話若クハ電信ノ回線障理事務ニ關シ關係職員相互間ニ於テ爲スモノノ外三、他ノ通  
信事務ニ關シ電話ニ依ルニアラサレハ用務ヲ辨シ能ハサル場合ニ限り無料通話請求券(第一號様式)ニ  
定式ノ記入ヲ爲シ局長(逕信課ニアリテハ各掛主任)ノ承認ヲ受ケタル後通話ヲ請求スルコトトシ一層  
取締ノ嚴重ヲ期セラレ度



追テ右ハ六月中旬分ヨリ提出アリ度尙該交換證表紙ニ「無料」ト朱記スルコト

### ● 電話交換證ニ記入スル局名略號制定ノ件

昭和二年七月二十日  
逓監第一八八四號内務部長

電話交換局長(市外電話ヲ取扱ハサル局ヲ除ク)

電話交換作業能率ノ増進ヲ計ルタメ交換證ニ記入スル局名略號ヲ左ノ通制定セラレタルニ付來ル八月一日ヨリ實施相成度

記

散	逢	大	小	大	豐	局	喜	名	久	本	榮	局	大	東	蘭	小	貝	局	香	幌	野	泊	眞	局	内	廣	富	落	留	局	路	地	内	合	多	局	ナ	ヒ	ト	オ	加	局	イ	ロ	ム	チ	ル	略	ロ	口	ム	チ	略	號
江	坂	泊	能	泊	原	名	美	寄	春	斗	濱	名	泊	白	泊	沼	塚	名	内	幌	田	居	岡	名	路	地	内	合	多	局	ナ	ヒ	ト	オ	加	局	イ	ロ	ム	チ	ル	略	ロ	口	ム	チ	略	號						
チ	オ	ナ	コ	オ	ト	略	ナ	オ	ク	ホ	サ	略	ホ	ヒ	ラ	コ	カ	略	シ	ナ	ノ	マ	マ	略	内	廣	富	落	留	局	ナ	ヒ	ト	オ	加	局	イ	ロ	ム	チ	ル	略	ロ	口	ム	チ	略	號						
喜	名	追	久	本	榮	局	美	寄	手	春	濱	名	泊	白	泊	沼	塚	名	香	幌	田	居	岡	名	内	廣	富	落	留	局	ナ	ヒ	ト	オ	加	局	イ	ロ	ム	チ	ル	略	ロ	口	ム	チ	略	號						
美	寄	手	春	斗	濱	名	内	寄	手	春	濱	名	泊	白	泊	沼	塚	名	香	幌	田	居	岡	名	内	廣	富	落	留	局	ナ	ヒ	ト	オ	加	局	イ	ロ	ム	チ	ル	略	ロ	口	ム	チ	略	號						
内	寄	手	春	斗	濱	名	美	寄	手	春	濱	名	泊	白	泊	沼	塚	名	香	幌	田	居	岡	名	内	廣	富	落	留	局	ナ	ヒ	ト	オ	加	局	イ	ロ	ム	チ	ル	略	ロ	口	ム	チ	略	號						
喜	名	追	久	本	榮	局	美	寄	手	春	濱	名	泊	白	泊	沼	塚	名	香	幌	田	居	岡	名	内	廣	富	落	留	局	ナ	ヒ	ト	オ	加	局	イ	ロ	ム	チ	ル	略	ロ	口	ム	チ	略	號						
美	寄	手	春	斗	濱	名	内	寄	手	春	濱	名	泊	白	泊	沼	塚	名	香	幌	田	居	岡	名	内	廣	富	落	留	局	ナ	ヒ	ト	オ	加	局	イ	ロ	ム	チ	ル	略	ロ	口	ム	チ	略	號						
内	寄	手	春	斗	濱	名	美	寄	手	春	濱	名	泊	白	泊	沼	塚	名	香	幌	田	居	岡	名	内	廣	富	落	留	局	ナ	ヒ	ト	オ	加	局	イ	ロ	ム	チ	ル	略	ロ	口	ム	チ	略	號						

〔樺通〕

〔樺通〕

### ● 電話通話時數打切並回線利用方等ニ關スル件

大正十一年十月九日  
逓監第二九九二號

各電話取扱局長

右ニ關シテハ平素充分配意セラレ居ルコトト信スルモ尙左記事項ニ關シ取扱者ヲシテ特ニ留意セシメ遺憾ナキヲ期セラレ度

記

一、市外通話時間ノ打切ニ關シテハ規程ニ明定セラレ居ル處ナルモ往々緩漫ニ失スル傾アルヤニ認メラルルヲ以テ規程通勵行スルコト

二、市外回線利用ニ關シ規程第七條ニ「通話毎ニ交互ニ之ヲ爲スヘシ」云々トアルハ左ノ趣旨ナルヲ以テ誤解ナキ様注意スルコト

(イ) 回線ヲ交互ニ使用シ得ル場合

一通話時毎ニ交互回線ヲ使用シ得ヘキ場合ハ同一順位ノ通話ニシテ其ノ待合時間ニ大差ナキ場

合ニ限ルコト

(ロ) 回線ヲ交互ニ使用シ得サル場合

(一) 甲乙兩局間ニ通話順位ノ異ル通話アル場合ハ先ツ先順位ノ通話取扱ヲ完了セシムルコト

例 甲局ニ至急通話アルモ乙局ニ普通々話ノミナルトキハ甲局ノ至急通話ヲ完了セシムル迄ハ乙

- (二) 局ノ普通々話ヲ爲シ得サルコト
- 甲乙兩局トモ同一順位ノ通話ノミナルモ其ノ順位ニ屬スヘキ取扱數待合時間等ニ著シキ差異アルトキハ待合時間ノ多大ナル局ノ發信ヲ先ニシ相互略相等シキニ及テ交互使用ヲ爲スコト
- 三、市外通話ノ待合時間ニ關シ公衆ヨリ問合アリタル場合ハ事務上支障ナキ限之ニ對シ出來得ル丈満足ヲ與フル様一層配慮スルコト (例「時間ハ判リ兼ネマス」云々等ノ用語ハ成ルヘク之ヲ避クルコト)

● 電話通話停止ニ關スル件

大正十一年八月十日  
逓監第二三七三號

各電話交換取扱局長

電話加入者ニ對シ電話通話停止處分ヲ爲ス場合ニ於ケル各局ノ處理方區々ニ涉ルヤニ被認候ニ付將來左記各項ニ依リ取扱相成度  
右通牒ス

- 一 電話規則第七十九條第一項ニ依リ通話停止ハ料金又ハ補修費納付期限滿了ノ日ノ翌日午前零時ヨリ停止スルコト
- 二 各局ハ前項ノ納付期限滿了ノ日ノ前日爲替取扱時間終了後直ニ未納者ヲ調査シ未納者ニ對シテハ交換ノ間隙ヲ見計ヒ期限當日爲替取扱時間内ニ納付方電話ヲ以テ警告スルト共ニ期日迄ニ納付セサル

〔樺通〕

〔樺通〕

- トキハ前項ノ時刻ヨリ通話ヲ停止スヘキ旨通告スルコト
- 三 現金收納事務取扱者ト電話事務取扱者トハ常ニ氣脈ヲ通シ滯納金ノ納付ヲ受ケタル時ハ機宜ノ方法ニ依リ其ノ旨直ニ電話事務取扱者ニ通報スルコト
- 四 電話事務取扱者前項通報ヲ受ケタルトキハ直ニ通話停止ヲ解除シ且ツ其ノ旨電話ヲ以テ當該加入者ニ通知スルコト
- 五 通話ヲ停止シタルトキハ當該電話番號及加入者名ヲ交換室内賭易キ場所ニ掲示シ且各交換手ニ之ヲ周知セシムルコト
- 六 通話停止期間中ハ當該ジャックへ適宜ノ木栓ヲ挿入シ置クコト
- 七 通話停止及解除ハ其ノ都度電話加入者處分名簿 (電話加入事務規程)ニ登記シ一月分ヲ取纏メ様式第一號ニ依リ翌月三日以内ニ當課へ報告スヘシ
- 八 第一項ニ依ル場合ノ外通話停止又ハ除名若ハ取消處分ヲ要スル事實アリタル時ハ様式第二號ニ依リ指揮ヲ受クヘシ
- 様式第一號

電話通話停止報告

時	止	月	日	時	除	月	日	電	加	入	者	事	由
								話	番	號	氏		